

官報号外 令和三年三月三十一日

○第二百四回 参議院会議録第十二号

令和三年三月三十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

令和三年三月三十一日

午前十時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国と承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 関税税率等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

第六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する

令和三年三月三十一日 參議院会議録第十二号

永年在職議員表彰の件

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもつて表彰します。

〔拍手〕

○議長(山東昭子君) 関口昌一さんから発言を求められました。発言を許します。関口昌一さん。

〔関口昌一君登壇、拍手〕

先生に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

○関口昌一君 参議院議員一同を代表して、ただいま永年在職によって表彰されました金子原二郎先生に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

○議長(山東昭子君) 関口昌一さんから発言を求めてきました。発言を許します。関口昌一さん。

〔関口昌一君登壇、拍手〕

先生に対しまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

服べき課題が山積しておりますが、このような状況だからこそ、本院が果たすべき役割は非常に大きなものがあると思います。

金子先生におかれましては、今後とも健康に留意され、国民のため、参議院のため、そして我が國議会制民主主義の発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お祝いの言葉を代えます。

誠におめでとうございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 金子原二郎さんから発言を求められました。発言を許します。金子原二郎さん。

〔金子原二郎君登壇、拍手〕

金子先生は、昭和五十八年に衆議院で初当選されて以来、十四年二か月にわたり衆議院議員として御活躍をされました。その後、長崎県知事を務められた後、平成二十二年に参議院議員に当選され、この度、国会議員として在職二十五年を迎えた。

この間、金子先生は、建設政務次官、衆議院においては、石炭対策特別委員長、法務委員長を、本院においては、決算委員長、情報監視審査会会長、資源エネルギーに関する調査会長、予算委員長等を歴任され、現在も政治倫理審査会会长の重責を果たされております。

このように、金子先生は、高い見識と豊かな経験に基づき、我が国の議会政治発展のため御活躍をされております。

ここに、我々議員一同は、先生の二十五年間の御功績に対しまして深い敬意を表しますとともに、本日、栄えある表彰を受けられましたことに對し、心からお祝い申し上げます。

現在、我が国を取り巻く環境は誠に厳しく、克

それはやはり政治の力であり、私の選択は間違つていなかつたと思つています。

私は、大学を卒業後、水産関係会社に勤務し、その後、家業に戻つて、インドネシアなど海外に

長期間滞在したほか、以西底引き網や巻き網などに従事し、水産日本の最盛期を支えてきました。

そのような中、地元長崎で青年活動をするうちに、長崎県は第一次産業が中心で、これといった基幹産業が少なく、ふるさと長崎県の将来を考えたときに、どうにかしなければならないという思いに至りました。

私の父が衆議院議員だつたこともあって、政治は身近にありました。三十歳のとき、あえて父の地盤とは違う長崎市の選挙区から長崎県議会議員に立候補して当選し、以後三期務めました。

そして、昭和五十八年十二月、父、岩三の引退に伴い、衆議院議員選挙への立候補を決意しました。

当時は、いわゆるロツキード選挙と言われる大逆風の選挙でしたが、多くの支援者の皆様のお力添えもあり、厳しい選挙戦を勝ち抜きました。

以後、中選挙区制度で四回、小選挙区制度で一回当選し、この間、政治改革や選挙制度改革、自民党が初めて野党に転落するなど、激動の時代を経験してきました。

五期目の途中で、当時の長崎県知事が引退表明したのに伴い、ふるさと長崎県を良くしたいという一心で知事選への立候補を決意しました。先輩議員や同僚議員から、五期もやつたのにもつたといふ声を多くいただきましたが、ふるさとへの思いの方が勝り、激しい選挙戦を繰り広げた結果、当選しました。

長崎県知事としては、特に行政の効率化に力を入れました。民間でやれるものは民間で、公でやるべきものは公でという基本理念を掲げ、様々な改革を推進してまいりました。

当時は、市町村がいわゆる箱物行政で競い合うような時代でしたが、人口減少が進む長崎県内の市町村にあつては、行政の効率化と優秀な人材を確保するために、ある一定程度の行政規模が必要だと考え、市町村合併を推進してきました。

関係合併市町村の御理解、県議会の御協力もあり、長崎県内で七十九あつた市町村を二十一に再編統合しました。

長崎県知事は三期十二年務めましたが、私は常々権力の座には長くいるものではないと考えていましたから、周囲からもう一期やるべきだとのお話をあつたものの、きつぱりと退任を決意しました。

平成二十二年三月、知事を退任した当時、自民党は野党でありました。運命とは不思議なもので、衆議院議員の当選同期であり、当時の自民党幹事長であった大島理森先生から、もう一度自民党政権をつくるために協力してくれないかと参議院選への出馬要請を受けました。

また、参議院議員として、決算委員長、初代情報監視審査会会长、資源エネルギーに関する調査会長、そして予算委員長を三年間と、絶えず活躍

いたつもりです。ふるさとを思い、ふるさとのためにこれまで働いてこられたことは、身に余る光榮であります。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

普通交付税は合併後十年間の特例期間の後、五年間の経過措置で段階的に減額されることになります。年間の経過措置で段階的に減額されることになつたこともあります。どんな立場にいましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

私は知事時代、全国に先駆けて合併を推進してまいりましたが、合併市町村から廃止への懸念の声が相次いでいました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔長峯誠君登壇、拍手〕

○長峯誠君　ただいま議題となりました在日米軍駐留経費負担に係る特別協定改正議定書につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この議定書は、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の有効期限を一年間延長し、二〇一二年三月三十一日までとするなどを規定するものであります。

委員会におきましては、日米同盟及び在日米軍の重要な性に関する米国の認識、在日米軍駐留経費負担の在り方、今後の特別協定に係る政府の交渉方針、光熱水料等の日本側負担を引き下げる必要性、米軍再編に伴う在日米軍従業員の雇用への影響等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の井上理事より反対、立憲民主・社民の小西理事より賛成、沖縄の風の伊波委員より反対する

官報(号外)

旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。本件を承認することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。

(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第一 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長上月良祐さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○上月良祐君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、有明海及び八代海等の再生のために行う事業について、国の補助割合の特例期限を延長するとともに、地方債の特例措置を追加しようとあります。

○佐藤信秋君 つきまして、財政金融委員会における審査の経

委員会におきましては、提出者の高島修一衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、対象海域の現状及び法改正の意義 干拓による環境への影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。本件に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第二 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長佐藤信秋さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○上月良祐君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経

過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に對応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、税關における水際取締り強化の方策、関税率等の納付手段の多様化等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。本件に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第三 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長佐藤信秋さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○上月良祐君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経

過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢等につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、改良すべきものと決定いたしました。

○江崎孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、改良すべき踏切道の指定方法の見直し、地方踏切道改良計画の義務付け、踏切道の改良方法への踏切道密接関連道路の改良の追加、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設等の措置を講ずることにも、広域災害応急対策の拠点となる防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設、鉄道事業者による災害時の他の土地の使用等に係る措置の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、いわゆる開かずの踏切と言われる踏切道の対策や、遮断機、警報機がな

い踏切等の安全対策、連続立体交差事業の現状と課題、道の駅等の防災拠点としての活用、事前災対策としての鉄道事業者による植物の伐採等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。本件に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第四 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長江崎孝さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○上月良祐君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経

過

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。本件に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。本件に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。本件に賛成の皆さんのが起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。本件に賛成の皆さんのが起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしました。本件に賛成の皆さんのが起立求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 日程第五 放送法第七十条
第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長浜田昌良さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔浜田昌良君登壇、拍手〕

○浜田昌良君 ただいま議題となりました放送法第七十条の規定に基づき、承認を求めるの件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の令和三年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算においては、一般勘定事業収支は、事業収入が六千九百億円、事業支出が七千百三十億円で、二百三十億円の收支不足となります。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補填することとしております。

また、事業計画においては、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平公正に伝えるとともに、受信料の公平負担の徹底、組織の効率化の推進等に取り組むとしております。

なお、本件につきましては、総務大臣から、收支予算等については、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保すること等を求める意見が付されております。

委員会におきましては、公共放送の在り方、受

信料の引下げ、放送波の整理、削減、放送センター建て替えの見直し、経営委員会議事録公開の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されておりま

す。

○議長(山東昭子君) これより採決をいたしま

す。本件を承認することに賛成の皆さん起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

長太田房江さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田房江君登壇、拍手〕

○太田房江君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校等の学級編制の標準を改めようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、少人数学級の効果、教員確保に向けた取組、更なる学級編制の標準の引下げの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・市民の斎藤理事、国民民主党・新緑風会の伊藤委員、日本共産党の吉良委員より、それぞれ賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對して附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。那谷屋正義さん。

〔那谷屋正義君登壇、拍手〕

○那谷屋正義君 立憲民主・市民の那谷屋正義であります。順次発言を許します。那谷屋正義さん。

会派を代表し、ただいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に對し、賛成の立場から討論を行います。

まず、本案について本会議での討論の場を設定いたいたことに、各会派の議運の委員の皆様方を始め全ての議員の皆様に感謝いたします。

そして、討論に先立ち、政府に對して一言申し上げます。

三月二十五日十五時時点で、政府は、今国会に提出した法案のうち、十三府省庁の計二十三法案、一條約の条文や関連資料で計百三十四件に誤りが見付かったとの報告がありました。また、本法律案についても参照条文に一か所誤りがあったことが分かっています。

ここまで幅広い省庁にわたつて数多くの誤りが見付かたのは前代未聞の事態であり、国会軽視も甚だしい。言語道断であると言わざるを得ません。自公による長期政権、そして菅政権のおごり、緩みのせいではないでしょうか。法案の成立を急ぎ、成果、実績としたいがために、法案の策定から提出までの立法作業に無理が生じていたのではないかでしょうか。新型コロナウイルスに関する対応の影響も推察されますが、間違いや訂正が存在する法案を国会に提出されでは審議することはできません。いま一度、政府には猛省を促したいと思います。

さて、この法案は、公立小学校の学級編制の標準を今後五年掛けて三千五百人に引き下げるものであります。これは、十年前の民主党政権においても教育政策の一丁目一番地として掲げていた内容で、小学一年生の三十五人学級は制度化したもの、その後の政権交代によって、その政策実現が妨げられてきました。このことに不満と疑問を抱かずにはいられませんが、教育現場を始めとする

教育に携わる関係者が長らく渴望していた制度であり、この度の萩生田文部科学大臣を始め文部科学省の立法に対する御努力には率直に敬意を表したいと思います。

源を使い充実を図ってきたものです。

百二十一人をピークに減少傾向にあり、二〇一九年度は前年度比三千九百五十一人減の四万四千七百十人となっています。

本法案の成立により学級規模の縮小が実現されることは、子供たちのための眞の教育改革との第一歩であります。

教育現場は、一人一人の子供たちに向き合い、触れ合う中で、その可能性を引き出すためにきめ細かな指導をすることが必要であり、協働的な学びを実現するためには、安全、安心な教育環境を整備する必要があると考えます。

ように強く国に求めます。

また、今年一月、中教審から小学校高学年への教科担任制の導入が答申されました。よもや加配定数からの置き換えや付け替えが行われることはないと想いますが、実質的な定数増を行うことを

取り組む優れた教員を確保するためには、教員採用倍率の低下に歯止めを掛ける施策の実施が不可欠です。そのために、教育職員の勤務実態調査を行い、給特法やその他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加えるとともに、

まだまだ山積していいる課題に対して、子供たちに豊かな学びを保障する観点から、教育現場の層の改善を図るため、文部科学省が実態に応じた更なる政策を推進されることを強く要望いたしました。

政府は、少人数学級の効果検証結果等については、学力の育成のみに矮小化せず、指導方法、学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応なども含め総合的に検討した上で、本法律案の内容に加え、中学校段階においても三十五人学級の早期実現と、将来的には三十人学級を含め検討し、各学校での望ましい指導体制の構築に努めることが求められております。

強く求めておきます。小学校高学年の教科担任制は、高学年を担当する教員の持ち授業の軽減につながります。教員の持ち授業時数に上限を設け、教員の負担軽減を図り、働き方改革を前進させることも重要です。

また、本法律案で計画的な教員定数の改善が図られることにより、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなります。国は、非正規教員がこれ以上増加することのないよう、地

人確法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るなど、魅力ある職業として確立すべきです。さらに、教員から悪評の高い教員免許更新制については、廃止を含め抜本的な見直しが必要だたとえます。

こうした課題解決によって、国づくりの根幹である教育を担う教員をしっかりと確保する必要があります。

私事になりますが、私は、一九八一年に横浜市

○議長（山東昭子君） 那谷屋先生、時間でござります。

○那谷屋正義君（続） 本法案を提出された文科大臣、文科省もきっと褒められて育ちます。このことに期待をし、討論をいたします。

○議長（山東昭子君） 御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔伊藤孝恵君登壇、拍手〕

また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても早急に検討すべきであり、少人数学級の実現に向けて議論を始めていただきたいことも申し添えます。

方公共団体に対し、正規教員を計画的、安定的に採用・配置するよう促すことが重要です。学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策における新たな業務も附加され、教職員の命と健

立の小学校の教員になりました。通常の新採用者は四月一日付けであります。私は十六日採用でした。その前の年に四十五人学級から四十人学級に制度が変わり、私の配属学年は、四月の上旬に

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。

本法律案における向こう五年間の段階的な五人学級編制を実現するに当たっては、必要な配定数を削減することなく、安定的な財源によつて措置されるべきであることは言うまでもありません。

康はこれまで以上に脅かされています。子供たちの豊かな学びを保障し、教職員が生き生きとやりがいを持つことができる教育現場づくりがこれまで以上に求められています。

今、教員は、尊敬される職業とのイメージが薄れ、過酷なブラック職業と敬遠される傾向にあると言えます。二〇二〇年度採用の小学校教員試験の倍率は二・七倍と過去最低を更新しました。教員の大量退職が背景にあるとはいえ、小学校教員採用試験の受験者数は一九七九年度の七万四千八百

児童が増えたために学級再編制が行われ、学級が増えたことに伴う採用でした。それからおよそ四十年、学校現場は当時とは大きく変わり、求められる児童一人一人に行き届いた教育実践が大変困難となっています。

例えば、休み時間に子供たちと遊ぶということは、教室では見られない子供の顔を見ることがでいるなど、求められる個に応じた教育をする上での大切だったわけですが、今の現場では多忙化が深刻さを増し、一緒に遊ぶことは困難な状態

小さな円を描くより、大きな弧を描いて飛
ぼしい。卒業の日、そう言つて私たちを学びやか
ら送り出してくれた先生がいました。あのときは
よく分からなかつた言葉の意味を、四半世紀以上
を経て今、社会の様々な理不尽を知り、損得やそ
んたくを知り、わきまえずに発言してたたかれる
日もある中で、思い出すことがあります。きれい
になんてまともならなくていい、ただ精いっぱい挑
戦をする、悔いのない人生を。亡き恩師から贈られ
た言葉の力を感じます。

我が国の平成は、まるで小さな円を描くかのような縮こまつた三十年でした。国の予算規模は一・七倍、社会保障費は三・三倍になる一方で、文科省予算はおよそ五兆円台でほぼ横ばい。初等教育から高等教育までの教育機関に対する公的支出の対GDP比は、OECD平均が四・一であるに対し、日本は二・九と、比較可能な三十八か国の中でも下から二番目。前回調査までは三年連続最下位でした。科学技術研究費についても同様で、日本が未来への投資を出し惜しみしている間、アメリカや中国は何倍、何十倍もの予算を投じてきました。

特に、中国は、研究開発費そのものを伸ばすだけなく、基礎研究の割合を一五%以上にすることを目標にするとともに、アメリカやヨーロッパの一流大学に戦略的に自国の若者を送り込み、その研究者たちが国内に戻つて拠点を構えた今、中長期の産業競争力や、安全保障をも左右すると言われている量子技術の発展期を迎え、爆発的な躍進につながっています。

失敗を恐れず挑戦を続け、子供や若者の可能性に投資してきた国と、社会保障費の増加を言い訳にそれを怠つてしまつた我が国の差は埋め難く、一九九〇年、平成二年には世界第一位だった日本の国際競争力は、昨年三十四位にまで転落してしまいました。過去最低です。

一九八九年、平成元年の世界時価総額ランキンングで、上位二十五社中、日本企業が十八社を占めていましたが、昨年はゼロ。最高はトヨタ自動車の四十一位でした。

とはいっても、我々はこの間もずっと勤勉に働いてきました。二十四時間戦えますかと歌っていたあの

我が国の平成は、まるで小さな円を描くかのように
うな縮こまつた三十年でした。国の予算規模は
一・七倍、社会保障費は三・三倍になる一方で、
文科省予算はおよそ五兆円台でほぼ横ばい。初等
教育から高等教育までの教育機関に対する公的支
出の対GDP比は、OECD平均が四・一である
に対し、日本は二・九と、比較可能な三十八か
国の中で下から二番目。前回調査までは三年連続
最下位でした。科学技術研究費についても同様
で、日本が未来への投資を出し惜しみしている
間、アメリカや中国は何倍、何十倍もの予算を投
じてきました。

のＣＭは、平成元年から三年もの間、茶の間に繰り返し流れきました。バブルが崩壊したって、コロナ禍の今ですら、この国の働き方は相変わらずブラックです。

日本は怠けていたのではなく、時々刻々と変わるもの、世界のゲームルールやニーズ、デバイスの進化や、それらが人間の二十四時間をどう変化させるのか、怠惰や欲望をどうマネタイズするかの競争に付いていけなかつた。デジタルプラットフォームをつくること、デファクトスタンダードを取ることができなかつた。それは全て、技術やサービスは人にしかつくれ

変化する中で、必要な改革にちゅうちょなく取り組むものだそうですが、ならばなおさら、それを遂行できる指導者、教員の確保をいかになしていくか、同時に策を提示すべきでした。

しかし、第二に、今後最も課題になるのは教員の確保と養成であることは明白です。にもかかわらず、定額働かせ放題の給特法、形骸化している免許更新制度、処遇の改善や、公立小中学校で

第三に、幼稚園から高等学校、特別支援学級に至るまで、異なる少人数学級の実現に向け、附則第三条に示されている効果検証結果の運用が不明確だった点です。

少人数学級とICT教育を車の両輪として実現する。なかつたからにはほなりません。この過小投資のツケを、私たちは今から支払うことになります。この状況を見てもなお、少人数学級の効果は薄いとして、最後まで法改正に否定的だった財務省は、交渉に臨まれた萩生田大臣及び文科省、自治体、教育関係者の皆様に心からの敬意をささげる。とともに、内容の十全でない点はお伝えし、更なる措置を早急に検討いたぐため、本法案の課題を具体的に指摘させていただきます。

第一に、我が国の現状を踏まえ、未来を生きる子供たちはどんな力を備えるべきなのか、保有するべきなのか、評価と逆算から義務教育の在り方や授業内容を考え、その上で学級規模の位置付けを論じるべきを、それが曖昧模糊としていた点です。

およそ六%、公立高校でおよそ一九%となつた非正規教員の課題は放置する一方で、教員に求められる資質、能力として、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門知識、実践的指導力、総合人間力、コミュニケーション能力に加え、今年からはファシリテーション能力やICT活用指導力、これを臆面もなく掲げているところです。

この十五年間で教員の賃金は七%も低下しています。二〇一六年に文科省が実施した実態調査によれば、過労死ラインを超える教員は、小学校で三三・五%、中学校では五七・六%を占め、こんな長時間労働の中にあつても休憩時間は小学校で三分、中学校で四分と、もはや教員の崇高な使命感ややりがいを榨取して帳尻を合わせる域をとうに超えていきます。

今回の法改正により、五年間でおよそ一万三千五百人の教員が新たに必要になる見込みですが、教員採用試験の受験者及び倍率は年々減少傾向にあります。その根本原因は何なのか。それをひも

た。同感です。

しかし、その現実は、その正しさは横に置いて交渉に臨まなければなりません。財務省は、まずは三十五人学級の効果・検証を見てからでしか次には進まないとの立場です。であれば、効果を測るために、最低でも、ターゲット、ゴール、評価指標、KPI、トレース、この五つの設定は必要で、特にトレースは、施策の前後で実施しなければ差異が見えませんので、現時点でもし戦略が策定できていないとすれば、それは既に交渉に負けていると言つても過言ではありません。

戦略とは、戦いを省略することです。子供たちに投資することのは是非など、語る道理はあります。不要な折衝を回避するためにも、是非運用を早期に確立してください。

以上、本法案の残された課題について申し述べました。

の標準に関する法律の一部を改正する法律案

六

とき、指さし、改善することでしか、子供たちの学びを支える唯一無二の学校に、思いのある若者や社会で培つたあらゆる経験や感覚を有する多様

な転職人材を招き入れることはかないません。

最後に、子供たちの心、孤独についてです。

小中高生の自殺者は、昨年、一九八〇年の統計開始以来最多となりました。先進七か国で若者の死因の第一位が自殺である国は日本しかないと言わるたびに、時の政治家がこれを放置してはいけないのだと強く思います。

ステイホームの中で、児童虐待件数は過去最多となりました。DV相談件数も過去最大、親の暴力や暴言を目の当たりにする面前DVなど、心理的虐待は僅か七年でおよそ八倍に膨れ上がっています。

子供たちの生きづらさは逃げ場所がないことです。その意味で、学校という居場所は子供たちの逃げ場所でもありました。一斉休校などによつては、大人が思う何百倍も子供たちにとってかけがえのないものだったからこそ、絶望も大きかつたのだと思います。

これから私たちは、コロナ世代の子供たちをじつと見詰め、長く見詰め、守つていかなければなりません。助けてと言えない子供たち、発達障害や外国をルートとする児童生徒、不登校や引きこもり、ヤングケアラー、こういった特別な伴走が必要な子供たちにとって、周りの大人たちのまなざしと声掛けこそが生きることにつながる最後の一縷です。

小さな円を描くより、大きな弧を描いて飛ぶことは、時に不格好で傷つくこともあるかもしません。でも、弧のようにしなり、折れない心を養つて、子供たちには幸せに巣立つていってほしい。この法案がそれらに資するものであるように、そんな切なる願いを申し上げ、私の討論を終

ります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 吉良よし子さん。

(吉良よし子君登壇、拍手)

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案について、賛成の討論を行います。

少人数学級の実現は、保護者、教職員、地方自治体など関係者が長年にわたつて求めてきたもの

です。例えば、三十人学級、行き届いた教育を求める全国署名は、全国各地で長きにわたり継続的

に取り組まれ、集まつた署名の数は三十二年間で

累計四億六千万筆にも上っています。

本法案は、四十年ぶりに小学校二年生から六年生までの学級規模を四十人から三十五人に縮小す

るものであり、幅広い国民の世論と運動が勝ち取つた大きな前進です。

この前進を勝ち取る大きなきっかけになつたのは、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減のために取り組まれた分散登校です。

分散登校中には一クラスの人数が二十人ほどになり、一人一人の学びの状況が捉えやすく、子供たちも学びに集中していました。あのような学習

環境が日常から実現できれば、学校が変わると実感しました。子供たち一人一人と目が合い、互いにしない、置き去りにしない、明るい未来を

の存在を感じることができます。

あわせて、本法案では中学校が対象とされてい

ないことについて、菅総理や萩生田文科大臣が国

会の場において、中学校を念頭に検討すると明言

したことは重要です。直ちに具体化を求めます。

さらに、特別支援学校、特別支援学級、公立の幼稚園、高等学校でも少人数学級の実現へ、三十

五人などまらず、三十人学級の早期実現を求めます。

昨年取り組まれた少人数学級を求めるネット署名のメッセージ欄を見ると、多くの教員、保護者

や子供たちが、教室が少人数であることの良さを

実感したという声があふれています。

昨年七月に教育研究者有志十二名が提起した少人数学級実現を求める署名は、僅か三ヶ月で二十万筆集まるなど、これまで全国各地で取り組まれた署名とともに、分散登校を通じ少人数の良さを実感した人たちの声が、今回の三十五人学級を実現、後押ししたことは言うまでもありません。

一方、本法案は、少人数学級を新二年生から段階的に実施するとしており、新三年生以上は卒業まで四十人学級のままです。昨年、子供たちに少人数学級をプレゼントしようと署名を集め、声を上げた保護者とその子供たちのほとんどは対象外となります。同じ小学生なのに、なぜ我慢し続けなければならないのでしょうかとの訴えも出されています。

この法案は、少人数学級を新二年生から段階的に実施するとしており、新三年生以上は卒業まで四十人学級のままです。昨年、子供たちに少人数学級をプレゼンントしようと署名を集め、声を上げた保護者とその子供たちのほとんどは対象外となります。同じ小学生なのに、なぜ我慢し続けなければならないのでしょうかとの訴えも出されています。

一方、本法案は、少人数学級を新二年生から段階的に実施するとしており、新三年生以上は卒業まで四十人学級のままです。昨年、子供たちに少人数学級をプレゼントしようと署名を集め、声を上げた保護者とその子供たちのほとんどは対象外となります。同じ小学生なのに、なぜ我慢し続けなければならないのでしょうかとの訴えも出されています。

題です。

この間、学校現場では、教員不足から年度当初に学級担任がいないなど、教育に穴が空く事態が全国各地で生じています。全国九割の自治体で、毎年のように、複数の学校で一週間以上代替教員が見付からず、ほかの教員等が代わりに授業をしているという実態があります。こうした教員不足は国の責任で解消すべきです。

何より、二〇〇五年に第七次教職員定数改善計画が終了して以降、国が新たな定数改善計画の策定を行つてこなかつたことで、地方自治体が見通しを持って正規の教員を採用できなかつたことは重大です。各自治体で教員の正規採用が減る一方、臨時の任用の教員はこの十年間で四千人以上も増えていて、雇用の調整弁となつています。

この機に、非正規教員の正規化を進めることを求める。そのためにも、国が改めて定数改善計画を策定し、教員確保の見通しを示すことが必要です。

一方、臨時の任用の教員はこの十年間で四千人以上も増えていて、雇用の調整弁となつています。

官 報 (号 外)

令和三年三月三十一日 參議院會議錄第十二号

參議院會議錄第十二號

議長の報告事項

議長の報告事項
去る二十六日議長において、次のとおり常任委員

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

令和三年度政府関係機関予算
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案
地方法等の一部を改正する法律案
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東日本大震災の被災地における金融支援の継続・強化に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)

M & Aを促進するための税制上の措置に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第四二号)

同内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員斎藤嘉隆君提出(第三五号)

び大臣政務官規範に関する質問に対する答弁書

(第三五号)

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する第三

回質問に対する答弁書(第三六号)

参議院議員松沢成文君提出戦時中の中国人労務者に関する質問に対する答弁書(第三七号)

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(六月二十一日任期満了の一宮なほみの後任)

川本 裕子

記

(六月三十日任期満了の佐藤洋の後任)

脇 昌子

記

(同日内閣から、左記の者を食品安全委員会委員に任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月三十日任期満了の牛尾陽子の後任)

小高 咲

記

(同日任期満了の吉田緑の後任)

川西 徹

記

(同日任期満了による再任)

伊藤 充

記

(同日任期満了による再任)

浅野 哲

記

(同日任期満了による再任)

香西みどり

記

(六月三十日任期満了の佐藤洋の後任)

山田 俊雄

(同日任期満了の成瀬純子の後任)

菊池 洋一

記

(六月二十日任期満了による再任)

川本 裕子

記

(同日任期満了の牛尾陽子の後任)

小高 咲

記

(同日任期満了の齊藤誠の後任)

辻 琢也

記

(同日任期満了による再任)

飯塚 敏晃

記

(同日任期満了による再任)

秋山 美紀

記

(同日任期満了による再任)

若生 俊彦

記

(同日任期満了の堀口逸子の後任)

大橋 洋一

(六月十五日任期満了による再任)

和田 貴志

記

(六月三十日任期満了の松田隆利の後任)

秋山 美紀

記

(同日任期満了の高橋滋の後任)

飯塚 敏晃

記

(同日任期満了による再任)

飯塚 敏晃

記

(同日任期満了の松永和紀の後任)

若生 俊彦

記

(同日任期満了の松永和紀の後任)

飯塚 敏晃

記

(同日任期満了の松永和紀の後任)

飯塚 敏晃

記

(六月二十九日任期満了の西田貴子の後任)

中川 順子

(同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。

記

(同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。

記

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査官に対する質問に対する答弁書を受領した。

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査官に対する質問に対する答弁書を受領した。

記

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査官に対する質問に対する答弁書を受領した。

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査官に対する質問に対する答弁書を受領した。

記

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査官に対する質問に対する答弁書を受領した。

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査官に対する質問に対する答弁書を受領した。

記

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査官に対する質問に対する答弁書を受領した。

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査官に対する質問に対する答弁書を受領した。

記

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査官に対する質問に対する答弁書を受領した。

官報 (号外)

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律		日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律	
財政金融委員会		法第二(五号) 法務委員会に付託	
同日次の質問主意書を内閣に転送した。		オリンピック・パラリンピック観客等向けアブリに関する質問主意書(伊藤孝恵君提出)(第三九号)	
同日議長は、サイソンボーン・ボムヴィハーン・ラオス人民民主共和国国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。		同三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員		内閣委員	
同日議長は、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	
決算委員		決算委員	
行政監視委員		行政監視委員	
環境委員		環境委員	
辞任 未松 信介君 補欠 野上浩太郎君 高橋はるみ君		辞任 新妻 秀規君 補欠 西田 実仁君 秀規君	
辞任 本田 順子君 補欠 高橋はるみ君		辞任 清水 真人君 補欠 有村 治子君	
辞任 勝部 賢志君 補欠 石川 大我君		辞任 新妻 秀規君 補欠 西田 実仁君	
文教科学委員		文教科学委員	
辞任 世耕 弘成君 補欠 德茂 雅之君		辞任 新妻 秀規君 補欠 西田 実仁君	
厚生労働委員		厚生労働委員	
辞任 末松 信介君 補欠 本田 順子君 順子君		辞任 三木 享君 補欠 世耕 弘成君	
経済産業委員		経済産業委員	
辞任 青山 繁晴君 補欠 石井 正弘君 正弘君		辞任 伊藤 岳君 補欠 吉良よし子君	
辞任 高橋はるみ君 補欠 未松 信介君 信介君		辞任 滝沢 求君 補欠 野上浩太郎君	
辞任 野上浩太郎君 補欠 羽生田 俊君		辞任 豊田 俊郎君 (豊田俊郎君の補欠)	
国土交通委員		国土交通委員	
辞任 新妻 秀規君 補欠 西田 実仁君 実仁君		理事 豊田 俊郎君 (豊田俊郎君の補欠)	
予算委員		予算委員	
外交防衛委員		外交防衛委員	
辞任 青山 繁晴君 補欠 石井 正弘君 正弘君		理事 豊田 俊郎君 (豊田俊郎君の補欠)	
財政金融委員		財政金融委員	
辞任 高橋はるみ君 補欠 未松 信介君 信介君		理事 豊田 俊郎君 (豊田俊郎君の補欠)	
辞任 福山 哲郎君 補欠 石垣のりこ君 石垣のりこ君		理事 豊田 俊郎君 (豊田俊郎君の補欠)	
決算委員		決算委員	
辞任 山田 宏君 補欠 今井絵理子君 今井絵理子君		理事 豊田 俊郎君 (豊田俊郎君の補欠)	
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。		厚生労働委員会	
有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)		理事 自見はなこ君 (自見はなこ君の補欠)	
農林水産委員会に付託		同日委員長から次の報告書が提出された。	
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第九号)		有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)	
災害対策特別委員会に付託		関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)	
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。		関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第一二号)	
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号)		踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(閣法第一三号)	
総務委員会に付託		放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号)	
辞任 德茂 雅之君 補欠 世耕 弘成君		公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)	
内閣委員		放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(閣承認第一号)	
辞任 德茂 雅之君 補欠 世耕 弘成君		日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び	
総務委員		日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び	
辞任 石井 正弘君		日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び	
補欠 青山 繁晴君		日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び	

令和三年三月三十一日 參議院會議錄第十二号

安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並び

に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
(閣条第一号) 審査報告書

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第九号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

一、委員会の決定の理由
この議定書は、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の有効期限を一年間延長し、二千二十二年三月三十一日までとすることを規定している。この議定書の締結に基づく現行の特別協定の延長は、日米安全保障条約の目的達成のため我が国に駐留する合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものと考えられるので、おむね妥当な措置と認める。

衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等
二十四条についての新たな特別の措置に関する日
本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議
定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三
号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める

1 次のとおり協定した。

2 特別協定第一条及び第二条中「一千一十年」を「二千二十一年」に改める。

3 特別協定第七条中「二千二十一年三月三十一日」を「二千二十二年三月三十日」に改める。

この議定書は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならぬ。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。この3の中段の規定にかかわらず、この議定書が二千二十二年三月三十日後に効力を生ずる場合に

関する質問主意書(浜田聰君提出)(第四三号)
プラスチック製買物袋有料化の目標値等に関する質問主意書(浜田聰君提出)(第四四号)

一、費用
この議定書の規定を実施するため、令和三年度一般会計予算(防衛省所管)に、千六百四十三億円が計上されている。

る。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新た

の中段の規定にかかるわらず、この議定書が二千二十一年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、両締約国は、この議定書が二千二十二年三月三十日に効力を生じたものとしてこの議定書を適用する。

参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方に関する質問に対する答弁書(第三八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域

区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書

書を適用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。、

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域

措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

日本国及びアメリカ合衆国(以下「両締約国」という。)は、
両締約国間の多年にわたる友好関係及び協力を認識し、

二千二十一年二月二十四日に東京で、ひとしく
正文である日本語及び英語により本書二通を作成
した。

する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

両締約国間の堅固な安全保障関係及び防衛関係の重要性を再確認し、

日本国のために
茂木敏充
アメリカ合衆国のために
ジョセフ・M・ヤシング

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 山東 昭子殿

年四月一日に効力を生じた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たに特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「特別協定」という。)を改正する

ジヨセフ・M・ヤング

審査報告書

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年三月三十日

農林水産委員長 上月 良祐

参議院議長 山東 昭子殿

令和三年三月十八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

場特定事業(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律
第一百三十七号)第四条第一項に規定する漁港漁

場整備事業(同項第二号に掲げるものに限る。)
のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保

全及び改善を図るために行う事業で政令で定め
るものをいう。以下この条及び次条において同
じ。に係る経費については、他の法令の規定に

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有明海及び八代海等の海域にお
いて赤潮や貧酸素水塊の発生が続いている、水
産資源が回復するに至っていないこと、近年頻

發する豪雨等に伴い発生する海岸漂着物がこれ
らの海域の環境の悪化の原因となり得ること等
に鑑み、港湾又は漁港における汚泥等の堆積を
排除するために行う事業及び漁場における特定
の漁港漁場整備事業に係る経費に対する国の補
助の割合の特例並びにこれらの事業に係る経費
に関する地方債の特例について定めるとともに
に、国及び地方公共団体による海岸漂着物の処
理並びに有明海・八代海等総合調査評価委員会
による所掌事務の遂行の状況の公表について定
めようとするものであり、妥当な措置と認め
る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費としては、平年度約二
十四億円の見込みである。

附帯決議

国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝
庫である有明海及び八代海等を豊かな海として再
生するため、「有明海及び八代海等を再生するた
めの特別措置に関する法律」に基づき、海域環境

の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁
業振興に関する取組が行われてきた。しかしながら、
その再生は道半ばであり、今後も引き続き、
有明海及び八代海等における漁業振興に関する施
策を強力に推進する必要がある。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項
の実現に万全を期すべきである。

一、有明海及び八代海等の海域環境の保全及び改
善のため、赤潮や貧酸素水塊の被害防止対策、
近年頻發する豪雨等に伴い発生する海岸漂着物
等の除去及び処理のための十分な予算を確保
し、地方公共団体と協力して取組を推進すること。
二、有明海及び八代海等における漁場生産力の増
進、水産動植物の増殖及び養殖の取組を支援
し、同海域における水産資源の回復と持続的な
利用を確保し、漁業振興に関する取組を着実に
進め加速化すること。その際、指定地域内の状
況の違いに十分配慮すること。

三、有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌
事務の遂行状況の公表に当たっては、有明海及
び八代海等における環境等の変化の原因・要
因、再生の方策が分かりやすいものとなるよう
十分に配慮すること。また、国及び関係県が行
う調査の内容については、地域や季節によつて
状況が大きく異なる同海域の特性を十分に踏ま
え、きめ細かな分析を行うこと。

右決議する。

有明海及び八代海等を再生するための特別措
置に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

を加える。

県計画に基づいて地方公共団体が行う特定事業で総務省令で定めるものにつき令和二年度から令和十三年度までの各年度において当該地方

公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地

方債をもつてその財源とすることができる。

第十四条中「除去」の下に「海岸漂着物の処理」を加える。

第二十五条に次の二項を加える。

3 委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第八条から第十条までの規定は、令和三年度以降の年

度の予算に係る国の補助(令和二年度以前の年

度に支出すべきものとされたものを除く。)

について適用し、令和二年度以前の年度に債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び令和二年

度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で令和三年度以降の年度に繰り越されたものについて

は、なお従前の例による。

二 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入や

経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

審査報告書

関税率法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年三月三十日

財政金融委員長 佐藤 信秋

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、

関税率表の品目分類の調整、災害等による納期限等の延長制度の拡充、電子帳簿等保存制度の見直し、通関時における関税等の納付手段の多様化、暫定関税率の適用期限の延長、特恵関税制度の適用期限の延長等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行に伴う令和三年度一般会計の関税減収見込額は、約十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から

国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外

経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

二、輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入や

経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

三、関税率法等の一部を改正する法律案

右は内閣提出案は本院においてこれを可決した。

増加傾向にある覚醒剤等の不正薬物の密輸入を阻止する観点から、税關においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。

関税率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

最近におけるグローバル化の進展や日英包括的経済連携協定の発効等に伴い、税關業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税關業務の実現を図り、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税關職員の定員の確保、待遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

参議院議長 山東 昭子殿

衆議院議長 大島 理森

令和三年三月十八日

参議院議長 山東 昭子殿

衆議院議長 大島 理森

第一條 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二九一七・三九号を次のように改める。

第二条 関税率法の一部を改正する法律案

第一條 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二九一七・三九号を次のように改める。

第三条 関税率法の一部を改正する法律案

第一條 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二九一七・三九号を次のように改める。

第四条 関税率法の一部を改正する法律案

第一條 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二九一七・三九号を次のように改める。

第五条 関税率法の一部を改正する法律案

第一條 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二九一七・三九号を次のように改める。

第六条 関税率法の一部を改正する法律案

第一條 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

備、安全管理の徹底、職員への感染症対策に万全を期すこと。
右決議する。

官報(号外)

品(ニコチンを含有するかしないかを問わない)並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)を加え、「魚又は」を魚に、「水棲無脊椎動物の」を「水棲無脊椎動物又は昆虫類の」に改め、「ランプその他の」を削り、「がん具」を「玩具」に改める。

別表第二類の注1中(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 食用の生きていらない昆虫類(第〇四・一〇項参照)

別表第三類の表題中「水棲無脊椎動物を水棲無脊椎動物に改める。

別表第三類の注1(c)中「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物に改め、同注に次のように加える。

3 第〇三・〇五項から第〇三・〇八項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない(第〇三・〇九項参照)。

別表第三類の備考1中「第〇三・〇八項」を「第〇三・〇九項」に改める。

別表第〇三・〇二項中「エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス」を「カツオヌス・ペラミス」に改め、同表第〇三〇一・三三号中「かつお」の下に「カツオヌス・ペラミス」を加える。

別表第〇三・〇三項中「エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス」を「カツオヌス・ペラミス」に改め、同表第〇三〇三・四二号中「かつお」の下に「カツオヌス・ペラミス」を加える。

別表第〇三・〇四・八七号中「エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス」を「カツオヌス・ペラミス」に改める。

別表第〇三・〇五項中「くん製した魚」を「及びくん製した魚に改め、「並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を削り、同表第〇三〇五・一〇号を削る。

別表第〇三・〇六項中「蒸氣」を「及び蒸氣」に改め、「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を削り、同表第〇三〇六・一九号、第〇三〇六・三九号及び第〇三〇六・九九号中「(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)」を削る。

別表第〇三・〇七項中「くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を削り、「(ベクチン属、クラミユス属又はプラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。)」を「及びその他のいたやがい科の軟体動物」に改め、「(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を含む。)」を削る。

別表第〇三・〇八項中「くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)」を削り、同表第三類に次の「一項」を加える。

○三・〇九 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)

○三・〇九・一〇 魚のもの
○三・〇九・九〇 その他のもの

一 生鮮のもの、冷蔵したもの及び冷凍したもの

(一) えびのもの	四 %
(二) その他のもの	一〇 %
二 くん製したもの	
(一) えびのもの	
(二) その他のもの	
三 その他のもの	
(一) えびのもの	
(二) うに又はくらげのもの	
(三) その他のもの	
(a) 生きていらない昆虫類のうち食用に適しないもの(第〇五・一二項参照)	
別表第四類の注4中(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)を(d)とし、その前に次のように加える。	
2 第〇四・〇三項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わし、1の次に次のように加える。	
別表第四類の注4中4を5とし、同注3中「すべて」を「全て」に改め、同注中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。	
6 第〇四・一〇項において「昆虫類」とは、食用の生きていらない昆虫類(全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない(主として第四部に属する。)。	
別表第〇四・〇三項中「ヨーグルト」を削り、「問わない」の下に「並びにヨーグルト」を加え、同表第〇四〇三・一〇号を削り、同表第〇四〇三・九〇号の前に次の「一項」を加える。	
○四〇三・二〇 ヨーグルト	
一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。)	
三五%及び一キログラムにつき一、〇七六円	

官 報 (号 外)

二 その他のもの	(一) フローブンヨーグルト	三五%
(二) その他のもの		一五%
別表第〇四・一〇項を次のように改める。		
○四・一〇	昆虫類その他の食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く)	
○四一〇・一〇	昆虫類	
○四一〇・九〇	その他もの	
一 あなたばめの巣		
二 その他のもの		
別表第七類の注3中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。		
5 第〇七・一項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む)。		
別表第〇七〇四・一〇号中「カリフラワー」の下に「及びプロッコリー」を加える。		
別表第〇七〇九・五一号の次に次の五号を加える。		
○七〇九・五一 きのこ(やまとりたけ属のもの)		
○七〇九・五三 しいたけ(レンティヌス・エドデス)		
○七〇九・五四 まつたけ(トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドゥルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム)		
○七〇九・五六 トリフ(セイヨウシヨウロ属のもの)		
存に適する処理をしたもので、「を削る。		
別表第〇七一二・三三号の次に次の一号を加える。		
4 第〇八・一二項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。)		

別表第〇八・〇二項中	○八〇二・九〇	その他のもの
一 その他のもの	一 ペカン	一〇%
二 その他のもの	二〇%	五%
穀付きの松の実	五%	五%
穀を除いた松の実	二〇%	一五%
その他のもの	一五%	一五%
一 ペカン	二〇%	一五%
二 その他のもの	二〇%	一五%
別表第〇八〇五・四〇号中「(ボメロを含む。)」を「及びボメロ」に改める。		
別表第〇八・一二項中「(ボメロを含む。)」を「及びボメロ」に改める。		
5 第〇八・一二項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をしたもので、「を削り、同表第〇八一二・九〇号中「(ボメロを含む。)」を「及びボメロ」に改める。		
別表第〇八一二・九〇号中「(ボメロを含む。)」を「及びボメロ」に改める。		
別表第〇八一二・九〇号から第〇八〇二・九九号までに改める。		
別表第一〇類の注1(B)ただし書中「碎米」の下に「を含み、第一〇・〇八項には、サボニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないもの」を加える。		
別表第〇八一二・五〇号中「(ボメロを含む。)」を「及びボメロ」に改める。		
別表第一〇類の注1(B)ただし書中「碎米」の下に「を含み、第一〇・〇八項には、サボニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないもの」を加える。		
別表第一〇類の注1(B)ただし書中「碎米」の下に「を含み、第一〇・〇八項には、サボニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていないもの」を加える。		
別表第一二二一・五〇号の次に次の一号を加える。		
二二二一・六〇 アフリカンチェリー(ブルヌス・アフリカナ)の樹皮	無税	
別表第一三類の注1(g)中「血液型判定用試薬(第三〇・〇六項)」を「血液型判定用のもの(第三八・二二項)」に改める。		
別表第三部の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。		
別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。		
別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。		
1 第一五〇九・三〇号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で一〇〇グラムにつき二・〇グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIU S STANDARD 三三一十九八一に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。		
別表第一五・〇九項中	一五〇九・一〇	バージン油
一五〇九・二〇 エクストラバージンオリーブ油	無税	
一五〇九・三〇 バージンオリーブ油	無税	
一五〇九・四〇 その他のバージンオリーブ油	無税	
無税	無税	無税
に改める。		

官 報 (号 外)

別表第一五・一〇項を次のように改める。

オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第一

五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化粧的な変性加工モノによるもの、接着剤／二

（学的な多様性加工をしてないものに限るものとしてあるかないかを問わない。）

粗製のオリーブかす油

中「及びその分別物」を「又は微生物生油旨及びこれらの分別

の次に次の二号を加える。

微生物性油脂及びその分別物

酸価が〇・六を超えるもの

二 その他のもの

中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物

に改め、同項に次の二号を加える。

微生物性油脂及びその分別物

中「若しくは植物性油脂」を「植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、植物性油脂若しくは微生物性油脂又はその他の油脂を「植物性油脂、微生物性油脂又はその他の油脂」として規定する。

卷之三

○号中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、

植物性油脂若しくは植物の】に

「製造たばこ代用品」の下に「非燃焼吸引用の物品(ニコチン

びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂

中「魚又は」を「魚」に、
「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」

中「第三類」の下に「第四類の注6」を加え、「魚並びに」を「魚並びに」を「魚並びに」を

「有椎動物」に改める。

「中「又は血」を「、血又は昆虫類」に、「又はくず肉」を「、くず

号を次のよう改める。

參議院會議錄第十二號　關稅定率法等の一部を改正する法律

令和三年三月三十日 参議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案

一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉、血又は昆蟲類から製造したものに限る)及びこれらの物品をもとにした調製食料品		
別表第一六・〇二項中「及び血」を「血及び昆蟲類」に改め、同表第一六〇一・一〇号を次のように改める。			
一六〇一・一〇 均質調製品			一二%
一 昆蟲類のもの			一〇%
二 その他のもの			一一%
別表第一六〇一・九〇号中			
(一) その他のもの			
B 昆蟲類のもの			
その他のもの			
一 くん製したもの			八%
二 その他のもの			九%
別表第一六〇五・五九号を次のように改める。			
一六〇五・五九			
(一) くん製したもの			
一 この類には、次の物品を含まない。			
(a) ソーセージ、肉、くず肉、血、昆蟲類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超えるもの(第一六類参照)			
(b) 第〇四・〇三項、第一九・〇一項、第一九・〇二項、第一九・〇四項、第一九・〇五項、第二一・〇五項、第二三一・〇二項、第二三二・〇八項、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の調製品			
別表第一九類の注1(a)中「血」の下に「昆蟲類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。			
別表第一九〇一・二〇号中「血」の下に「昆蟲類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。			
別表第二〇類の注1中(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、同注1(b)中「血」の下に「昆蟲類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、同注1中(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。			
別表第二〇〇八・九三号中「ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニウム・オクシココス及び」及び「ナット又は」に、「を含み」を「及びココナツウォーターを含			
(b) 植物性油脂(第一五類参照)			

み」に、「グレープフルーツ(ボメロを含む)」「ジューク」を「グレープフルーツジュース及びボメロ」ジュークに改め、同表第二〇〇九・八一号中「ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニウム・オクシココス」に改める。

別表第二一類の注1(e)中「血」の下に「昆虫類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、同注1中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)の次に次のように加える。

(f) 第二四・〇四項の物品

別表第二三・〇二項中「果実」の下に「ナット」を加える。

別表第二三・〇六項中「植物性」の下に「又は微生物性」を加える。

別表第二四類の表題中「製造たばこ代用品」の下に「非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない)」及び「ニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するための燃焼を伴わないものをいう)」を加える。

別表第二四類に次の二項を加える。

2 第二四・〇四項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二四・〇四項に属する。

3 第二四・〇四項において「非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない)」及び「ニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するための燃焼を伴わないものをいう)」を加える。

二四〇四・〇四	たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用品若しくはニコチン代用物を含有する物品(非燃焼吸引用の物品に限る)及びニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る)	無税
二四〇四・一二	たばこ又は再生たばこを含有するもの	
二四〇四・一九	一 シートたばこ 二 その他のもの	
二四〇四・一二	その他のもの(ニコチンを含有するものに限る)	
二四〇四・一九	一 製造たばこ代用品 二 その他のもの	
二四〇四・九一	一 チューアインガム 二 その他のもの	
二四〇四・九二	経口摂取用のもの	
二四〇四・九九	その他のもの	

別表第二五類の注2中(j)を(k)とし、(e)から(h)までを(f)から(j)までとし、(d)の次に次のように加える。

(e) ドロマイトラミングミックス(第三八・一六項参照)

別表第二五類の注4中「膨脹させ」を「膨張させ」に改める。

別表第二五・一八項中「及びドロマイトラミングミックス」を削り、同表第二五一八・三〇号を削る。

別表第二六類の注1(f)中「参照」を「及び第八五・四九項参照」に改める。

別表第二七類の号注5中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第六部の注3中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。

4 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第三八・二七項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第三八・二七項には属しない。

別表第二八・四四項中

二八四四・四〇

放射性元素及び放射性同位元素

並びにこれらの化合物(第二八

四四・一〇号、第二八四四・二

〇号又は第二八四四・三〇号の

ものを除く)並びにこれらの元

素、同位元素又は化合物を含有

する合金、ディスパーション

(サーメットを含む)、陶磁製品

及び混合物並びに放射性残留物

放射性元素及び放射性同位元素

並びにこれらの化合物第

二八四四・一〇号のもの、第

二八四四・二〇号のもの及び

第二八四四・三〇号のものを

除く)並びにこれらの元素、

同位元素又は化合物を含有す

る合金、ディスパーション

(サーメットを含む)、陶磁

製品及び混合物並びに放射性

化合物を含有する合金、

化合物を含有する合金、

ディスペーション(サ

無税

を

官報(号外)

二八四四・四二

メットを含む。)、陶磁製品
及び混合物

アクチニウム二二五、アク
チニウム二二七、カリフオ
ルニウム二五三、キュリウ
ム二四〇、キュリウム二四
一、キュリウム二四二、
キュリウム二四三、キュリ
ウム二四四、AINスタイ
ニウム二五三、AINスタ
イニウム二五四、ガドリニ
ウム一四八、ボロニウム二
〇八、ボロニウム二〇九、
ボロニウム二一〇、ラジウ
ム二三三、ウランニ三〇及
びウランニ三三並びにこれ
らの化合物並びにこれらの
元素又は化合物を含有する
合金、ディスペーション
(サーメットを含む)、陶
磁製品及び混合物

無税

に改める。

二八四四・四三

無税

無税

二八四四・四四
別表第二八四五・一〇号の次に次の三号を加える。
ほう素一〇を濃縮したほう素及びその化合物
リチウム六を濃縮したりチウム及びその化合物

別表第二九類の注1(g)中「若しくは香気性物質」を「香気性物質若しくは催吐剤」に改め、同注5(c)(3)中「すべて」を「全て」に、「生じる」を「生ずる」

令和三年三月二十一日 参議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案

に改める。

別表第二九・〇三項中

二九〇三・三一
二九〇三・三九
(一・一一ジブロモエタン)
二九〇三・三九
その他もの

非環式炭化水素のふつ素化誘導
体、臭素化誘導体及びよう素化
誘導体(飽和のものに限る)

トリフルオロメタン(HFC-
一三三)
ジフルオロメタン(HFC-
三三一)

二九〇三・三九
二九〇三・三九
(一・一一ジブロモエタン)

フルオロメタン(HFC-
一)、一・二・ジフルオロエ
タン(HFC-一五二)及び
一・一・ジフルオロエタン
(HFC-一五二a)

ペンタフルオロエタン(HF
C-一二五)、一・一・一
トリフルオロエタン(HFC-
一四三a)及び一・一・二
一トリフルオロエタン(HF
C-一四三)

一・一・一・二・一テトラフル
オロエタン(HFC-一三四
a)及び一・一・二・二・一テ
トラフルオロエタン(HF
C-一三四)

一・一・一・二・三・三
一・ヘプタフルオロプロパン
(HFC-一二七e a)、一・

フルオロプロパン(HFC-
二三六c b)、一・一・一・

二・三・三・一ヘキサフルオ
ロプロパン(HFC-一三六

四・六%
四・六%

四・六%
四・六%

を

二九〇三・四三
二九〇三・四四
二九〇三・四五

二九〇三・四六

四・六%
四・六%

四・六%

四・六%

二八四五・一〇
二八四五・二〇
二八四五・三〇
二八四五・四〇
ヘルium三

二八四五・四四
別表第二八四五・一〇号の次に次の三号を加える。
ほう素一〇を濃縮したほう素及びその化合物
リチウム六を濃縮したりチウム及びその化合物

二八四五・四四
無税
無税
無税
無税
無税

二八四五・一〇
二八四五・二〇
二八四五・三〇
二八四五・四〇
別表第二九類の注1(g)中「若しくは香気性物質」を「香気性物質若しくは催吐剤」に改め、同注5(c)(3)中「すべて」を「全て」に、「生じる」を「生ずる」

一九

令和三年三月三十一日

参議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案

この文、同表第二九〇三

e a) 及び
三・三一ヘキサフルオロプロパン(HFC-133f a)
一・一・一・三・三一ペンタ

四·六%

七五号中「ジクロロペニタフルオロプロパン」の下に「(H C F C —二—五、一二—五c a、二—五c b)」を加え、同表第二九〇三・七六号中「プロモクロロジフルオロメタン」の下に「(ハロノー—二—一)」を、「プロモトリフルオロメタン」の下に「(ハロノー—三〇)」を、「ジプロモテトラフルオロエタン」の下に「(ハロノー—四〇)」を加える。

別表第二九三〇・二〇号の前に次の一号を加える

四
六
%

四四
六六
%

四六九

四
六
%

四六%

四

四
六
%

四四
• 六 %

」を加え、

四一b)」を

卷之三

二九三〇・一〇	一一(N・N-ジメチルアミノ)エタンチオール
二九三一・一〇	非ハロゲン化有機りん誘導体
二九三一・一二〇	メチルホスホン酸ジメチル プロピルホスホン酸ジメチル エチルホスホン酸ジエチル
二九三一・四一	メチルホスホン酸ジメチル
二九三一・四二	テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛
二九三一・四三	トリブチルすず化合物
二九三一・四五	メチルホスホン酸
二九三一・四七	メチルホスホン酸と(アミノイミノメチル)尿素との一 対一の割合の塩
二九三一・四八	二・四・六-トリブロピル-一・三・五・二・四・六 -トリオキサトリホスホン酸-二・四・六-トリオキシ ド
二九三一・四九	(五-エチル-二-メチル-二-オキシド-一・三・ 二-ジオキサホスフィナン-五-イル)メチルメチル メチルホスホネート
二九三一・五三	三・九-ジメチル-二・四・八・一〇-テトラオキシ 一・三・九-ジホスファスピロ[五・五]ウンデカン-三・ 九-ジオキシド
二九三一・五四	その他のもの
二九三一・五五	ハロゲン化有機りん誘導体
二九三一・五二	メチルホスホン酸ジクロリド
二九三一・五三	プロピルホスホン酸ジクロリド リフルオロメチルフエニル】メチルホスホノチオネー

官 報 (号 外)

二九三一・五四	トリクロロフォン(ISO)	四・六%
二九三一・五九	その他のもの	四・六%
二九三一・九〇	別表第二九三三・九五号中「すべて」を「全て」に改め、同号の次に次の一号を加える。	四・六%
二九三一・九六	カルボフラン(ISO)	四・六%
二九三三・九六	別表第二九三三・三三三号中「プロマゼパム(INN)」の下に「カーフエンタニル(INN)」を加え、「フェンタニール」を「フェンタニル」に改め、「プロピラム(INN)」の下に「レミフェンタニル(INN)」を加え、同号の次に次の四号を加える。	四・六%
二九三三・三四	その他のフェンタニル及びその誘導体	四・六%
二九三三・三五	三キヌクリジノール	四・六%
二九三三・三六	四アリノ- <i>N</i> -フェネチル-4-ペリジン(ANPP)	四・六%
二九三三・三七	ニ-フェネチル-4-ペリジン(NPP)	四・六%
二九三三・三八	別表第二九三四・九一号の次に次の一号を加える。	四・六%
二九三四・九二	その他のフェンタニル及びその誘導体	四・六%
二九三四・九三	別表第二九三六・二四号中「ビタミンB ₃ 又は」を削る。	四・六%
二九三九・四五	別表第二九三九・三九項中「エフェドラアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの」に改め、同表第二九三九・四四号の次に次の一号を加える。	四・六%
二九三九・七一	レボメタントエタミン、メタントエタミン(INN)及びメタントエタミンラセメート並びにこれらの塩	無税
二九三九・七二	別表第二九三九・七一号を削り、同表第二九三九・七九号の前に次の一号を加える。	無税
(ii) 第三八・二三項の診断用の試薬	コカイン及びエクゴニン並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	無税
別表第三〇類の注1(b)中「喫煙者の」を「ニコチンを含有する」に、「調製品」を「物品」に、「第一・〇六項及び第三八・二四項」を「第一四・〇四項」に改め、同注1に次のように加える。	無税	無税
別表第三〇類の注3(a)(2)中「すべて」を「全て」に改め、同注4(e)を次のように改める。	無税	無税
(e) プラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの(投与量にしたもので、活性薬剤を含有しているかいないかを問わない)。	無税	無税
別表第三〇・〇二項中「並びに」を「」に改め、「物品」の下に「並びに細胞培養物(変性したものであるかないかを問わない)」を加え、「三〇〇二・一一」	マラリア診断試験キット	無税
無税	その他のもの	無税
三〇〇二・一九	人用のワクチン	無税
三〇〇二・三〇	動物用のワクチン	無税
三〇〇二・九〇	無税	無税
三〇〇一・四一	ワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く)その他これらに類する物品	無税
三〇〇一・四二	人用のワクチン	無税
三〇〇一・四九	動物用のワクチン	無税
三〇〇一・五九	その他のもの	無税
三〇〇一・五一	細胞培養物(変性したものであるかないかを問わない)	無税
三〇〇一・五二	細胞治療製品	無税
三〇〇一・五九	別表第三〇〇六・二〇号を削り、同表第三〇類に次の一号を加える。	無税
三〇〇六・九三	別表第三〇〇六・二〇号で使用されるもの(投与量にしたるものに限る)。	無税
三〇〇一・七九	別表第三〇〇四・一七号の次に次の一号を加える。	無税
三〇〇四・一八	カロテノイドの着色料及びこれをもととした調製品	五・三%
三四・〇一	別表第三四・〇二項を次のように改める。	五・三%
三四・〇一	有機界面活性剤(せつけんを除く)並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品(せつけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く)。	五・三%
三四〇一・四一	陰イオン(アニオン)系の有機界面活性剤(小売用にしてあるかないかを問わない)。	五・三%
三四〇一・四二	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	五・三%
三四〇一・四九	その他の有機界面活性剤(小売用にしてあるかないかを問わない)。	五・三%
三四〇一・五〇	陽イオン(カチオン)系のもの	五・三%
三四〇一・五九	非イオン系のもの	五・三%
三四〇一・九〇	その他のもの	五・三%
三四〇一・九〇	その他の有機界面活性剤(小売用にしてあるかないかを問わない)。	五・三%
三四〇一・九〇	調製品(小売用にしたものに限る)。	五・三%
一 調製界面活性剤	一 調製界面活性剤	五・三%
二 その他のもの	二 その他のもの	五・三%
三 その他のもの	三 その他のもの	五・三%

別表第三八・二二項を次のように改める。

一 調製界面活性剤	六・二%
二 その他のもの	四・六%
別表第三六・〇三項を次のように改める。	
三六・〇三	導火線、導爆線、水管、雷管(電気雷管を含む)及びイグナイター
三六・〇三・一〇	導火線
三六・〇三・二〇	導爆線
三六・〇三・三〇	水管
三六・〇三・四〇	雷管(電気雷管を除く)
三六・〇三・五〇	イグナイター

三六・〇三・六〇	電気雷管	二 その他のもの	六・四%
一 政令で定める自動車の部分品の製造に使用するもの	六・四%	三六・二一・一	六・四%
別表第三七類の注2中「感光性」の下に「(感熱性を含む。)」を加える。	六・四%	三六・二一・一三	六・四%
別表第三八類の注1中(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。	六・四%	三六・二一・一九	六・四%
(c) 第二四・〇四項の物品	六・四%	三六・二一・九〇	六・四%

別表第三八類の注4(a)中「使用済みの電池」を「電気電子機器のくず(使用済みの電池を含む。)」に改め、同注7中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第三八類の注1中「カブタホール(ISO)」の下に「カルボフラン(ISO)」を加え、「ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル」を削り、「並びにトリブチルすず化合物」を「トリブチルすず化合物並びにトリクロロフロン(ISO)」に改め、「第三八〇八・五九号には、ベノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及びチラム(ISO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。」を削り、同号注3中「第三八二四・八八号」を第三八二四・八九号に、「並びに」を「」に改め、「オクタブロモジフェニルエーテル」の下に「並びに短鎖塩素化バラフィン」を加え、同号注3に次のように加える。

別表第三八類の注4(a)中「カブタホール(ISO)」の下に「カルボフラン(ISO)」を加え、「ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル」を削り、「並びにトリブチルすず化合物」を「トリブチルすず化合物並びにトリクロロフロン(ISO)」に改め、「第三八〇八・五九号には、ベノミル(ISO)、カルボフラン(ISO)及びチラム(ISO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。」を削り、同号注3中「第三八二四・八八号」を第三八二四・八九号に、「並びに」を「」に改め、「オクタブロモジフェニルエーテル」の下に「並びに短鎖塩素化バラフィン」を加え、同号注3に次のように加える。

短鎖塩素化バラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の四八%を超えるものをいう。

分子式: $C_xH_{(2x-y+2)}Cl_y$ ($x=11\sim13$, $y=1\sim13$ のものに限る)

別表第三八二六・〇〇号を次のように改める。

耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(ドロマイトラミングミックスを含むものとし、第三八・〇一項の物品を除く。)

一 ドロマイトラミングミックス

二 その他のもの

三・九% 無税

別表第三八・二二項を次のように改める。

三八・二二	診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第三〇・〇六項のものを除く。)並びに認証標準物質診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)
一 マラリア用のもの	マラリア用のもの
二 ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの	ヤブカ属の蚊により媒介されるジカ熱その他の感染症用のもの
三 ブラリア用のもの	ブラリア用のもの
四 その他のもの	その他のもの

三八・二四・八九	短鎖塩素化バラフィンを含有するもの	三・八%
三八・二四・九一	ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル	三・八%
三八・二四・九二	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物(他の項に該当するものを除く。)	三・八%
三八・二七	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HF C)を含有するかしないかを問わない)、ハイドロフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は一・一・一トリクロロエタン(メチルクロロフルオロカーボン)を含有するもの	三・八%
三八・二七・一	クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HBFC)を含有するかしないかを問わない。)	三・八%

官 報 (号 外)

三八二七・一二	ハイドロプロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの	三・八%
三八二七・一三	四塩化炭素を含有するもの	三・八%
三八二七・一四	一・一・一トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの	三・八%
三八二七・一〇	プロモクロロジフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%
三八二七・三一	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はモテラフルオロエタン(ハロン一二四〇一二)を含有するもの)	三・八%
三八二七・三二	ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%
三八二七・三九	ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%
三八二七・四〇	ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%
三八二七・五一	ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%
三八二七・五九	ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%
三八二七・六一	ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%
三八二七・六二	ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%
三八二七・六三	ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%
三八二七・六四	ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。	三・八%

三八二七・六五	その他のもの(第三八二七・六一号から第三八二七・六三号までのものを除くものとし、一・一・一・二・二・テトラフルオロエタン(HFC一二三四a)の含有量が全質量の四〇%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。)	三・八%
三八二七・六六	その他のもの(第三八二七・六一号から第三八二七・六四号までのものを除くものとし、ジフルオロメタン(HFC一二三)の含有量が全質量の二〇%以上で、かつ、ベンタフルオロエタン(HFC一二五)の含有量が全質量の二〇%以上のものに限る。)	三・八%
三八二七・六七	その他のもの(第三八二七・六一号から第三八二七・六五号までのものを除くものとし、第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するものが全質量の二〇%以上のものに限る。)	三・八%
三八二七・六八	その他のもの(第三八二七・六一号から第三八二七・六五号までのものを除くものとし、第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するものが全質量の二〇%以上のものに限る。)	三・八%
三八二七・六九	その他のもの	三・八%
三八二七・七〇	その他のもの	三・八%
三八二七・七一	その他のもの	三・八%
三九〇七・二二	別表第七部の注1中「すべて」を「全て」に改め、同注2中「付隨的」を「副次的」に改める。	三・八%
三九〇七・二九	別表第三九類の注2(x)中「ランプその他」を削り、同注2(y)中「がん具」を「玩具」に改め、同注4中「すべて」を「全て」に改める。	三・八%
三九〇七・二〇	別表第三九・〇七項中「すべて」を「全て」に改める。	三・八%
三九〇七・二一	その他のポリエーテル	三・八%
三九〇七・二二	ビス(ボリオキシエチレン)メチルホスホネート	三・八%
三九〇七・二三	その他のもの	三・八%
三九〇七・二四	別表第三九一一一〇号の次に次の一号を加える。	三・八%
三九〇一・二〇	ボリ(一・三・一フェニレンメチルホスホン酸)	四・一%
三九〇一・二一	別表第四〇一五・一一号を削り、同表第四〇一五・一九号の前に次の一号を加える。	四・一%
三九〇一・二二	内科用、外科用、歯科用又は獣医科用のもの	四・一%
三九〇一・二三	別表第四二類の注2(k)中「ランプその他」を削り、同注2(l)中「がん具」を「玩具」に改める。	無税

令和三年三月三十一日 参議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案

別表第四四類の号注を次のように加える。
別表第四四類の注1(中「かん見」)その他の」を削り
同注1(中「かん見」)を「玩具」に改める。

2 第四四〇一・三二号において「木質ブリケット」とは、木材機械加工業、家具製造業その

他の木材加工業において生ずる副産物(例えは削りくずのごくす及びチップ)で直接圧縮する二又は全重量の3%以下の場合、結合剤を加えることにより接着させたもの(横断面

の最小寸法が一五ミリメートルを超える立方体状、多面体状又は円筒状の物品に限る。)を

3 第四四〇七・一三号において「S P F」とは、とうひ、松及びもみが様々な割合で混在

し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。

な割合で混在し、それらの割合が不明な林分から得られた木材をいう。

其他のもの

たものを除く。)
無税

四〇一三・三木質ブリケット 無税

のいぐず及び木くず(凝結させ
て文つ)。

たものを除く。)

四四〇一・四九 その他のもの 無税

別表第四四〇二・一〇号の次に次の一号を加える。

慧又はナットのもの

別表第四四〇三・二一号に改め、同表第四四〇三・四一号の次に次の一号を加える。

四四〇三・四二
チーク
無税

別表第四四〇三・九三号及び第四四〇三・九五号中「最大寸法」を「最小寸法」に改める。

別表第四四〇七、二号の次に次の二号を加える
西四〇七、一三一 SAPP(とうひトウセツのもの)、松(マツのもの)

及びもみ(モミ属のもの)のもの

→ 厚さが一六〇ミリメートル以下のもの
→ かんながけし又はやすりがけしたもの

(二) その他のもの

四四〇
一
四
二
その他のもの
ヘムファーネウェスタンヘムロック(ツガ・ヘテロフィイ

ルラ)及びもみ(モミ属のもの)のもの

別表第四四〇七・一二号の次に次の一号を加える。

別表第四四・一二項中		四四一二・九四		四四一二・九九		四四一二・九一	
单板積層材(LV-L)	单板積層材(LV-L)	热帶産木材のもの	热帶産木材のもの	热帶産木材のもの	热帶産木材のもの	热帶産木材のもの	热帶産木材のもの
少なくとも一の外面の单板が 热帶産木材のもの	少なくとも一の外面の单板が 热帶産木材のもの	その他のもの(少なくとも一 の外面の单板が針葉樹以外の ものに限る。)	その他のもの(少なくとも一 の外面の单板が针葉樹のものに限 る。)	その他のもの(少なくとも一 の外面の单板が针葉樹のものに限 る。)	その他のもの(少なくとも一 の外面の单板が针葉樹のものに限 る。)	その他のもの(少なくとも一 の外面の单板が针葉樹のものに限 る。)	その他のもの(少なくとも一 の外面の单板が针葉樹のものに限 る。)
プロックボード、ラミンボーデ 及びバッテンボード	プロックボード、ラミンボーデ 及びバッテンボード	少なくとも一の外面の板が熱 帶産木材のもの	少なくとも一の外面の板が熱 帶産木材のもの	少なくとも一の外面の板が熱 帶産木材のもの	少なくとも一の外面の板が熱 帶産木材のもの	少なくとも一の外面の板が熱 帶産木材のもの	少なくとも一の外面の板が熱 帶産木材のもの
一 集成材	一 集成材	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの
二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの(少なくとも一 の外面の板が针葉樹以外のもの に限る。)	二 その他もの(少なくとも一 の外面の板が针葉樹以外のもの に限る。)	二 その他もの(少なくとも一 の外面の板が针葉樹のものに限 る。)	二 その他もの(少なくとも一 の外面の板が针葉樹のものに限 る。)	二 その他もの(少なくとも一 の外面の板が针葉樹のものに限 る。)	二 その他もの(少なくとも一 の外面の板が针葉樹のものに限 る。)
一 集成材	一 集成材	一 集成材	一 集成材	一 集成材	一 集成材	一 集成材	一 集成材
一五 %	一五 %	一五 %	一五 %	一五 %	一五 %	一五 %	一五 %
二〇 %	二〇 %	二〇 %	二〇 %	二〇 %	二〇 %	二〇 %	二〇 %
一五 %	一五 %	一五 %	一五 %	一五 %	一五 %	一五 %	一五 %
一 帯産木材のもの	一 帯産木材のもの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの
一 集成材	一 集成材	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの	二 その他もの
四四一二・九一	四四一二・五九	四四一二・五二	四四一二・五一	四四一二・四五	四四一二・四二	四四一二・四一	四四一二・九四

官 報 (号 外)

四四一二・九二	二 その他のもの その他のものの(少なくとも一 の外面の板が針葉樹以外のも のに限る。)	二〇%
四四一二・九九	一 集成材 二 その他のもの その他のもの(いずれの外 面の板も針葉樹のものに限る。)	一五%
四四一八・八三	一 集成材 二 その他のもの その他のもの	一〇%
四四一八・八九	一 竹製のもの 竹製のもの	一〇%
四四一八・九一	一 建具及び床柱 二 その他のもの その他のもの	一〇%
四四一八・九二	一 セルラーウッドパネル 二 その他のもの その他のもの	一〇%
四四一八・九九	一 木製の建具及び床柱 二 木製の建具及び床柱 熱帶産木材のもの	一〇%
四四一九・二〇	一 割り箸 二 その他のもの その他のもの	一〇%
四四二一・二〇項中	一 小像その他の装飾品 熱帶産木材のもの 二 その他のもの その他のもの	一〇%
四四二〇・一九	一 木製の小像その他の装飾品 無税	一〇%
四四二〇・一一	一 热帶産木材のもの 無税	一〇%
四四二一・一〇号の次に次の一号を加える。	一 木製の小像その他の装飾品 無税	一〇%
四四二一・二〇	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこ くたん(しま)くたんを除く。のもの 二 その他のもの その他のもの	一〇%
別表第四六類の注2(e)中「ランプその他」を削る。	一 かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこ くたん(しま)くたんを除く。のもの 二 その他のもの その他のもの	一〇%
○グラム以下の紙及び板紙にあつては、〔〕を〔〕(A)重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以 下の紙及び板紙	一 重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以 下の紙及び板紙	一〇%
び板紙にあつては、〔〕を〔〕(B)重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙	一 重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙	一〇%
別表第四九・〇五項を次のように改める。	一 いずれのラミナも厚さが一ミリメートル以上	一〇%
構造設計用木材製品	三・九%	三・九%
構造用集成材(グルラム)	三・九%	三・九%
直交集成板(C-L-T又はX-L-T)	三・九%	三・九%
一 いづれのラミナも厚さが一ミリメートル以上	三・九%	三・九%

四九・〇五

地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地球儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。)

四九〇五・二〇

製本したもの

別表第一一部の注1(s)中「ランプその他の」を削り、同注1(t)中「がん具」を「玩具」に改め、同注1

無税

を

五七〇三・九〇

一 自動車用に適する寸法及び形状のもの
二 その他のもの

九・六% 無税

を

四九〇五・九〇

その他のもの

(u) 中「乳児用の」を削り、同注5中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。
15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、織機械的因素又は電子的因素を有するもの(組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。)は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいずれかの項に属する。

別表第五五・〇一項中

無税

を

五五〇一・一〇

ナイロンその他のポリアミドの

もの

無税

を

別表第五五・〇一項中

メターアラミドの

無税

を

別表第五五・〇一項中

ナイロンその他のポリアミドの

無税

を

別表第五五・〇一項中

アラミドの

無税

を

別表第五五・〇一項中

メターアラミドの

無税

を

別表第五五・〇一項中

ナイロンその他の

無税

を

別表第五五・〇一項中

ナイロンその他の

無税

を

別表第五五・〇一項中

ナイロンその他の

無税

を

別表第五五・〇一項中

ナイロンその他の

無税

を

じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物(人工芝を含み、タフトしたものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。)

羊毛製又は織獸毛製のもの
ナイロンその他のポリアミド製のもの

人工芝

五七〇三・一〇

その他のもの

無税

を

五七〇三・二一

自動車用に適する寸法及び形状のもの

二 その他のもの

無税

を

その他の人造繊維材料製のもの

五七〇三・三一

人工芝

九・六% 無税

を

五七〇三・三九

一 自動車用に適する寸法及び形状のもの
二 その他のもの

九・六% 無税

を

別表第五八・〇二項中

テリータオル地その他のテリー
織物(綿製のものに限る。)

一三・四% 無税

を

五八〇二・一〇

テリータオル地その他のテリー
織物(綿製のものに限る。)

九・六% 無税

を

別表第五八・〇二項中

テリータオル地その他のテリー
織物(綿製のものに限る。)

一三・四% 無税

を

別表第五九類の注中7を8とし、3から6までを4から7までとし、2の次に次のように加え

る。

3 第五九・〇三項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の

織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムと組み合わせて作った物品

で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう(プラスチックのシート又は

フィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない。)

別表第五九・一項中「注7」を「注8」に改める。

別表第六一類の注4中「すそ」を「裾」に改め、同注4に次のように加える。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全

部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であ

り、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、

「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

別表第六一・六・一〇号中「又は被覆した」を「被覆又は積層した」に改める。

別表第六一・七・八号中「又は被覆した」を「被覆又は積層した」に改める。

別表第六二・〇五項及び第六二・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣

類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第六二・〇五

項には、袖無しの衣類を含まない。

別表第六二・〇五項及び第六二・〇六項を次のよう

に改める。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全

部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であ

り、袖無し及びネックラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、

「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

別表第六二・〇一項及び第六二・〇二項を次のよう

に改める。

官 報 (号 外)

六二・〇一	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローカー、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーマー、ウインドジャケットその他これらに類する製品 (第六二・〇三項のものを除く。)	一六%
六二・〇一・一〇	羊毛製又は纖獸毛製のもの	無税
六二・〇一・二〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・三〇	綿製のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・四〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	人造纖維製のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	その他の紡織用纖維製のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローカー、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーマー、ウインドジャケットその他これらに類する製品 (第六二・〇四項のものを除く。)	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	羊毛製又は纖獸毛製のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	人造纖維製のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	その他の紡織用纖維製のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	一 毛皮付きのもの 二 その他のもの	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローカー、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーマー、ウインドジャケットその他これらに類する製品 (第六二・〇四項のものを除く。)	一六% 一一・二%
六二・〇一・九〇	羊毛製又は纖獸毛製のもの	一六% 一一・二%

別表第六八・一五項中	六八一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品(電気用品を除く。)	無税
	六八一五・一二	炭素纖維及びその製品(電気用品を除く。)並びにその他の黒鉛又はその他の炭素の製品(電気用品を除く。)	無税
	六八一五・一三	炭素纖維製の織物類	無税
	六八一五・一九	炭素纖維製のその他の製品	無税
	六八一五・一九	その他のもの	無税
九一号中「ドロマイト」を「マグネシア(ペリクレースのものに限る)、ドロマイト(ドライムのものに含む。」に改める。	一六%	一六%	無税
別表第六九類の注1を次のように改める。	一一・二%	一一・二%	無税
1 この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。	一一・二%	一一・二%	無税
(a) 第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。	一一・二%	一一・二%	無税
(b) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、八〇〇度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。	一一・二%	一一・二%	無税
(c) 陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料(シリカフュームを含む)及び高融点を有する材料(酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等)から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。	一一・二%	一一・二%	無税
別表第六九類の注2中「ランプその他」を削る。	一一・二%	一一・二%	無税
別表第六九・〇三項中「及び棒」を「棒及びスライドゲート」に改め、同表第六九〇三・一〇号中「黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物」を「遊離炭素」に改める。	一一・二%	一一・二%	無税
別表第七〇類の注1中(g)を(j)とし、同注1(f)中「がん具」を「玩具」に改め、同注1中(f)を(h)とし、同注1(e)中「ランプその他」を削り、同注1中(e)を(g)とし、(d)を(f)とし、(c)の次に次のように加え。	一一・二%	一一・二%	無税
(d) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのもので、第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。)	一一・二%	一一・二%	無税
(e) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わず、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自藏する第八六類から第八八類までの物品用のものに限る。)	一一・二%	一一・二%	無税

別表第七〇〇一・〇〇号中「くず」の下に「(第八五・四九項の陰極線管由來のガラスその他の活性化ガラスを除く。)」を加える。

別表第七〇・一一項中「電灯」の下に「その他の光源」を加える。

別表第七〇・一九項を次のように改める。

七〇・一九 ガラス繊維(ガラスウールを含む。)及びその製品(例えば、

ガラス繊維の糸、ロービング及び織物)

スライバー、ロービング、糸及びチヨップドストランド

並びにこれらから成るマット

チヨップドストランド(長さが五〇ミリメートル以下

のものに限る。)

ロービング

その他の糸及びスライバー

機械的に結合したマット

化学的に結合したマット

その他のもの

機械的に結合した織物類

ロービング製の目の細かい織物

ロービング製のその他の織物類

糸から成る目の細かい織物(平織りのものに限るものとし、塗布したもの及び積層したものを除く。)

糸から成る目の細かい織物(平織りのもので、かつ、塗布したもの及び積層したものに限る。)

目の粗い織物(幅が三〇センチメートル以下のものに限る。)

目の粗い織物(幅が三〇センチメートルを超えるものに限る。)

その他のもの

化学的に結合した織物類

ペール(薄いシート)

その他の目の細かい織物類

グラスウール及びその製品
その他のもの

七一〇四・二〇 その他のもの(加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。)

七一〇四・九〇 作つたものに限る。)

別表第七一・〇四項中

七一〇四・九〇 その他のもの

無税												
無税												

その他のもの(加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。)
に改める。

七一〇四・二一
七一〇四・二九

その他のもの
ダイヤモンド

別表第一五部の注1(k)中「ランプその他」を削り、同注2中「はん用性」を「汎用性」に改め、同注2(a)中「類する物品」の下に「(内科用、外科用、歯科用又は獸医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたもの(第九〇・二一項参照)を除く。)」を加え、同注8(a)を次のように改める。

(a) 「くず」とは、次のものをいう。
(i) 全ての金属くず
(ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品

別表第一五部の注に次のように加える。

9 第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品巻いてないものに限る)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧

で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、铸造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち单なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたもの

を含む。

もつとも、第七四類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを単に容易にする目的のため、その端部にテーパー加工その他の加工をしたものは、第七四・〇三項の銅の塊とみなす。この規定は、第八一類において準用する。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通して一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(巻いてあるかないかを問わない)で、棒、線、板、シ

ト、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鑄

造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち単なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものとしむ。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない庄延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む)のものをいわうものとし、横断面が長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む)のものを含む。のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。

(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品(巻いてあるかないかを問わないものとし、塊を除く)で、横断面が長方形、角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形(正方形を除く)のもののうち次のものをいう。

長方形(正方形を含む)のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの

長方形(正方形を含む)以外のもの(大きさを問わない)で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラーフ若しくはリングを取り付けたものを含む。

別表第七四類の注1(d)から(h)までを削る。

別表第七四・一九項を次のように改める。

七四・一九 鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したもの)

除く。

無税

無税

一七四・八〇 その他のもの
別表第五類の注を削る。
別表第七五類の号注2中「この類の注1(c)」を「第一五部の注9(c)」に改める。
別表第七六類の注を削る。

別表第六類の号注2中「この類の注1(c)」を「第一五部の注9(c)」に改める。

別表第七八類の注を削る。

別表第七九類の注を削る。

別表第八〇類の注を削る。

別表第八一・〇三項中
一八一〇三・九〇 その他のもの
一八一〇三・九一 その他のもの
一八一〇六・九〇 その他のもの
一八一〇六・九一 その他のもの
一八一〇九・九〇 その他のもの
一八一〇九・九一 その他のもの
一八一〇九・九二 その他のもの
一八一〇九・九三 その他のもの
一八一〇九・九四 その他のもの
一八一〇九・九五 その他のもの
一八一〇九・九六 その他のもの
一八一〇九・九七 その他のもの
一八一〇九・九八 その他のもの
一八一〇九・九九 その他のもの

八一〇三・九〇 その他のもの
八一〇三・九一 その他のもの
八一〇六・九〇 その他のもの
八一〇六・九一 その他のもの
八一〇九・九〇 その他のもの
八一〇九・九一 その他のもの
八一〇九・九二 その他のもの
八一〇九・九三 その他のもの
八一〇九・九四 その他のもの
八一〇九・九五 その他のもの
八一〇九・九六 その他のもの
八一〇九・九七 その他のもの
八一〇九・九八 その他のもの
八一〇九・九九 その他のもの

に改める。

四・六%
五・八%
四・六%
五・八%
四・六%
五・八%
四・一%
四・一%
四・一%
四・一%
四・一%

別表第八一・〇六項を次のように改める。
八一・〇六 ビスマス及びその製品(くずを含む)
八一・〇七 ビスマスの含有量が全重量の九九・九九%を超えるもの
八一・〇九 ジルコニウム及びその製品(くずを含む)
八一・一〇 ジルコニウムの塊及び粉

ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇
のもの

四・一%
四・一%
四・一%

別表第八一・〇七項を削り、同表第八一・〇九項を次のように改める。
八一・〇九・一二 ジルコニウムの塊及び粉
八一・〇九・二九 ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇
のもの
八一・〇九・三九 その他のもの
八一・〇九・九一 その他のもの
八一・〇九・九九 その他のもの

四・一%
四・一%
四・一%

無税
無税
無税
無税
無税
無税
無税

八一〇九・九一
八一〇九・九九

その他のもの
ハフニウムとジルコニウムの重量比が一未満対五〇〇
のもの

その他のもの

別表第八一・一二項中「クロム」の下に「ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム」を加え、「ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム」を「インジウム及びニオブ」に、八一二・二九

第八四・二五項から第八四・八〇項までに該当するものは、この部の注3及びこの類の注11の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第八四・〇一項から第八四・二四項まで又は第八四・八六項の該当する項に属する。

(A) 第八四・一九項には、次の物品を含まない。

(i) 発芽用機器、ふ卵器及び育すう器(第八四・三六項参照)
(ii) 穀物給湿機(第八四・三七項参照)

(iv) (iii) 糖汁抽出用浸出機(第八四・三八項参照)
(v) 紡織用繊維の糸、織物類又は製品の熱処理用機械(第八四・五一項参照)

(vi) 機械的作業を行う機器(理化学用のものを含む)で、温度の変化を必要とする場合であつてもこれを主たる機能としないもの

(B) 第八四・二二項には、次の物品を含まない。

(i) 袋その他これに類する容器の封口用ミシン(第八四・五一項参照)
(ii) 第八四・七二項の事務用機器

(C) 第八四・二四項には、次の物品を含まない。

(i) インクジェット方式の印刷機(第八四・四三項参照)
(ii) ウォータージェット切断機械(第八四・五六項参照)

別表第八四類の注9(a)中「注9(a)及び9(b)」を「注12(a)及び(b)」に改め、同注9(d)中「この項」を「同項」に改め、同注中9を11とし、8を9とし、その次に次のように加える。

10 第八四・八五項において「積層造形」(三次元印刷とも呼ばれる)とは、材料(例えは金属、プラスチック又はセラミック)のレイヤリング及び固化処理によるデジタルモデルをもととした物体の形成をいう。

この部の注1及びこの類の注1のものを除くほか、同項に該当する機械は、同項に属するものとし、この表の他の項には該当しない。

別表第八四類の注7中「2」を「この類の注2」に改め、同注中7を8とし、6を7とし、同注5(d)中「5(c)」を「6(c)」に改め、同注中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第八四・六二項において「圧延製品の「スリッター工程」とは、巻き戻し器、コイルフラッタナー、スリッター及びリコイラーから成る加工工程をいう。圧延製品の「切断工程」とは、巻き戻し器、コイルフラッタナー及び剪断機から成る加工工程をいう。

別表第八四類の号注2中「注5(c)」を「注6(c)」に改める。

別表第八四・一四項中「並びに換気用」を「換気用」に改め、「問わない」の下に「並びに密閉形の生物学的安全キャビネット(フィルターを取り付けてあるかないかを問わない)」を加え、同表第84・60号の次に次の一号を加える。

(B) 「電気電子機器のくず」及びその他のくずを混載した貨物は、第八五・四九項に属する。

(C) この部には、第三八類の注4の都市廃棄物を含まない。

別表第八四類の注2を次のように改める。

別表第八四類の注2を次のように改める。

八四一四・七〇 密閉形の生物学的安全キャビネット

無税

官 報 (号 外)

別表第八四一八・一〇号中「外部扉」の下に「若しくは引出し又はこれらを組み合わせたもの」を加える。

別表第八四一九・一一号の次に次の二号を加える。

八四一九・一二

太陽熱温水器

別表第八四一九・三一号及び第八四一九・三二号を削り、同表第八四一九・三九号の前に次の三号を加える。

八四一九・三三

八四一九・三四

八四一九・三五

凍結乾燥器、凍結乾燥ユニット及び噴霧乾燥器

無税

八四一九・三六

その他のもの(農産物用のものに限る。)
その他のもの(木材用、紙パルプ用、紙用又は板紙用のものに限る。)

無税

八四一九・三七

別表第八四二一・三一号の次に次の二号を加える。
内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・三〇

産業用ロボット

無税

別表第八四二一・三一号の次に次の二号を加える。

八四二一・三一

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・三二

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・三三

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・三四

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・三五

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・三六

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・三七

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・三八

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・三九

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・四〇

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・四一

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四二一・四二

内燃機関から排出された気体の清浄若しくはろ過用の触媒コンバータ又は微粒子捕集フィルター(結合してあるかないかを問わない。)

無税

八四六二・一二	形状成形機
八四六二・二二	数値制御式のプレスブレーク
八四六二・二三	数値制御式のパネルベンダー
八四六二・二四	数値制御式のロール成形機
八四六二・二五	その他の数値制御式のベンディングマシン、フォールディングマシン
八四六二・二六	デイングマシン、ストレートニングマシン及びフローリングマシン
八四六二・二七	その他のもの
八四六二・二八	スリッターマシン、切断機及びその他の剪断機(パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを除く)(庄延製品用のものに限る。)
八四六二・二九	スリッターマchine及び切断機
八四六二・三〇	数値制御式の剪断機
八四六二・三一	その他のもの
八四六二・三二	パンチングマシン、ノッキングマシン及び二ブリングマシン(プレスを除く)のものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。(庄延製品用のものに限る。)
八四六二・三三	パンチングマシン、ノッキングマシン及び二ブリングマシン(プレスを除く)のものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を含む。(庄延製品用のものに限る。)
八四六二・三四	数値制御式のもの
八四六二・三五	炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械(プレスを除く)。
八四六二・三六	数値制御式のもの
八四六二・三七	その他もの
八四六二・三八	その他もの
八四六二・三九	その他もの
八四六二・四〇	その他もの
八四六二・四一	別表第八四七九・一二号中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改め、同表第八四七九・八二号の次に次の二号を加える。
八四六二・四二	冷間静水圧プレス
八四六二・四三	冷間静水圧プレス
八四六二・四四	冷間静水圧プレス
八四六二・四五	冷間静水圧プレス
八四六二・四五	冷間静水圧プレス
八四六二・四六	冷間静水圧プレス
八四六二・四七	冷間静水圧プレス
八四六二・四八	冷間静水圧プレス
八四六二・四九	冷間静水圧プレス
八四六二・五〇	冷間静水圧プレス
八四六二・五一	冷間静水圧プレス
八四六二・五二	冷間静水圧プレス
八四六二・五三	冷間静水圧プレス
八四六二・五四	冷間静水圧プレス
八四六二・五五	冷間静水圧プレス
八四六二・五六	冷間静水圧プレス
八四六二・五七	冷間静水圧プレス
八四六二・五八	冷間静水圧プレス
八四六二・五九	冷間静水圧プレス
八四六二・六〇	冷間静水圧プレス
八四六二・六一	冷間静水圧プレス
八四六二・六二	冷間静水圧プレス
八四六二・六三	冷間静水圧プレス
八四六二・六四	冷間静水圧プレス
八四六二・六五	冷間静水圧プレス
八四六二・六六	冷間静水圧プレス
八四六二・六七	冷間静水圧プレス
八四六二・六八	冷間静水圧プレス
八四六二・六九	冷間静水圧プレス
八四六二・七〇	冷間静水圧プレス
八四六二・七一	冷間静水圧プレス
八四六二・七二	冷間静水圧プレス
八四六二・七三	冷間静水圧プレス
八四六二・七四	冷間静水圧プレス
八四六二・七五	冷間静水圧プレス
八四六二・七六	冷間静水圧プレス
八四六二・七七	冷間静水圧プレス
八四六二・七八	冷間静水圧プレス
八四六二・七九	冷間静水圧プレス
八四六二・八〇	冷間静水圧プレス
八四六二・八一	冷間静水圧プレス
八四六二・八二	冷間静水圧プレス
八四六二・八三	冷間静水圧プレス

別表第八四八一・四〇号中「針状ころ軸受」の下に「保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。」を加え、同表第八四八一・五〇号中「円筒ころ軸受」の下に「保持器ところを組み合わせたものを含む。」を加える。

別表第八四・八四項の次に次の一項を加える。

八四・八五

八四八五・一〇

積層造形用の機械

八四八五・二〇

メタルデポジット方式によるもの

プラスチックデポジット方式

無税

八四八五・三〇

セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの

無税

八四八五・八〇

その他のもの

無税

八四八五・九〇

部分品

無税

八四八五・八〇

別表第八四・八六項中「注9(c)」を「注11(c)」に改める。

(a)(i) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。

半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの（能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかないかを問わない。）を含む。

この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電気的信号に変換し又は電気的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクチュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレータ（個別の半導体ベースのデバイス）をいう。

半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。

次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう（半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電気的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。）。

(2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、

磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。

(3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。

(4) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面上に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものをいう。

(5) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面上に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(6) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面上に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。

(ii) 「発光ダイオード(LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換する半導体素材をもととした半導体デバイス（互いに電気的に結合しているかないか又は保護ダイオードと接続しているかないかを問わない。）をいう。第八五・四一項の発光ダイオード(LED)は、電源供給又は電源制御用の素子を自蔵していない。

11 第八五・三九項において「発光ダイオード(LED)光源」には、次の物品を含む。

別表第八五類の注9(b)(iv)(3)(a)中「は」を「とは」に、「物理量又は化学量」を「物理現象又は化学現象」に、「である」を「をいう」に改め、「実世界の」を削り、「関連する」の下に「ものをいう」を加え、同注9中「注9」を「注12」に改め、同注中9を12とし、8を10とし、その次に次のように加える。

(a) 「発光ダイオード(LED)モジュール」

発光ダイオード(LED)モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード(LED)による電気的な光源であり、他の構成部品（例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品）を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第八五・三六項若しくは第八五・四二項の物品を有する。発光ダイオード(LED)モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b) 「発光ダイオード(LED)ランプ」

発光ダイオード(LED)ランプは、一以上の発光ダイオード(LED)モジュールを含む電気的な光源であり、他の構成部品(例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品)を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキヤップを有することにより、発光ダイオード(LED)モジュールと区别される。

別表第八五類の注中7を9とし、6を8とし、5を6とし、その次に次のように加える。

7 第八五・二四項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器(他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの)をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、曲がつたもの、柔軟なもの、折畳み可能なもの及び伸縮可能なものを含む(ただし、これらに限定されない)。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子(映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む)を備えていてもよい。ただし、第八五・二四項には、映像信号を変換する要素(例えば、スケーラーIC、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサー)や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たつては、第八五・二四項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

別表第八五類の注4の次に次のように加える。

5 第八五・一七項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能(例えば、複数のアプリケーション(サードパーティ製のものを含む)のダウンロード及び作動の同時実行)を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話(デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない)をいう。

別表第八五類の号注中1を4とし、その前に次のように加える。

1 第八五・八一号には、次の(一)以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメラレコーダーのみを含む。

書込速度が一マイクロ秒当たり〇・五ミリメートルを超えること。

時間分解能が五〇ナノ秒以下であること。

フレームレートが毎秒二二五、〇〇〇フレームを超えること。

2 第八五・八二号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメラレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又是防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で五〇、〇〇〇グレイ(五、〇〇〇、〇〇〇ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。

3

第八五・八三号には、暗視テレビジョンカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもので、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なものを含み、熱画像カメラ(主として第八五・八九号参照)を含まない。

別表第八五類の号注に次のように加える。

5 第八五四九・一一号から第八五四九・一九号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

別表第八五・〇一項中「直流発電機」及び「交流発電機」の下に「(光発電機を除く)」を加え、別表第八五・〇一項に次のように加える。

八五〇・一・六四 出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの 無税

五〇一・六四 出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの 無税

五〇一・七一 出力が五〇ワット以下のもの 無税

五〇一・七二 出力が五〇ワットを超えるもの 無税

五〇一・八〇 交流光発電機

別表第八五・〇七・四〇号を削る。

八五一・一・一 抵抗加熱炉

別表第八五・一四項中

八五一・一・〇 抵抗加熱炉

八五一・一・九 热間静水圧プレス

別表第八五・一四項中

八五一・一・〇 抵抗加熱炉

その他の中

八五一・一・一 抵抗加熱炉

八五一・一・九 その他の中

八五一・一・九 その他の中

八五一・一・九 その他の中

び真空 無税

に改める。

をに、	八五一七・一二	携带回線網用その他の無線回線網用の電話	無税	無税】を
二	八五一七・一三	スマートフォン	無税	無税】に、
二	八五一七・一四	携带回線網用その他の無線回線網用のその他 の電話	無税	無税】に、
五	一七・七〇	部分品	無税	無税】を
七	一一	部分品 アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに 使用する部分品	無税	無税】に、
七九	一一	その他のもの	無税	無税】を
	別表第八五・五〇号を削る。			
	別表第八五・二三項の次に次の一項を加える。			
八五・一四	八五一四・一二	フラットパネルディスプレイモジュール(タッチスクリー ンが組み込まれているかいないかを問わない。)	無税	無税】を
八五・一四	八五一四・一二	ドライバ又は制御回路を有しないもの	無税	無税】に改める。
八五・一四	八五一四・一九	その他のもの	無税	無税】に改める。
八五・一四	八五一四・九一	液晶のもの	無税	無税】に改める。
八五・一四	八五一四・九二	有機発光ダイオード(OLED)のもの	無税	無税】に改める。
八五・一四	八五一四・九九	その他のもの	無税	無税】に改める。
八五・二五	八五一五・八〇	テレビジョンカメラ、デジタル カメラ及びビデオカメラレコー ダ	無税	無税】に改める。
八五・二五	八五一五・八一	この類の号注1の高速度の物 品	無税	無税】に改める。
八五・二五	八五一五・八二	その他のもの(この類の号注 2の耐放射線性の物品に限 る。)	無税	無税】に改める。
八五・二五	八五一五・八三	その他のもの(この類の号注	無税	無税】に改める。
四一・四〇	八五三九・五一	光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにして あるかないかを問わない。)を含む。)及び発光ダイオード(LED)	無税	無税】に改める。
四一・五〇	八五三九・五二	E(D) その他の半導体デバイス	無税	無税】に改める。
八五	八五三九・五〇	D光源に、	無税	無税】に改める。
八五	八五三九・五〇	発光ダイオード(LED)光源	無税	無税】に改める。
八五	八五三九・五一	発光ダイオード(LED)ランプ	無税	無税】に改める。
八五	八五三九・五二	別表第八五・四一項中「ダイオード」を「半導体デバイス(例えば、ダイオード、」に、「その他これ らに類する半導体デバイス」を「及び半導体ベースの変換器」に改め、「発光ダイオード(LED)」	無税	無税】に改める。
八五	八五三九・五三	の下に「(他の発光ダイオード(LED)と組み合わせてあるかないかを問わない。)」を加え、	無税	無税】に改める。
八五	八五三九・五四	3の暗視用の物品に限る。)	無税	無税】に改める。

官報(号外)

別表第八五四三・三〇号の次に次の二号を加える。

八五四三・四〇

電子たばこ及びこれに類する個人用の電気的な氣化用器

八五・四八

別表第八五・四八項を次のように改める。

八五四八・〇〇

別表第八五類に次の二項を加える。

八五・四九

機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除く)。

八五四八・〇〇

電子電子機器のくず

一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池

八五四九・一二

鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池

八五四九・一三

その他のもの(鉛カドミウム又は水銀を含有するものに限る)。

八五四九・一四

水銀を含有しないものに限る)。

八五四九・一五

分別されていないもの(鉛カドミウム又は水銀を含有しないものに限る)。

八五四九・一九

その他のもの

主として貴金属の回収に使用する種類のもの

一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性ガラス又はカドミウム、水銀、鉛

若しくはボリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの

その他のもの

その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路基板

一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性ガラス又はカドミウム、水銀、鉛若しくはボリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの

その他のもの

一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由来のガラスその他の活性ガラス又はカドミウム、水銀、鉛

若しくはボリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの

その他のもの

その他のもの

無税							
----	----	----	----	----	----	----	----

若しくはボリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気電子機器部品を含むもの
その他のもの
別表第一七部の注2(k)中「ランプその他」を削る。
別表第八七類に号注として次のように加える。

号注

1 第八七〇八・二二号には、次の物品のみを含む。

(a) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのものに限る)。

(b) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自蔵するものに限る)。

ただし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。

号注

1 第八七〇八・二二号には、次の物品のみを含む。

セミトレーラー用の道路走行用トラクター

セミトレーラー用の道路走行用

ピストン式圧縮点火内燃機関

(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみ

ミディーゼルエンジン)のみを搭載したもの

駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものの

駆動原動機としてピストン式

火花点火内燃機関及び電動機を搭載したものの

に改める。

別表第八七〇二・三〇号中「(往復動機関に限る)」を削る。

別表第八七・〇三項中「(往復動機関に限る)」を削り、「ディーゼルエンジン及び」を「ディーゼル

エンジン又は」に改める。

別表第八七・〇四項中「及び」を「又は」に、「を搭載した」を「のみを搭載した」に、「

八七〇四・三

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

八七〇四・三一	車両総重量が五トンを超えるもの	無税
八七〇四・四一	車両総重 以下のも のを搭載したも の。	無税
八七〇四・四二	車両総重 以下のも のを搭載したも の。	無税
八七〇四・四三	車両総重 以下のも のを搭載したも の。	無税
八七〇四・五一	車両総重 以下のも のを搭載したも の。	無税
八七〇四・五二	車両総重 以下のも のを搭載したも の。	無税
八七〇四・六〇	車両総重 以下のも のを搭載したも の。	無税
八八〇六・一〇	旅客の輸送用に設計したもの その他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。)	無税
八八〇六・一一	最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの	無税
八八〇六・一二	最大離陸重量が二五〇グラムを超えるもの	無税
八八〇六・一二三	最大離陸重量が七キログラムを超えるもの	無税
八八〇六・一二九	最大離陸重量が一五〇グラム以下のもの	無税
八八〇六・二四	最大離陸重量が一五〇グラムを超えるもの	無税
八八〇六・二九	その他のもの	無税
八八〇六・九一	最大離陸重量が一五〇グラム以下のもの	無税
八八〇六・九二	最大離陸重量が一五〇グラムを超えるもの	無税
八八〇六・九三	最大離陸重量が七キログラムを超えるもの	無税
八八〇六・九四	最大離陸重量が一五〇グラム以下のもの	無税
八八〇六・九九	その他のもの	無税
八七〇八・二二	この類の号注1のフロントガラス(風防)、後部の窓及 びその他の窓	無税
八七〇八・二二一	別表第八七〇八・二二号の次に次の一号を加える。	無税

官 報 (号 外)

八八・〇七

八八〇七・一〇

八八〇七・二〇

八八〇七・三〇

八八〇七・九〇

別表第八九・〇三項を次のように改める。

八九・〇三

ヨツトその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー

膨張式のボート(複合艇を含む)。

原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの(原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。)

原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの(原動機とともに使用するように設計されていないものに限る。)

その他のもの

セールボート(補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。)

長さが七・五メートル以下のもの

長さが七・五メートルを超えて二四メートル以下のもの

長さが二四メートルを超えるもの

モーターボート(船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。)

長さが七・五メートル以下のもの

長さが七・五メートルを超えて二四メートル以下のもの

長さが七・五メートル以下のもの

その他のもの

別表第九〇類の注¹(f)中「はん用性」を「汎用性」に改め、「第三九類参照」の下に「ただし、内科用、外科用、歯科用又は獣医科用の物品で専らインプラントに使用するために特に設計されたものは、第九〇・一二項に属する。」を加える。

部分品(第八八・〇一項、第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品のものに限る。)

プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品

着陸装置及びその部分品

飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品

その他のもの

別表第九〇〇六・五一号及び第九〇〇六・五二号を削り、同表第九〇〇六・五三号中「その他のもの(及び「に限る。」)を削る。

別表第九〇・一三項中「液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)」を削る。

別表第九〇・二二項中「又はガンマ線」を「ガンマ線その他の電離放射線」に、「いす」を「椅子」に改める。

別表第九〇・二七項中「膨脹」を「膨張」に、「九〇二七・八〇」を「九〇二七・八一」に改める。

無税
〔を〕
九〇二七・八一
質量分析計
無税

無税
〔を〕
九〇二七・八九
その他のもの
無税

別表第九〇・三〇項中「その他の機器」の下に「(半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。)」を加え、同表第九〇三〇・八二号中「機器」の下に「(集積回路を含む。)」を加える。

別表第九〇三一・四一号中「半導体デバイス」の下に「(集積回路を含む。)」を加える。

別表第九一・一四・一〇号を削る。

別表第九四類の表題中「ランプその他」を削る。

別表第九四類の注¹(f)中「その他の照明器具」を「又は光源及びこれらの部分品」に改め、同注¹(1)中「ランプその他」を削り、「がん具」を「玩具」に、「電気花飾り」を「ストリングライト」に改め、同注⁴に次のように加える。

別表第九四類の建築物には、鋼製のモジュール式の建築ユニットで、通常、標準的な輸送用コンテナの寸法及び形状で提示されるものを含む(あらかじめ内部を実質的又は完全に作り付けたものに限る。)通常、このモジュール式の建築ユニットは、組み合わせて恒久的な建築物を構成するように設計されている。

九四〇一・三〇
回転腰掛け(高さを調節する)
とができるものに限る。)

一革張りのもの
二 その他のもの
腰掛け(寝台として兼用する)
とができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)

四・三%
無税

別表第九四・〇一項中
九四〇一・四〇
回転腰掛け(高さを調節する)
とができるものに限る。
一革張りのもの
二 その他のもの
腰掛け(寝台として兼用する)
とができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)
一革張りのもの
二 その他のもの
三・八%
無税

九四〇五	回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)とができるものに限る。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームブレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)		
九四〇一・三九	一 木製のもの 二 革張りのもの 三 その他のもの		
九四〇一・三一	一 革張りのもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇一・四一	一 革張りのもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇一・四九	一 革張りのもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇一・九〇	一 革張りのもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇一・九一	一 革張りのもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇一・九九	一 革張りのもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・一九	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・二一	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・二九	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・三一	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・三九	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・四一	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・四二	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・四九	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・五〇	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・六一	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
九四〇五・六九	一 木製のもの 二 その他のもの 三 その他のもの		
別表第九四・〇三項中】 九四〇三・九〇	部分品 無税		
別表第九四・〇三項中】 九四〇三・九一	部分品 無税		
別表第九四・〇三項中】 九四〇三・九九	部分品 無税		
別表第九四・〇四項中【まぐら】を【枕】に改め、同表第九四〇四・三〇号の次に次の一号を加える。	部分品 無税		
九四〇四・四〇	布団、ベッドスプレッド及び羽根布団(コンフォーター) 別表第九四・〇五項を次のように改める。		
九四〇五・六九	五・八% 無税		

九四〇五・九一	ガラス製のもの	五・八%
九四〇五・九二	プラスチック製のもの	無税
九四〇五・九九	その他のもの	無税
別表第九四〇六・一〇号	鋼製のモジュール式建築ユニット	三・九%
九四〇六・一〇号	鋼製のモジュール式建築ユニット	五・八%
別表第九五類の表題中「がん具」を「玩具」に改める。	その他のもの	無税
別表第九五類の注1中(w)を(x)とし、(y)を(w)とし、(u)を(v)とし、同注1(t)中「電気花飾り」を「ストリングライト」に改め、同注1中(t)を(u)とし、(s)を(t)とし、(p)から(r)までを(q)から(s)までとし、(o)の次に次のように加える。	その他のもの	無税
(p) 無人航空機(第八八・〇六項参照)	その他のもの	無税
別表第九五類の注4中「この項」を「同項」に、「がん具」を「玩具」に改め、同注に次のように加え る。	その他のもの	無税
6 第九五・八項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。	その他のもの	無税
(a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路 (水路を含む)を通じて又は所定の区域内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具 若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマ パーク、ウォーターパーク又は催事会場の中で組み合わされたものを含み、住宅又は遊 び場に通常設置された装置を含まない。	その他のもの	無税
(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の 区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。 ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含 む。	その他のもの	無税
(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通 常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含 み、第九五・〇四項の装置を含まない。	その他のもの	無税
別表第九五・〇八項を次のように改める。	その他のもの	無税
ド、トーケンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械」を加える。	その他のもの	無税
別表第九五・〇八項を次のように改める。	その他のもの	無税
九五・〇八	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、 物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備(射的場を含む)並びに巡回劇場の設備	無税
九五・〇八・一〇	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備	無税
九五・〇八・一〇	巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備	無税

九五〇八・二二	遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備	無税
九五〇八・二三	ジエットコースター	無税
九五〇八・二四	回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物	無税
九五〇八・二五	ダッジム車	無税
九五〇八・二六	運動シミュレーター及び体験型劇場の設備	無税
九五〇八・二九	ウォーターパークの娯楽設備	無税
九五〇八・三〇	その他のもの	無税
九五〇八・三〇	興行用設備	無税
九五〇八・四〇	巡回劇場の設備	無税
別表第九六類の注1(k)中「ランプその他」を削る。	その他のもの	無税
別表第九六・〇九項中「しん」を「芯」に改め、同表第九六・〇九・一〇号中「硬い」を削り、「しん」 を「芯」に改め、同表第九六・〇九・二〇号中「しん」を「芯」に改める。	その他のもの	無税
別表第九六・一九・〇〇号中「(ケース入りのものに限る。)」を削る。	その他のもの	無税
2 第九七・〇一項には、芸術家がデザインし又は創作した場合であつても、通常の職人技 術により大量生産された複製品、鋳造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含 まない。	その他のもの	無税
別表第九七・〇一項から第九七・〇三項までを次のように改める。	その他のもの	無税
書画(肉筆のものに限るものとし、手作業で書き又は装飾 した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く)並びにコ ラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板 製作後一〇〇年を超えたもの	その他のもの	無税
九七・〇一	書画	無税
九七〇一・一二	モザイク	無税
九七〇一・二九	その他のもの	無税
九七〇一・九一	書画	無税
九七〇一・九二	モザイク	無税
九七〇一・九九	その他のもの	無税
九七〇二	銅版画、木版画、石版画その他の版画 製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七〇二・一〇	その他のもの	無税
九七〇二・九〇	その他のもの	無税

九七・〇三	彫刻、塑像、銘像その他これらに類する物品(材料を問わ ない。)	無税
九七・〇三・一〇	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇三・九〇	その他のもの	無税
別表第九七・〇五項及び第九七・〇六項を次のように改める。		
九七・〇五	収集品及び標本(考古学、民族学、史学、動物学、植物 学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古錢に関するものに限 る。)	無税
九七・〇五・一〇	収集品及び標本(考古学、民族学又は史学に関するもの に限る。)	無税
九七・〇五・二一	収集品及び標本(考古学、民族学、史学、動物学、植物 学、鉱物学、解剖学又は古錢に関するものに限 る。)	無税
九七・〇五・二二	古生物学に関するものに限る。)	無税
九七・〇五・二九	人体の標本及びその部分品	無税
九七・〇五・二一	絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品	無税
九七・〇五・二九	その他のもの	無税
九七・〇六	収集品及び標本(古錢に関するものに限る。)	無税
九七・〇五・三一	製作後一〇〇年を超えたもの	無税
九七・〇五・三九	その他のもの	無税
九七・〇六	このとく(製作後一〇〇年を超えたものに限る。)	無税
九七・〇六・一〇	製作後二五〇年を超えたもの	無税
九七・〇六・九〇	その他のもの	無税
(関税法の一部改正)		
第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。	のやんだ日から一月以内に限り、当該期限を延長することができる。	
(災害等による期限の延長)	第七条の九の見出しを「(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」に改め、同条第一項中「帳簿を	
第二条の三 財務大臣又は税關長は、災害その他やむを得ない理由(以トこの条及び第一百二条の二において「災害等」という。)により、この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徵收に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、当該災害等	を「帳簿(以下「特例輸入関税關係帳簿」という。)を「帳簿(以下「特例輸入関税關係帳簿」といふ。)に、「当該帳簿」を「当該特例輸入関税關係帳簿」に改め、同条第二項を次のように改める。	
2 第九十四条の二から第九十四条の六まで	のやんだ日から一月以内に限り、当該期限を延長することができる。	
(関税關係帳簿の電磁的記録による保存等・関税關係帳簿書類の電子計算機出力マイ		

クロフィルムによる保存等・民間事業者等が利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・関税に関する法律の規定の適用)の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税關係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税關係帳簿並びに特例輸入者が行う第九十四条の五に規定する電子取引について準用する。この場合において、第九十四条の二第一項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」と、第九十四条の三第一項中「電子計算機出力マイクロフィルム」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)」と読み替えるものとする。	行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・関税に関する法律の規定の適用)の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税關係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税關係帳簿並びに特例輸入者が行う第九十四条の五に規定する電子取引について準用する。この場合において、第九十四条の二第一項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」と、第九十四条の三第一項中「電子計算機出力マイクロフィルム」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)」と読み替えるものとする。
第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の	第七条の十一第一項及び第七条の十二第一項
第二条の三を次のように改める。	第二号中「(帳簿)」を「(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」に改め、同条第一項中「帳簿を
(災害等による期限の延長)	を「帳簿(以下「特例輸入関税關係帳簿」という。)を「帳簿(以下「特例輸入関税關係帳簿」といふ。)に、「当該帳簿」を「当該特例輸入関税關係帳簿」に改め、同条第二項を次のように改める。

第一条の六を第九条の十一とし、第九条の五	3 第一項の場合において、賦課課税方式が適用される郵便物に係る関税の納付を委託するときにおける第七十七条(郵便物の関税の納付等)の規定の適用については、同条第三項
第二項第七号中「(決定)」を「(更正及び決定)」に改め、同条第三項中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項に改め、同条第四項中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。	中「を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を日本郵便株式会社」とあるのは「の納付を第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により納付受託者」と、同条第五項中「を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付し
第三項中「先立つて」を「先立つて」に改め、同条	た」とあるのは「の納付を第九条の五第一項の
第二項中「先立つて」を「先立つて」に改め、同条	

規定により納付受託者に委託した」とし、同条第四項及び第七十七条の二から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託・日備付け・違法行為等の是正)の規定は、適用しない。

(納付受託者)

第九条の六 関税の納付に関する事務(以下この項及び第九条の八第一項(納付受託者の帳簿保存等の義務)において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施することができる

と認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として財務大臣が指定するもの(以下「納付受託者」という。)は、関税を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 財務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

4 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(納付受託者の納付)

第九条の七 納付受託者は、第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた関税を納付しなければならない。

2 納付受託者は、第九条の五第一項の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び委託を受けた年月日を財務大臣に報告しなければならない。

3 紳付受託者が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税関長は、国税の保証人に関する微収の例によりその関税を納付受託者から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき関税については、当該納付受託者に対して第十二条(関税の徴収)の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条(滞納処分)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る納税者が徴収することができない。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第九条の八 紳付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 財務大臣は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 税関職員は、前二条及びこの条の規定により職務を執行するため必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受

託者の帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

4 税関職員は、前項の規定により立入検査を行なうときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(納付受託者の指定の取消し)

第九条の九 財務大臣は、第九条の六第一項(納付受託者の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第九条の六第一項に規定する指定の要件に該当しなかつたとき。

二 第九条の七第二項(納付受託者の納付)又は前条第二項の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に偽りの記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは偽りの陳述をしたとき。

2 財務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第十二条第七項第二号中「第二条の三第一項、第三項又は第四項(災害)を「第二条の三(災害等)に改める。

第十二条第七項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 保存義務者(申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者をいう。以下この項及び第十二条の四第三項において同じ。)の次に掲げる関税関係帳簿(第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下この項において同じ。)若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存が、関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルム(当該貨物の輸入の許可の

令和三年三月三十一日 参議院会議録第十二号

関税率法等の一部を改正する法律案

日以後引き続き当該要件を満たしてこれらのみ備付け及び保存が行われているものに限る。以下この項において同じ。)に記録された事項に關し修正申告又は更正があつた場合において、第一項の規定の適用があるときは、同項の過少申告加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告又は当該更正の起因となる当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該当するときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実でその税額の計算の基礎となるべき事実で、ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

第一項の規定により計算した金額を控除した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

第一項の規定により計算した金額に、前二項の重加算税の額は、前二項を「これらの項の重加算税の額は、前三項に、「前二項の規定により計算した金額に、前二項を「前二項の規定により計算した金額に、第一項又は第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十四条の二第三項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)(第七条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む)の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿

ファイルによる保存等)(第七条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む)の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に代えている保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該当するときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実でその税額の計算の基礎となるべき事実で、ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない)。

第一項の規定により計算した金額を控除した税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第一項の規定により計算した金額に、第一項又は第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第九十四条の二第三項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)(第七条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む)の規定により準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する関税関係書類(第一項本文(帳簿の備付け等)の規定により保存をしなければならないこととされる。

第六十七条の八の見出しを「(特定輸出者に係る帳簿の備付け等)」に改め、同条第一項中「帳簿を「帳簿(以下「特定輸出関税関係帳簿」という。)」に、「当該帳簿」を「当該特定輸出関税関係書類」に改める。

第六十九条の十一第一項第六号中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削る。

第七十二条中「及び第三項」を「第三項及び

四二一

関係帳簿」に、「第六十七条の十第二項及び第六十七条の十一第一号において「帳簿書類」を以下「特定輸出関税関係書類」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第九十四条の二から九十四条の六まで

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・関税に関する法律の規定の適用)の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿並びに特定輸出者が保存をする特定輸出関税関係書類並びに特定輸出者が行う第九十四条の五に規定する電子取引について準用する。

第六十七条の十一第一号中「において」を「(許可の承継についての規定の準用)において」に改め、同条第二項中「(帳簿)」を「(特定輸出者に係る帳簿)」に、「よる帳簿」を「よる特定輸出関税関係帳簿」に、「帳簿書類」を「特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類」に改める。

第六十七条の八の見出しを「(特定輸出者に係る帳簿)」に、「よる帳簿」を「よる特定輸出関税関係帳簿に、「帳簿書類」を「特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類」に改める。

第六十九条の十一第一項第六号中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。」を削る。

第七十二条中「及び第三項」を「第三項及び

第四項に改め、「後二の下に」第九条の五第一項納付受託者に対する納付の委託の規定により関税の納付を委託する場合においては、納付受託者が当該委託を受けた後とし」を加える。

第七十三条第一項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第七十六条第一項中「帳簿」を「特定輸出者に係る帳簿」に改める。

第九十四条第一項中「第三項において「一般輸入貨物」という」を削り、「帳簿」を「帳簿(以下「関税関係帳簿」という。)」に、「当該帳簿」を「当該関税関係帳簿」に改め、「もの」の下に「(以下「関税関係書類」という。)」を加え、同条第二項中「次項において「一般輸出貨物」という」を削り、同条第三項を削り、同条の次に次の五条を加える。

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第九十四条の二 前条第一項の業として輸入する者又は同条第二項の業として輸出する者(以下「保存義務者」という。)は、関税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)。

2 保存義務者は、関税関係帳簿の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者

は、関税関係書類(財務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の全部又は一部について、当該関税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従つて行われていないとき(当該関税関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第九十四条の三 保存義務者は、関税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)。

2 保存義務者は、関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等における法律の適用除外

第九十四条の四 関税関係帳簿及び関税関係書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条(電磁的記録による保存及び第四条(電磁的記録による作成)の規定は、適用しない。(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第九十四条の五 保存義務者は、電子取引(取引情報(貨物の取引に関して受領し、又は交付する契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出しとの間の取引についての書類その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下この項において同じ。)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。)を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところ

は、関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、財務省令で定める場合には、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の全部若しくは一部について、財務省令で定めるところに従つて、当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)又は第九十四条の三各項(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従つて電磁的記録による保存等)。

(関税に関する法律の規定の適用)

第九十四条の六 第九十四条の二第一項、第二項若しくは第三項前段(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従つて電磁的記録による保存等)。

(関税に関する法律の規定の適用)

2 前条に規定する財務省令で定めるところに従つて保存されている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する関税に関する法律の規定の適用については、当該電子計算機出力マイクロフィルム又は当該電子計算機出力マイクロフィルムを当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類に係る帳簿に、並びに前条第一項を「又は第九十五条第三項中「及び」を「(特例輸入者に係る帳簿の備付け等)」に、「帳簿」を「(特定輸出帳簿に係る帳簿)」に、「並びに前条第一項」を「又は第九十四条第一項「帳簿の備付け等」に、「帳簿」を「(特定輸入輸出関税関係帳簿及び特例輸出関税関係帳簿又は関税関係帳簿及び関税関係書類に)に、「当該帳簿書類」を「これらの帳簿及び書類に改める。」

3 前条第一項の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該

官報(号外)

の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)」を削り、同項の次に次の二項を加える。

○三・〇九

魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット(食用に適するものに限る。)

○三〇九・九〇

その他のもの

二 くん製したもの
(一) えびのもの
(二) その他のもののうち

甲殻類のもの

その他のもの(貝柱のものを除く。)

三 その他もの
(一) えびのもの
(二) その他のもの

別表第二第〇四・一〇項を次のように改める。

○四・一〇

昆蟲類その他の食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)

○四一〇・一〇

昆蟲類

二 その他もの
一 あなづばめの巣

別表第二第〇七・〇九項中

○七〇九・五九

その他のもののうち

○七〇九・五五

まつたけ(トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴエラ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドウルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム)

○七〇九・五六
のもの)

トリフ(セイヨウショウロ属

無税

別表第二第〇七・一項中「例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので」を削る。

別表第二第〇八・〇二項中
○八〇二・九〇

その他のもの

一 ベカン

無税

を ○八〇二・九九 その他のもの
一 ベカン 無税 に改める。

別表第二第〇八・一二項中「例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので」を削る。

別表第二第〇八・一三・五〇号中「第〇八〇二・九〇号」を「第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号まで」に改める。

別表第二第一五・一五項中「及びその分別物(一)を「又は微生物性油脂及びこれらの分別物(一)に改める。

別表第二第一五・一六項中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の二号を加える。

一一五・三〇 微生物性油脂及びその分別物 無税

別表第二第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの」に改める。

別表第二第一五・一八・〇〇号中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に、「若しくは植物性油脂」を「植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改める。

別表第二第一六・〇一項中「及び血」を「血及び昆虫類」に改め、同表第一六〇二・九〇号を次のように改める。

一六〇二・九〇 その他のもの(動物の血の調製品を含む。)
二 その他もの

(一) その他もの
B その他もの

別表第二第一六〇五・五九号を次のように改める。
一六〇五・五九 その他もの

一 くん製したもののうち
二 貝柱以外のもの

六・四%
七・二%

三%

別表第二第二〇〇八・九三号中「ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニウム・オクシココス及び」に改める。

別表第二第二〇〇八・九三号中「又は」を「ナット又は」に、「を含み」を「及びココナッツウォーター」を含みに改める。

二四・〇四

二四〇四・一二

二四〇四・一九

二四〇四・九二
二四〇四・九九二 その他のもの
その他のもの
経皮摸取用のもの
その他のもの無税
無税
無税
無税

別表第三の一四の項中「第四四〇七・一九号

まで」を「第四四〇七・一三号まで、第四四〇七・一九号に」、「第四四一八・四〇号から第四四一八・七九号まで、第四四一八・九一号の

一、第四四一八・九九号の「」を「第四四一八・三〇号から第四四一八・八九号まで、第四四一八・九二号」に改め、「第四四二一・一〇号」の下に「第四四二一・一〇号の二」を加え、「第四四二一・一〇号の二」を「第八一一二・五九号、第八一一二・九二号、第八一一二・九九号」を「から第八一一二・九九号まで」に改める。

別表第四の二の項中「第九四〇一・九〇号の「」を「第九四〇一・九九号の「」に改める。
別表第五の一の項中「第〇三〇五・一〇号」を削り、「又は第〇三〇五・七九号の二の〔〕」のB若しくは〔〕のB」を「第〇三〇五・七九号の二の〔〕」又は第四四一八・九九号の二又は第九号の二の〔〕を「第四四一八・九一号の二又は第四四一八・九九号の二」に改める。

別表第三の一五の項中「第四四一二・九四号、第四四一二・九九号」を「第四四一二・四一号から第四四一二・九九号まで」に改める。

(施行期日)

官 報 (号外)
二四・〇四
二四〇四・一二
二四〇四・一九
二 その他のもの
その他のもの
経皮摸取用のもの
その他のもの無税
無税
無税
無税

別表第三の一五の項中「第五八〇二・一一号、第五八〇一・一九号」を「第五八〇一・一〇号、第八一・〇七項」を「第八一・〇六項」に、「第八一一一二・二二号、第八一一一二・二九号、第八一一一二・五一号、第八一一一二・五二

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税法第七条の九の改正規定、同法第七条の十一第一項第二号の改正規定、同法第七条の十二第一項第二号の改正規定、同法第九条の改正規定、同法第十条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例

六十七条の八の改正規定、同法第六十七条の十の改正規定、同法第六十七条の十一第一号の改正規定、同法第七十二条の改正規定(及び第三項)を「第三項及び第四項」に改める部分に限る)、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定(及び第三項)を「第三項及び第四項」に改める部分に限る)、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定(及び第三項)を「第三項及び第四項」に改める部分に限る)、同法第九十五条第三項の改正規定及び同法第一百十五条の二第一号の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第二項から第九項まで及び附則第六条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧関税法」という)第二条の三第一項に規定する特定災害は、第三条の規定による改正後の関税法(以下この条において「新関税法」という)第二条の三に規定する災害等とみなして、同条及び新関税法第一百二条の二の規定を適用する。

2 新関税法第七条の十二第一項第二号及び第六十七条の十一第一号の規定は、令和四年一月一日以後にこれらの号に該当するに至つた関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者及び同法第六十七条の三第一項第一号に規定する特定輸出者(以下この項において「特例輸入者等」という)について適用し、同日前に旧関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項の規定により読み替えて準用する所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第号)第十二

に閣する法律(平成十年法律第二十五号)(以下この条において「旧電子帳簿保存法」という)第十二条第三項第一号の規定により読み替えて適用する旧関税法第七条の十二第一項第二号及び第六十七条の十一第一号に該当するに至つた特例輸入者等については、なお従前の例による。

3 新関税法第十二条の二及び第十二条の四の規定は、令和四年一月一日以後に関税法第十二条の九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用する。この場合において、次の各号に掲げるものは、当該各号に定めるものとみなす。
一 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項のいずれかの承認を受けている旧関税関係帳簿(業として輸入する者に係るものに限る)に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)又は電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいふ。以下この号及び第三号において同じ。)
新関税法第十二条の二第三項に規定する財務省令で定める要件を満たして備付け及び保存が行われている同項各号に掲げる新関税関係帳簿(業として輸入する者に係るものに限る)に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム

イクロフィルム

二 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条第三項において準用する旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受けている旧関税関係書類(業として輸入する者に係るものに限る)に係る電磁的記録 新関税法第九十四条の二第三項前段(新関税法第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する財務省令で定めるところに従つて保存が行われている新関税法第九条の二第三項前段の新関税関係書類(業として輸入する者に係るものに限る)に係る電磁的記録

三 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第十一条の特例輸入者又は一般輸入貨物を業として輸入する者により行われた同条に規定する電子取引の取引情報による作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合における当該電磁的記録を除く。) 新関税法第九十四条の五(新関税法第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の保存義務者(業として輸入する者に限る。)により行われた新関税法第九十四条の五に規定する電子取引情報に係る電磁的記録

4 新関税法第九十四条の二第一項及び第九十四条の三第一項(新関税法第七条の九第二項において読み替えて準用する場合及び新関税法第六十七条の八第一項において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に備付け

を開始する新関税関係帳簿(承認関税関係帳簿を除く。)について適用し、同日前に備付けを開始した旧関税関係帳簿(承認関税関係帳簿を含む。)については、なお従前の例による。

5 新関税法第九十四条の二第二項及び第九十四条の三第二項(新関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新関税関係書類(承認関税関係書類を除く。)について適用し、同日前に保存が行われた旧関税関係書類(承認関税関係書類を含む。)の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる新関税関係書類(承認関税関係書類を含む。)について、なお従前の例による。

6 新関税法第九十四条の二第三項(新関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、令和四年一月一日以後に保存

が行われる新関税関係書類(承認関税関係書類を除く。)について適用し、同日前に保存が行われた旧関税関係書類(承認関税関係書類を含む。)について、なお従前の例による。

7 新関税法第九十四条の二第三項(新関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第三項の旧関税関係書類(承認スキャナ関税関係書類を除く。)について適用し、同日前に保存が行われた旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第六十七条の八第二項において準用する旧電子帳簿保存法第四条第三項の旧関税関係書類(承認スキャナ関税関係書類を含む。)について

は、なお従前の例による。

8 新関税法第九十四条の五(新関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第十条に規定する電子取引の取引情報については、なお従前の例による。

9 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧関税関係帳簿 旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第六十七条の八第二項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第一項に規定する関税関係帳簿

二 新関税関係帳簿 新関税法第七条の九第一項に規定する特例輸入関税関係帳簿、新関税法第六十七条の八第一項に規定する特定輸出関税関係帳簿及び新関税法第九十四条第一項に規定する関税関係帳簿

三 旧関税関係書類 旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第六十七条の八第二項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第二項に規定する特例輸入関税関係書類、新関税法第七条の九第二項に規定する特定輸出

関税関係帳簿及び新関税法第九十四条第一項に規定する関税関係帳簿

四 新関税関係書類 新関税法第七条の九第一項に規定する特例輸入関税関係書類、新関税法第六十七条の八第一項に規定する特定輸出

関税関係帳簿及び新関税法第九十四条第一項に規定する関税関係書類

五 承認関税関係帳簿 前条ただし書に規定する規定(第二条及び第五条の規定を除く。次号から第八号までにおいて同じ。)の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項のいずれかの承認を受ける旧関税関係帳簿

六 承認関税関係書類 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第二項又は第五条第二項のい

ずれかの承認を受ける旧関税関係書類

七 承認スキャナ関税関係書類 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第三項の承認を受ける旧関

税関係書類

八 承認電磁的記録 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿

保存法第五条第三項の承認を受ける旧関税関係書類

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に

おけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(とん税法の一帯改正)

第五条 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条 第二項中「第九条の六(担保の種類及び提供の手続を)」を「第九条の十一(担保)」に改める。

(関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 関税定率法等の一部を改正する法律(令和二年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第七条 中関税法第七条の九第二項の改正規定及び同法第六十七条の八第二項の改正規定を削る。

附則第一条第三号中「第七条の九第一項の改正規定、第六十七条の八第二項の改正規定及び同法第六十七条の八第二項の改正規定を削る。」

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

審査報告書

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年三月三十日

国土交通委員長 江崎 孝

(踏切道改良促進法の一帯改正)
(踏切道改良促進法の一部改正)

第一条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保を図るために、改良すべき踏切道の指定方法の見直し、地方踏切道改良計画の作成の義務付け、踏切道の改良の方法への踏切道と密接な関連を有する道路の改良の追加、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設等の措置を講ずることとともに、広域災害応急対策の拠点となる防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設、鉄道事業者による災害時の他人の土地の使用等に係る措置の拡充等の措置を講じようとするものであ

り、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、令和三年度一般会計予算(国土交通省所管)において、鉄道施設総合安全対策事業費補助四十三億八百万円の中に所要の経費が計上されている。

附則第一条第三号中「第七条の九第一項の改正規定、第六十七条の八第二項の改正規定及び同法第六十七条の八第二項の改正規定を削る。」

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

審査報告書

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年三月三十日

参議院議長 山東 昭子殿

(踏切道改良促進法の一帯改正)
(踏切道改良促進法の一部改正)

第一条 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第

百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二」と「二」の下に「道路」を、「による道路」の下に「をいう。以下同じ。」を加える。

第三条の見出しを「(改良すべき踏切道の指定)」に改め、同条第一項中「平成二十八年度以降の五箇年間において」を削り、「(改良)」の下に「(当該踏切道と交通上密接な関連を有する道路(以下「踏切道密接関連道路」という。)の改良を含む。以下同じ。)」を加え、同条第五項中「関係市町村長」を「第四項の関係市町村長(第五項の規定による申出があつた場合には、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長)」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「(第二項)を(第三項又は第五項)に改め、(都道府県知事の)を削り、「(当該都道府県知事)を(都道府県知事)に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「(しようど)を削り、「(道路管理者(前条に規定する)を(及び道路管理者(に、(及び)を(第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されている場合にあつては、当該地方踏切道改良協議会。第六項において同じ。)並びに)に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 市町村長は、当該市町村の区域内に存する踏切道であつて第一項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、踏切道における移動等円滑化(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。)の促進の必要性その他の地域の事情を考慮して、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良することが必要と

認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を、都道府県知事を經由して、国土交通大臣に申し出ることができる。

7 市町村長は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をするときは、あらかじめ、当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者の意見を聴かなければならぬ。

8 第三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、「平成二十八年度以降の五箇年間において」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による指定については、道路又は鉄道に関する国の計画の達成に資するようを行うとともに、踏切道の改良を優先的に実施する必要性、踏切道の周辺の地域の地形及び土地利用の状況その他の事情を勘案して行うものとする。

3 第四条第一項中「(ときは)」の下に「(国土交通大臣が指定する期日までに)」を加え、「(当該)を(同項の規定による)に、(提出することができる)を(提出しなければならない)に改め、同項に次にのただし書を加える。

4 第四条第四項を次のように改める。
4 第二項第二号に掲げる事項には、当該踏切道を分離して通行させるための踏切道の改良の他の比較的短期間に完了する踏切道の改良の方法として国土交通省令で定めるものにより改良する場合にあつては、この限りでない。

接関連道路の改良の方法に関する事項を記載することができる。

第四条第十三項及び第十四項を削り、同条第十二項中「第一項」の下に「又は第十一項」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第八項」を「第十四項」に改め、「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第六条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」を加え、「第六条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10 鉄道事業者及び道路管理者は、立体交差化による踏切道の改良を行おうとする場合であつて、第一項本文の規定により同項の国土交通大臣が指定する期日までに地方踏切道改良計画を作成することができない特別の事情があるときは、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会における協議を経て、当該期日までに国土交通大臣に対し、その旨、当該特別の事情及び地方踏切道改良計画を提出する期日(以下この条において「計画提出期日」といいう)を届け出ることができる。

11 國土交通大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画提出期日が著しく不適当であると認めるとき

第四条第十三項及び第十四項を削り、同条第十二項中「第一項」の下に「又は第十一項」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第八項」を「第十四項」に改め、「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第六条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」の下に「又は第十二項」を加え、「第六条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10 鉄道事業者及び道路管理者は、立体交差化による踏切道の改良を行おうとする場合であつて、第一項本文の規定により同項の国土交通大臣が指定する期日までに地方踏切道改良計画を作成することができない特別の事情があるときは、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会における協議を経て、当該期日までに国土交通大臣に対し、その旨、当該特別の事情及び地方踏切道改良計画を提出する期日(以下この条において「計画提出期日」といいう)を届け出ることができる。

11 國土交通大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画提出期日が著しく不適当であると認めるとき

12 鉄道事業者及び道路管理者は、第十項の規定による届出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、当該届出に係る計画提出期日(前項の規定による変更の指示があつた場合には、同項の規定による変更後の計画提出期日)までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により地方踏切道改良計画を作成して、国土交通大臣に提出することとすることができる。

13 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路外滞留施設の整備又は管理に関する事項を記載するときは、当該道路の区域外にある施設であつて歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供することができるものとして国土交通省令で定めるものをいう。次項及び第八条第一項において同じ。)

5 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に関する事項を記載するときは、当該事項にについて、あらかじめ、当該他の道路管理者の同意を得なければならない。ただし、地方踏切道改良計画を作成する前に、道路法第二十一条の二第一項に規定する協議会において、當該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

6 第二項第四号に掲げる事項には、踏切道に接続する道路の構造の改良を行うことにより歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供する部分を確保することが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合に

おいて、当該踏切道における安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要であると認められるときは、道路外滞留施設(踏切道に接続する道路に沿つて設けられた通路その他の当該道路の区域外にある施設であつて歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供することができるものとして国土交通省令で定めるものをいう。次項及び第八条第一項において同じ。)

5 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に他の道路管理者が管理する踏切道密接関連道路の改良の方法に関する事項を記載するときは、当該事項にについて、あらかじめ、当該他の道路管理者の同意を得なければならない。ただし、地方踏切道改良計画を作成する前に、道路法第二十一条の二第一項に規定する協議会において、當該事項の記載について協議が成立したときは、この限りでない。

6 第二項第四号に掲げる事項には、踏切道に接続する道路の構造の改良を行うことにより歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供する部分を確保することが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合に

おいて、当該踏切道における安全かつ円滑な交通の確保を図るために必要であると認められるときは、道路外滞留施設(踏切道に接続する道路に沿つて設けられた通路その他の当該道路の区域外にある施設であつて歩行者又は自転車利用者の滞留の用に供することができるものとして国土交通省令で定めるものをいう。次項及び第八条第一項において同じ。)

7 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路外滞留施設の整備又は管理に関する事項を記載するときは、当該道路の区域外にある施設と交差している場合における地方踏切道改良計画に道路外滞留施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時滞留施設所有者等(当該道路外滞留施設の所持者をいう。第八条及び第十条において同じ。)の同意を得なければならない。

8 第五条及び第六条を次のよう改める。(地方踏切道改良計画の変更)

第五条 前条第一項又は第十二項の規定により地方踏切道改良計画を提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道改良計画について、協議により同条第二項各号に掲げる事項の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道改良計画を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

9 第二項第三項から第九項までの規定は、國土交通省令で定める事項

10 第四条第三項から第九項までの規定は、國土交通省令で定める事項

11 第六条第二項第二号と、同条第五項、第七項及び第九項中「鐵道事業者及び道路管

六項及び第八項中「第二項第四号」とあるのは
「第六条第二項第四号」と読み替えるものとする。

4 國土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成する場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聽かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

5 國土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、国踏切道改良計画の変更について準用する。

第十三条中「國土交通大臣以外の道路管理者」を「道路管理者（國土交通大臣である道路管理者）を除く。」に改め、「状況の下に」「災害が発生した場合における踏切道の管理の実施体制」を加え、同条を第二十二条とする。

第十二条中「改良」の下に「及び災害が発生した場合における踏切道の適確な管理」を加え、同条を第二十一条とする。

第十一条第一項中「第四条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定により同条を第二十一条とする。

第十条第一項中「保安設備の整備による」を削り、「を実施する」を「又は災害が発生した場合による届出を受けた場合において、第十二条第一項の規定に

における指定踏切道の適確な管理のために保安設備を整備する」に、「その実施」を「その整備」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「第三条第一項」の下に「又は第十三条第一項」を加え、「次項及び」を「以下この条及び」に改め、「改良」の下に「又は災害が発生した場合における指定踏切道の管理」を、「道路管理者」の下に「特定道路改良に係る他の道路管理者を含む。」を加え、同条第二項中「保安設備による」を削り、「の実施」を「又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「前条第一項」を「第十二条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」「この条」を「この項及び次項」に、「同項の規定による」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従つて」に、「期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」を「当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第十二条第一項」に

一項又は第二項の規定による踏切道の改良の完了後においてもなお第三条第一項の国土交通省令で定める基準に該当することとなる踏切道について、安全かつ円滑な交通の確保を図ることが特に必要であると認めるときは、第十二条第二項の鉄道事業者及び道路管理者に対する期限を定めて、当該鉄道事業者及び道路管理者が第十二条第一項の規定により踏切道の改良を実施した場合には地方踏切道改良計画を変更すべきことを、当該鉄道事業者及び道路管理者が同条第二項の規定により踏切道の改良を実施した場合にあつては地方踏切道改良計画の作成その他の必要な措置を講すべきことを勧告することができることを規定する。

4 國土交通大臣は、第十四条第一項の鉄道事業者及び道路管理者が正当な理由がなく同項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めていないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、当該踏切道に係る地方踏切道災害時管理方法を定めるべきことを勧告することができる。

第七条を第十七条とし、同条の次に次の五条を加える。
 (評価)
 第十二条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による踏切道の改良を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況について、自ら評価をしなければならない。
 2 前項の鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）は、同項の評価を実施したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない。
 第十三条 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通

第七条に次の一項を加える。

3 第四条第四項及び第五項（これらの規定を第五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により特定道路改良計画又は国踏切道改良計画に係る第一項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路管理者並びに特定道路改良に係る他の道路管理者」とする。

4 國土交通大臣は、第四条第一項の鉄道事業者及び道路管理者が正當な理由がなく同項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めていないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、当該踏切道に係る地方踏切道災害時管理方法を定めるべきことを勧告することができる。

第七条第一項中「同項に規定する期間において踏切道改良基準に適合する改良の方法により踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に従つて」を「期限を定めて、踏切道改良基準に適合する改良の方法により」に改め、同条第二項中「前二項」を「前各項」に、「踏切道の改良」を「措置」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかるわらず、第四条第一項ただし書に規定する場合においては、前項の鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良基準に適合する改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。

第十三条 国土交通大臣は、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通

省令で定める基準に該当する踏切道のうち、踏切道災害時管理基準(災害時において鉄道事業者及び道路管理者がるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領の作成、当該措置に関する訓練の実施その他の災害が発生した場合における踏切道の適確な管理のために必要な事項に関する国土交通省令で定める基準をいう。次項、次条第二項及び第十五条第二項において同じ。)に適合する管理の方法を定めることが必要と認められるものを指定するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存在する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、踏切道灾害時管理基準に適合する方法を定めることが必要と認められる踏切道について、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

3 第三条第四項、第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあり、及び同条第七項中「第三項又は第五項」とあるのは、第十三条第二項」と、同条第八項中「関係市町村長(第五項の規定による申出があつた場合には、当該関係市町村長及び当該申出をした市町村長」とあるのは「関係市町村長」と読み替えるものとする。

(地方踏切道災害時管理方法)

4 第四条第十五項の規定は、前項の場合について準用する。

5 第三項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。

6 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を定めようとする場合において、第十六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聽かなければならぬ。

7 第一項の規定による国土交通大臣への地方踏切道災害時管理方法の提出(鉄道事業者及び都道府県又は道路法第七条第三項に規定する指定市である道路管理者が行うものを除く。)は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道災害時管理方法について協議が成立したときは、この

9 第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を国土交通大臣に提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道災害時管理方法によりその内容の変更をしたときは、その変更後的地方踏切道災害時管理方法を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道災害時管理方法の変更について準用する。

(国踏切道災害時管理方法)

11 第十五条 国土交通大臣は、第十三条第一項の規定による指定(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。)をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法(以下この条において「国踏切道災害時管理方法」という。)を決定するものとする。

2 国踏切道災害時管理方法は、踏切道災害時管理基準に適合するものでなければならぬ。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道災害時管理方法を決定するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

5 前三項の規定は、国踏切道災害時管理方法について準用する。

(地方踏切道改良協議会)

6 前三項の規定は、国踏切道災害時管理方法について準用する。

7 第十六条 鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。)は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行う。

8 國踏切道災害時管理方法

9 第一項の規定により地方踏切道災害時管理方法を決定する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道災害時管理方法について協議が成立したときは、この

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による地方踏切道災害時管理方法の変更について準用する。

11 第十五条 国土交通大臣は、第十三条第一項の規定による指定(鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。)をしたときは、当該指定に係る踏切道の管理の方法(以下この条において「国踏切道災害時管理方法」という。)を決定するものとする。

12 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該鉄道事業者及び道路管理者

二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事

三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長

又は北海道開発局長

四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

3 第一条の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認められたときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 関係市町村長

二 踏切道密接関連道路の道路管理者

三 道路協力団体

四 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

4 第三条第三項若しくは第五項又は第十三条第二項の規定による申出をしようとする都道府県知事又は市町村長は、当該申出に係る踏切道について第一項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者に対しても、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第六条の次に次の四条を加える。

(踏切道密接関連道路の改良の特例)

第七条 第三条第一項の規定による指定に係る道路管理者は、道路法第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第四条第四項第五条第二項又は前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設の整備又は管理を行うため、道外滞留施設所有者等との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条から第十一条までにおいて「滞留施設協定」という)を締結して、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができる。

一 滞留施設協定の目的となる道路外滞留施設(以下この項、次条第三項及び第十条において「協定滞留施設」という。)

二 協定滞留施設の整備又は管理の方法

三 滞留施設協定の有効期間

四 滞留施設協定に違反した場合の措置

五 次条第三項の規定による滞留施設協定の定め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に規定する場合を含む)の規定による公示のあつた場合は、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道(当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関

は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の道路管理者は、同項の規定により特定道路改良を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 前項の規定により特定道路改良に係る踏切道密接関連道路の道路管理者に代わつてその権限を行う第一項の道路管理者は、道路法第八章の規定の適用については、当該踏切道密接関連道路の道路管理者とみなす。

(滞留施設協定の締結)

第八条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、第四条第六項(第五条第二項又は第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む))において準用する場合を含む)の規定により地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に記載された道路外滞留施設所有者等との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条から第十一条までにおいて「滞留施設協定」という。)

3 鉄道事業者及び道路管理者は、滞留施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該滞留施設協定の写しを当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、滞留施設協定において定めるところにより、協定滞留施設又はその敷地内の見やすい場所に、当該鉄道事業者及び道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を揭示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、滞留施設協定において定めた事項の変更について準用する。

5 次条第三項の規定による公示のあつた場合は、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道(当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関

六 その他協定滞留施設の整備又は管理に関する必要な事項

2 滞留施設協定については、道路外滞留施設所有者等の全員の合意がなければならない。

(滞留施設協定の総覽等)

て協定滞留施設の道路外滞留施設所有者等となつた者に對しても、その効力があるものとする。

本則に次の二条を加える。

(事務の区分)

第二十三条 第三条第五項、第四条第十七項(第五条第二項において準用する場合を含む)及び第十四条第七項(同条第十項において準用する場合を含む)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二条

第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の一部改正)

第二条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

一 目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第九節 歩行者利便増進道路(第四十八条の二十一第四十八条の二十九)」を「第九節 歩行者災拠点自動車駐車場(第四十八条の二十九の二十九)」に改める。

二 第四十八条の二十九)」を「第九節 歩行者災拠点自動車駐車場(第四十八条の二十九の二十九)」に改める。

三 第四十八条の二十九の七)」に改める。

四 第十七条第八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 都道府県は、災害が発生した場合において、指定市以外の市町村から要請があり、かつ、当該市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道(当該都道府県が管理する道路と交通上密接な関

連を有するものに限る。)について維持(道路の開闢のために行うものに限る。)又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、前条並びに第二項及び第三項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

第二十条第一項中「鉄道事業者」の下に「(第三十一条及び第三十二条の二において「鉄道事業者等」という。)」を加え、同条第三項中「本条」を「この条に改め、同条第四項を次のように改める。」

4 国土交通大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見を聴かなければならない。

この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二十条第五項中「第三項及び前項において準用する第七条第六項」を「前二項」に改める。

第二十四条中「第六項若しくは第七項」を「若しくは第六項から第八項まで」に、「まで又は」を「まで」に改め、「第四十八条の十九第一項」の下に「又は第四十八条の二十二第一項」を加える。

第二十四条の二第一項中「第四十四条の二第一项」を「第四十四条の三第八項」に改める。

第二十七条第四項を同条第五項とし、同条第

連を有するものに限る。)について維持(道路の開闢のために行うものに限る。)又は災害復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、前条並びに第二項及び第三項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

三項の次に次の二項を加える。

4 都道府県は、第十七条第八項の規定により

指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行ふものとする。

第二十八条の二第一項中「道路管理者は」の下に「踏切道密接関連道路(踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。)その他」を加える。

第三十一条第一項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本

高速道路保有・債務返済機構又は「鐵道事業者」を「當該鐵道事業者等」に改め、同条第五項

中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返

済機構又は」を削り、「鐵道事業者の鐵道」を「鐵道事業者等の鐵道」に、「自らその」を「自ら當該

国道」に、「當該鐵道事業者」を「當該鐵道事業者等」に改め、同項ただし書中「これらの者」を「當該鐵道事業者等」に改め、第三章第二節中同

条の次に次の二項を加える。

(道路と鉄道との交差部分の管理の方法)

第三十二条の二 指定区間外の国道 都道府県道又は市町村道と鉄道事業者等の鐵道が相互に交差している場合には、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、次の各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させるよう努めなければならない。

ただし、第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

一 立体交差 当該立体交差に係る道路及び

鉄道施設の維持、修繕(当該修繕を効率的に行うための点検を含む。)その他の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基

準に適合するもの

2 道路管理者又は鉄道事業者等の一方が前項の規定による協議を求めたときは、当該協議を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3 國土交通大臣は、道路管理者又は鉄道事業者等の一方が第一項の協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協議を求めた者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認める場合を除き、当該協議を求められた者ができる。

4 指定区間内の国道と鉄道事業者等の鐵道とが相互に交差している場合には、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聽いて、第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法を決定するものとする。ただし、国土交通大臣による当該管理の方法の決定前に国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したとき、又は同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

5 國土交通大臣は、前項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

第三十三条第一項第五号を同項第六号とし、

該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第三十三条第四項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は當該鐵道事業者等」に改め、同条第五項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は」を削り、「鐵道事業者の鐵道」を「鐵道事業者等の鐵道」に、「自らその」を「自ら當該国道」に、「當該鐵道事業者」を「當該鐵道事業者等」に改め、同項ただし書中「これらの者」を「當該鐵道事業者等」に改め、第三章第二節中同条の次に次の二項を加える。

(道路と鉄道との交差部分の管理の方法)

第三十二条の二 指定区間外の国道 都道府県道又は市町村道と鉄道事業者等の鐵道が相互に交差している場合には、当該道路の道路管理者及び当該鉄道事業者等は、次の各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させるよう努めなければならない。

ただし、第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

一 立体交差 当該立体交差に係る道路及び

鉄道施設の維持、修繕(当該修繕を効率的に行うための点検を含む。)その他の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基

準に適合するもの

2 道路管理者又は鉄道事業者等の一方が前項の規定による協議を求めたときは、当該協議を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3 國土交通大臣は、道路管理者又は鉄道事業者等の一方が第一項の協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該協議を求めた者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認める場合を除き、当該協議を求められた者ができる。

4 指定区間内の国道と鉄道事業者等の鐵道とが相互に交差している場合には、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聽いて、第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法を決定するものとする。ただし、国土交通大臣による当該管理の方法の決定前に国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したとき、又は同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

5 國土交通大臣は、前項本文の規定による決

同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項第一号、第五号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又

は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十一条第一項に規定する災害応急対策)をいう。

第四十八条の二十九の二第一項及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの

第四十四条第一項中「道路管理者は、」の下に「道路の沿道の土地、竹木又は工作物が」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。

第四十四条第三項中「沿道区域」の下に「の区域」を加え、「の管理」者を「前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。」の管理者に、「を設け」を「の設置」に改め、同条第四項中「を設け」を「の設置」に改める。

第四十四条の二を第四十四条の三とし、第四十五条の次に次の二条を加える。

(届出対象区域内における工作物の設置、届出等)

第四十四条の二 道路管理者は、沿道区域(前述第三項の規定により同条第三項の規定による措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。)の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができ

る。措置の対象となるものとして工作物が公示されたものに限る。)の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、国土交通省令(以下この条において同じ。)で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 届出対象区域の区域内において、工作物(前条第二項の規定により公示されたものに限る。)の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。

4 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。

一 軽易な行為その他の行為で条例で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

5 第三項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち条例で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

6 道路管理者は、第三項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が災害が発生した場合において道路の構造に損害を及ぼすおそれ又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第四十八条第一項及び第二項中「を設け」を「の設置」に改める。

第三章第九節の次に次の二節を加える。

第九節の二 防災拠点自動車駐車場

第四十八条の二十九の二 國土交通大臣は、道路の附屬物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにその近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、重要物流道路の維持(道路の啓開のために行うものに限る。)その他の広域災害応急対策(一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるもの)をいう。次条及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。)の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができる。

(防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示)

第四十八条の二十九の四 道路管理者は、前条の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合において

は、当該防災拠点自動車駐車場の入口その他必要な場所に、禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(災害応急対策施設管理協定の締結等)

第四十八条の二十九の五 道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、災害時における広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るために必要があると認めるときは、あらかじめ、道路外災害応急対策施設所有者等(当該防災拠点自動車駐車場に隣

の同意を得なければならない。「これを変更し、又は廃止しようとするととも、同様とする。」を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限)

第四十八条の二十九の三 道路管理者は、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、又は災害の速やかな復旧を図るため、防災拠点自動車駐車場の広域災害応急対策の拠点としての機能を緊急に確保することが特に必要であると認めるときは、当該防災拠点自動車駐車場について、広域災害応急対策の拠点としての利用以外の利用を禁止し、又はその利用を制限することができる。

(防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示)

第四十八条の二十九の四 道路管理者は、前条の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとする場合において

は、当該防災拠点自動車駐車場の入口その他必要な場所に、禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

(災害応急対策施設管理協定の締結等)

第四十八条の二十九の五 道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、災

害時における広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るために必要があると認めるときは、あらかじめ、道路外災害応急対策施設所有者等(当該防災拠点自動車駐車場に隣

接する土地の区域に存する駐車場、備蓄倉庫、発電施設、通信設備その他災害応急対策に必要なものとして政令で定める工作物又は施設(以下この項において「道路外災害応急対策施設」という。)の所有者又は当該道路外災害応急対策施設の敷地である土地(建築物その他の工作物に道路外災害応急対策施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外災害応急対策施設に係る部分のもの)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいふ。次項及び第四十八条の二十九の七において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条から第四十八条の二十九の七までにおいて「災害応急対策施設管理協定」という。)を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができる。

一 災害応急対策施設管理協定の目的となる道路外災害応急対策施設(以下この項、次条第三項及び第四十八条の二十九の七において「協定災害応急対策施設」という。)

二 協定災害応急対策施設の管理の方法

三 災害応急対策施設管理協定の有効期間

四 灾害応急対策施設管理協定に違反した場合の措置

五 次条第三項の規定による災害応急対策施設管理協定の掲示の方法

六 その他協定災害応急対策施設の管理に必要な事項

2 災害応急対策施設管理協定については、道路外災害応急対策施設所有者等の全員の合意

がなければならない。

(災害応急対策施設管理協定の縦覧等)

第四十八条の二十九の六 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結しようとするとときは、国土交通省令で定めるところにより、協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該災害応急対策施設管理協定について、道路管理者に意見書を提出することができる。

3 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該災害応急対策施設管理協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、災害応急対策施設管理協定において定めるところにより、協定災害応急対策施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前二項の規定は、災害応急対策施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(災害応急対策施設管理協定の効力)

第四十八条の二十九の七 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた災害応急対策施設管理協定は、その公示のあつた後において協定災害応急対策施設の道路外災害応急対策施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるも

のとする。

第四十八条の三十七第一項中「部分」の下に「もの」を加え、「一時使用」を「一時的に使用する施設」に改める。

第九十七条第一項第一号中「並びに同条第二項を「同条第二項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第十七条第八項の規定により国道に関する事務

百九十五号)第四条第六項(同条第十三項)を「第四条第八項及び第九項(これらの規定を同法第五条第二項又は第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に、「に規定する同意をした同条第一項」を「の規定により同法第四条第一項」に、「第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に、「に規定する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、「以下この条において準用する場合を含む。」において準用する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、「以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。」を削り、「同意地方踏切道改良計画等に「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画」に」に改める。

第五条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」と加え、同条第二項中「者」の違反行為をしたを「とき」に改める。

第六十三条の二ただし書中「及び同条第五項本文」を「同条第五項本文及び第三十一条の二第四項本文に改め、「決定」の下に「並びに同条第三項の規定による命令」を加える。

第六十三条及び第六十四条第一項中「第四十条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改める。

第六十三条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「通行した者」を「通行したとき」に改め、同条第六号中「違反した者」を「違反したとき」に改め、同条第九号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

第七 第四十八条の二十九の三の規定による禁用を禁止し、若しくは制限し、又は第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限しを加え、同項ただし書中「又は制限しよう」を若しくは制限し、又は第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限しよう」に改める。

場を利用したとき。
第一百四条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「通行させた者」を「通行させたとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第一百五条中「者は」を「ときはは、その違反行為をした者は」に、「違反した者に」を「違反したとき。」に改める。

第一百六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十四条の二第三項又は第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第三項又は第五項に規定する行為をしたとき。

第一百九条中「又は第四十八条の十九第二項」を「、第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 道路法第四十四条の二第六項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講すべきことを勧告すること。

第八条第一項第二十四号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」とし、同条第十一項を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、

四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十五号中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二第二項」を「第四十八条の十一第二項」に改め、同項第十五号の二に改め、同項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

第八条第四項中「第三十五号」を「第三十四号の二」に改め、同項第五項中「から第三十五号まで」を「第三十四号、第三十五号」に改める。

第九条第一項第十号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十一号中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第四項」に改め、同項第十一号中「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十一号の次に次の二十一号中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二第二項」に改め、同項第三十号の次に次の二十九の四に改め、同項第三十号を「前二項」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一号を加える。

三十の二 道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

第十七条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「前項第二十五号」を「第一項第二十五号」に改め、同項ただし書中「前項第九号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四条第二項の規定にかかるず、道路法第三十一条の二第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第十三条第一項の規定によつて指定があつたときは、この限りでない。

第十七条第一項第十九号の次に次の一号を加える。

2 地方道路公社が第十四条の規定により維持、修繕及び灾害復旧を行い、又は第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び灾害復旧を行う道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、会社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十二条の二第四項又は高速自動車国道法第十二条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四の三第四項に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十一号中「及び第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第二項」に、「の鉄道と」を「(以下「鉄道事業者等」という。)の鉄道とが、」に、「高速自動車国道と」に、「の鉄道と」を「(以下「鉄道事業者等」という。)の鉄道とが、」に、「高速自動車国道の許可」を「場合において、会社が第三条第一項の許可」を「場合において、会社及び当該鉄道事業者等は、」に改め、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者等」を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第一項の規定にかかるず、道路法第三十一条の二第四項の規定にかかるず、同条第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十四号中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二第二項」に改め、同項第十四号の二に改め、同項第三十号の次に次の二十一号中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二第二項」に改め、同項第十一号中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の三第二項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の三第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十一号の次に次の二十九の四に改め、同項第三十号を「前二項」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一号を加える。

十九の二 道路法第四十四条の二第六項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講すべきことを勧告すること。

第十七条第一項第二十号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十五号中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二第二項」に改め、同項第十五号の二に改め、同項第三十四号の次に次の二十一号中「及び第四十八条の十一第二項」を「第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二第二項」に改め、同項第十一号中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の三第二項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の三第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十一号の次に次の二十九の四に改め、同項第三十号を「前二項」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一号を加える。

三十の二 道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

第十七条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「前項第二十五号」を「第一項第二十五号」に改め、同項ただし書中「前項第九号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四条第二項の規定にかかるず、道路法第三十一条の二第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第十三条第一項の規定によつて指定があつたときは、この限りでない。

第十七条第一項第十九号の次に次の一号を加える。

2 地方道路公社が第十四条の規定により維持、修繕及び灾害復旧を行い、又は第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び灾害復旧を行う道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、地方道路公社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一条の二第四項の規定にかかるず、同条第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。

<p>これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切改良促進法第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定による協議が成立しないときは、地方道路公社又は当該鉄道事業者等は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、地方道路公社又は当該鉄道事業者等の意見を听かなければならない。</p> <p>5 第三項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第二項の規定の適用については、地方道路公社と当該鉄道事業者等との協議が成立したものとみなす。</p> <p>第三十条第一項第五号の次に次の一号を加える。</p> <p>五の二 道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により沿道区域の全部又は一部の区域を届出対象区域として指定する」と。</p> <p>第三十条第一項第九号の次に次の一号を加える。</p> <p>九の二 道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により協議すること。</p> <p>第三十一条第一項第三号の次に次の一号を加える。</p> <p>三の二 道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む)の規定により沿道区域の全部又は一</p>	
<p>部の区域を届出対象区域として指定する」と。</p> <p>第三十一条第一項第七号の次に次の一号を加える。</p> <p>七の二 道路法第四十八条の二十九の二第二項の規定により協議すること。</p> <p>第三十五条中「第四十四条の二第二項」を「第四十二条第三項及び第四項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第二項」に改める。</p> <p>第五十六条ただし書中「第九条第六項」を「第九条第七項及び第十七条第三項」に改める。</p> <p>第四条 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)の一部を次のよう改正する。</p> <p>(高速自動車国道法の一部改正)</p> <p>第五条 鉄道事業法(昭和六十年法律第九十二条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一十五条の二ただし書中「第十二条第一項」を「第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第三項」に改める。</p> <p>本文の下に「及び第二項本文」を加える。</p> <p>(鉄道事業法の一部改正)</p> <p>第五条 鉄道事業法(昭和六十年法律第九十二条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条第一項から第四項までに改める。</p> <p>第十九条の三中「第八条第一項及び第二項」を「次に掲げる目的のため一時的に」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 材料置場の設置</p> <p>二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置</p> <p>2 高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聽いて、当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決</p>	
<p>定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したときは、この限りでない。</p> <p>第二十五条第一項中「第四十七条の二第四項」を「第四十四条の二第二項中「条例(指定区间内)」と、同条第三項から第五項までの規定中「条例」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十七条の二第四項に、「又は第四十八条の十九第二項」を「第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第三項」に改める。</p> <p>第二十五条の二ただし書中「第十二条第一項」を「第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第三項」に改める。</p> <p>本文の下に「及び第二項本文」を加える。</p> <p>(鉄道事業法の一部改正)</p> <p>第五条 鉄道事業法(昭和六十年法律第九十二条)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十七条第一項から第四項までに改める。</p> <p>第二十二条第一項中「一時材料置場として」を「次に掲げる目的のため一時的に」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 材料置場の設置</p> <p>二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合における道路運送車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)の置場、土石の捨場、作業場又は索道の設置</p> <p>2 高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聽いて、当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決</p>	
<p>め、同条を第二十二条の三とし、同条の前に見出しとして「(兼縦円滑化措置等)」を付する。</p> <p>第二十二条の次に次の二条を加える。</p> <p>(植物等の伐採等)</p> <p>第二十二条の二 鉄道事業者は、植物若しくは土石が鉄道線路その他の輸送の安全の確保に必要な鉄道施設として国土交通省令で定めるものに障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物若しくは土石が当該鉄道施設に関する測量、実地調査若しくは工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないとときは、国土交通大臣の許可を受けて、その植物を伐採し、若しくは移植し、又はその土石を除去することができる。</p> <p>2 鉄道事業者は、前項の規定により植物を伐採し、若しくは移植し、又は土石を除去するときは、あらかじめ、その植物又は土石の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採若しくは移植又は除去の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。</p> <p>3 前条第三項から第十一項までの規定は、第一項の規定による植物の伐採若しくは移植又は土石の除去について準用する。</p> <p>第六十七条中「に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。</p> <p>第六十八条中「に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。</p> <p>第六十九条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を</p>	

「とき。」に改める。

第七十条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「第二十二条の二第三項」を「第二十二条の二第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第三章第二節中同条の次に一条第三項に、「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同条第十一号中「違反した者」を「違反したとき。」に、「者を除く。」を「場合を除く。」に改め、同条第十一号から第十七号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第七十一条中「一に該当する」を「いずれかに該当するときは、その違反行為をした」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(道路法第十七条の改正規定、同法第二十四条の改正規定(「第六項若しくは第七項」を「若しくは第六項から第八項まで」と改める部分に限る)、同法第二十七条の改正規定に規定及び同法第九十七条第一項の改正規定に限る)の規定並びに附則第七条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項第一号の改正規定に限る)及び第八条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条(道路法第十七条の改正規定に限る)の規定及び同法第二十七条の改正規定に限る)の規定並びに附則第七条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項第一号の改正規定に限る)及び第八条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条(道路法の目次の改正規定(「第三十

一条」を「第三十一条の二に改める部分に限る。」、同法第十七条の改正規定、同法第二十

条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の二第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三章第二節中同条の次に一条正規定、同法第四十八条の五一

の改正規定、同法第九十七条第一項の改正規定、同法第九十七条の二(ただし書の改正規定及び同法第一百九条の改正規定を除く)、第三

条(道路整備特別措置法第九条の改正規定(同

条第一項第十号及び第十一号の改正規定を除く)、同法第十七条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く)及び同法第五十六条ただし書の改正規定を除く)及び第四条(高速自

動車国道法第二十五条第一項の改正規定(又

は第四十八条の十九第二項を「第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三

項」に改める部分を除く。)の規定並びに附則第十二条(道路法等の一部を改正す

る法律(令和二年法律第三十一号)附則第八条の改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第五条(鉄道事業法第十九条の三の改正規

定を除く。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置)

算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第五条(鉄道事業法第十九条の三の改正規

定を除く。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(踏切道改良促進法の一部改正に伴う経過措置)

算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

お従前の例による。

(道路法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次条において「第二号施行日」という。)前に

第二条の規定による改正前の道路法第四十四条第一項の規定により指定された沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務についても、

なお従前の例による。

(道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日から第二号施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の道路整備特別措置法第九条第十項の規定の適用について

は、同項中「第四十四条の三第一項」とあるのは「第四十四条の二第一項」と、「第四十四条の三第四項」とあるのは「第四十四条の二第四項」と、「第四十四条の三第五項」とあるのは「第四

十四条の二第五項」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘査して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正す

別表第一道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項第一号イ中「並びに同条第二項」を「同

条第二項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 第十七条第八項の規定により国道に関する事務

第三条 附則第三項中「第十七条第八項」を「第十七

条(別表第一踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)の項中「第四条第十一項(同条第十三項)」を「第三条第五項、第四条第十七項(第五条第二項において準用する場合を含む。)及び第十四条第七項(同条第十項)」に改める。)

第三条 第七項(同条第十一項)を「第三条第五項、第四条第十七項(第五条第二項において準用する場合を含む。)及び第十四条第七項(同条第十項)」に改める。

第八条 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を

次のように改正する。

第十条 構造改革特別区域法(一部改正)

第十三条第二項第二号中「第十条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

第十九条第三項(構造改革特別区域法(一部改正))

第十二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十三項中「第十七条第三項」を「第十七条第七項」に改める。

(日本道路公団等民営化関係法施行法の一部改

正)

第十一条 日本道路公団等民営化関係法施行法
(平成十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第九項から第十一項まで」を「第十項から第十二項まで」に、「第九条第三項及び第十項」を「第九条第十項及び第十一項」に改める。

(道路法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十二条 道路法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第一条中道路法第二百六条の改正規定を次のように改める。

第一百六条中第三号を第八号とし、第二号の

次に次の五号を加える。

三 第四十七条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又

四 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第四十八条の五十三第二項の規定に違反したとき。

六 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七 第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けないで登録等事務の全部を廃止したとき。

第四条のうち、道路整備特別措置法第八条第一項の改正規定中「第三十六号」としの下に「第三十四号の二」を「第三十五号の二」としを加え、同条第四項の改正規定中「第三十五号」を「第三十四号の二」に改め、同条第五項の改正規定中「から第三十六号まで」を「第三十五号」に、「から第三十六号まで」を「第三十五号、第三十六号」に改め、同法第十七条第一項の改正規定中「第三十二号」としの下に「第三十号の二」を「第三十一号の二」としを加え、同条第二項の改正規定中「第十七条第二項」を「第十号第六項」に改める。

附則第八条のうち踏切道改良促進法第四条第五項の改正規定中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改める。

第三十四条の二に、「第三十六号」を「第三十五号の二」に改め、同条第五項の改正規定中「から第三十五号まで」を「第三十四号、第三十五号」に、「から第三十六号まで」を「第三十五号」に、「から第三十六号まで」を「第三十五号、第三十六号」に改め、同法第十七条第一項の改正規定中「第三十二号」としの下に「第三十号の二」を「第三十一号の二」としを加え、同条第二項の改正規定中「第十七条第二項」を「第十号第六項」に改める。

第四条のうち、道路整備特別措置法第八条第一項の改正規定中「第三十六号」としの下に「第三十四号の二」を「第三十五号の二」としを加え、同条第四項の改正規定中「第三十五号」を「第三十四号の二」に改め、同条第五項の改正規定中「から第三十六号まで」を「第三十五号」に、「から第三十六号まで」を「第三十五号、第三十六号」に改め、同法第十七条第一項の改正規定中「第三十二号」としの下に「第三十号の二」を「第三十一号の二」としを加え、同条第二項の改正規定中「第十七条第二項」を「第十号第六項」に改める。

これらの収支予算等によれば、一般勧定事業収支については、事業収入が六千九百億円、事業支出が七千百三十億円で、二百三十億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもつて補てんすることとしている。

また、事業計画では、経営計画の初年度として、経営計画に基づき「新しいNHKらしさの追求」を進め、構造改革を着実に実行し、スリムで強靭な「新しいNHK」へと変わることを目指すとともに、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力を挙げるほか、より強靭なネットワークの構築、多様で質の高いコンテンツの提供、国際社会との相互理解の促進、地域の課題や情報の発信による地域の発展への貢献、東京オリンピック・パラリンピックの魅力の発信、インターネット活用業務の国内及び国際向けコンテンツの効果的な提供、訪問によらない効率的な営業活動の推進による営業経費の削減、受信料の公平負担の徹底、組織の効率化の推進、人事制度改革、放送センター等の建替えの推進等に取り組むとしている。

これら収支予算等は、いざれも同協会の事業運営上おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和三年三月三十日

参議院議長 山東 昭子殿

総務委員長 浜田 昌良

要領書

審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件

五 第四十八条の七第一項又は第四十七条の八第一項の規定による届出をせず、又

四 第四十八条の五十三第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第四十八条の五十三第二項の規定に違反したとき。

六 第四十八条の五十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

七 第四十八条の五十六第一項の規定によく、日本放送協会の令和三年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、委員会の決定の理由
二、監査委員会の放送番組の編集への介入の疑念について、十分な総括と反省を行い、改めて、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第三条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を絶対に行わないこと。

三、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失すことなく厳格に対処すること。

四、協会は、関連団体を含めた不祥事に對し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一體となつて行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

令和三年三月三十一日 参議院会議録第十二号 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件

六〇

五、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不斷に行うとともに、意見が分かれている問題についてでは、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。

また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

六、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その業務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育・文化等の各分野及び全国各地方から公平に代表されることを考慮するとともに、女性委員の比率を引き上げることなどにより多様な意見が反映されるよう、幅広く選任するべく努めること。

七、協会は、業務の目的の明確化や中期経営計画で示した構造改革等の不断の努力を通じ、三年連続の事業収支差金の赤字を見込んだ予算編成から、早期の收支均衡を実現し、より安定した業務体制を確保するよう努めること。

また、構造改革の実施に当たっては、国民・視聴者のニーズを踏まえ、その利便性を損なうことのないよう十分に留意することとともに、関係者に与える影響について配慮すること。

八、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在

り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

九、協会は、繰越金や今後の事業収支の見通しと新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を踏まえ、国民・視聴者の負担軽減に資するよう、中期経営計画で示した受信料の引下げの内容を早期に具体化するとともに、受信料の支払いが困難となつた者について、支払いの猶予等の対応を適切に行うほか、受信料減免の拡大について引き続き検討すること。

また、受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならぬことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

十、協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、中期経営計画で示された「新放送センター」の建設計画の抜本的な見直し」の具体的な内容を早期に明らかにし、国民・視聴者の理解が得られるよう説明すること。

十一、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務を行ふに際しては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向

を的確に把握するとともに、民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、関係者間での情報

共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもつて適切に実施すること。

十二、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十三、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十四、協会は、グループとしてのガバナンスを不斷に強化し、子会社等からの適切な還元を図ることともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十五、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送・解説放送・手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

十六、協会は、自然災害が相次ぐとともに、新たな感染症が発生している現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図るとともに、正しい情報を国民・視聴者に伝達し、その予防・拡大防止に寄与するよう万全を期すこと。

十七、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定めた重要社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバーアクセスの脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十八、協会は、ハラスマント防止の取組を一層促進するとともに、過去に記者が過労死のため、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先に確保し、適正な業務運営と労働環境改善に全力で取り組むこと。

十九、協会は、障がい者の法定雇用率を達成し、雇用率を一層高めるとともに、職場での差別禁止や合理的配慮を徹底し、障がい者の働く環境の改善を進めること。

また、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

二十、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関である協会に対する同法に基づく指示については、報道の独立性及び国民の知る権利を最大限に尊重すること。

二十一、政府は、国会法第八十三条により送付する。右決議する。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。令和三年三月二十三日

参議院議長 山東 昭子殿

衆議院議長 大島 理森

放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求める件
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計
画について、国会の承認を求める。

日本放送協会令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画
令和3年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の令和3年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支
予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約
種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区
域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりと
する。

第3条 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に
掲げる支払区分のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法によ
り一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。
ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる
契約を締結した者が支払う場合は、別表第4に掲げる継続振込等の額からその半額を減じ、さら
に別表第6に掲げる額を減ずることとする。

第4条 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を
締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のうち、
口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7
に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重
ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料
の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

第5条 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3
に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その放送受信契
約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第
3に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約につ
いて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第6条 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で
必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残
りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第7条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第8条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の
議決を経て、各項において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手
当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

(外) 質

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の
額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に、事業計画の実
施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は
他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他
の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て
るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の
議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設
備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金の不足の補
てんに予定していた前期繰越金の使用額が減少した場合は、その減少額の範囲内で、経営委員会の
議決を経て、前期繰越金を受入れ、本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができ
る。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するとき
は、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収
支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その
増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を設備の新設、改善に充てることができ
る。

第11条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額
は、それぞれ国際放送及び選挙放送に係る経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調
査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

令和3年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		690,003,980
受信料		671,401,759

(支 手 銀 行)

事業収支		付次収入		金額		付次収入		金額		金額	
				内放送費		内放送費		内放送費		内放送費	
交副財務別	付次収入	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費
支出	入	3,850,550	6,204,588	1,222,083	2,250,000	5,075,000	713,013,737	30,905,393	22,841,285	10,633,120	2,384,434
事業収支差金	予	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
(資本収支)											
資本支入		款項		金額		受託業務等収入		金額		(単位 千円)	
資本支入	入	款項	金額	111,899,757	111,899,757	受託業務等収入	入	1,016,540	1,016,540	(単位 千円)	(単位 千円)
資本支入	入	期縁越金受入れ	金額	23,009,757	23,009,757	受託業務等費	入	882,710	882,710	事業収支差金	163,830
資本支入	入	前減価却資金受入れ	金額	85,000,000	85,000,000	事業収支差金	予	163,830	163,830	事業収支差金	163,830
資本支入	入	受入れ	金額	3,890,000	3,890,000	事業収支差金	予	163,830	163,830	事業収支差金	163,830
資本支入	入	88,890,000	88,890,000	86,090,000	86,090,000	82,710	82,710	82,710	82,710	82,710	82,710
資本支入	入	2,800,000	2,800,000	23,009,757	23,009,757	23,009,757	23,009,757	23,009,757	23,009,757	23,009,757	23,009,757
(事業収支)											
事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,849億2,898万円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、7,112億5,273万7千円であり、経常収支差金は、△263億2,375万7千円である。 事業収支差金△230億975万7千円については、繰越金の一部をもって補てんする。 (有料インターネット活用業務勘定)											
(事業収支)											
事業支出		内放送費		内放送費		内放送費		内放送費		(単位 千円)	
事業支出	入	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費	内放送費
事業支出	入	55,964,499	868,296	6,471,984	8,061,617	113,447,513	53,839,101	18,831,745	85,000,000	3,750	1,761,000
事業支出	入	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
(事業収支差金)											
事業収支差金4億1,530万3千円を含む令和3年度末の繰越不足△53億9,098万4千円について は、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。 (受託業務等勘定)											
(事業収支)											
別表第2 契約種別		地上契約		地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約		衛星契約		衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約			
別表第2 契約種別	地 上 契 約	地 上 契 約	地 上 契 約	地 上 契 約	地 上 契 約	衛 星 契 約	衛 星 契 約	衛 星 契 約	衛 星 契 約		

〔平成11年1月1日以後の受信料額〕
〔平成11年1月1日以後の受信料額〕

特 別 契 約		地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約					
別表第3 支 払 区 分						協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払	
口 座 振 替							
クレジットカード等 継 続 払		協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払					
継 続 振 込		協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払					
その他の支払方法		協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払					
重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払							
別表第4 受信料額(消費税込額)							
契 約 種 別		支 払 区 分	月	額	6か月前払額	12か月前払額	
地 上 契 約		口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円		
衛 星 契 約		継 続 振 込 等	1,125円	6,450円	12,555円		
別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)							
契 約 種 別		支 払 区 分	月	額	6か月前払額	12か月前払額	
地 上 契 約		口座・クレジット	1,075円	6,165円	11,995円		
衛 星 契 約		継 続 振 込 等	1,125円	6,450円	12,555円		
別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)							
契約種別ごとの契約件数		契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額					
10件以上		300円					
別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)							
契 約 種 別		割	引	額			
衛 星 契 約		すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり	月額	200円			

「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続込等」とは別表第3に掲げる継続振込又はその他の支払方法をいう。予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

1 計画概説

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として急速に社会全体が変わろうとする中、協会を取り巻く環境も大きく変化してきている。このような状況の中で、経営計画の初年度となる令和3年度は、経営計画に基づき「新しいNHKらしさの追求」を進めるとともに、構造改革を着実に実行し、スリムで強靭な新しいNHKへと変わることを目指す。

事業運営にあたっては、受信料で成り立つ公共メディアとして信頼される情報の社会的基盤の役割を果たしていくため、自主自律を堅持し、事実に基づく正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る難道に全力を尽げる。あわせて、より強靭なネットワークを構築するとともに、多様で質の高いコンテンツを合理的なコストで、最適な媒体で届ける。また、日本を積極的に世界へ発信し、様々な分野で国際社会との相互理解を促進するとともに、地域の課題や情報を広く発信して地域の発展に貢献する。開催延期となつた東京オリンピック・パラリンピックは、4K・8K、インターネットを含めた新技術で魅力を伝える。また、ユニバーサル放送・サービスの提供の充実に取り組む。

インターネット活用業務は、実施基準に示した費用の範囲の中で、国内及び国際向けコンテンツを効率的に提供するとともに、地方向け放送番組の提供も段階的に実施していく。

協会の主たる財源である受信料については、訪問によらない効率的な営業活動を推進し、営業経費を削減するとともに、公平負担の徹底と受信料制度の理解促進に取り組む。

NHKグループ全体で業務の見直しやガバナンスの強化を図り、組織の効率化を進めるとともに、働く一人ひとりの創造性を最大化する人事制度改革に取り組む。また、老朽化した東京・渋谷の放送センターや地域放送会館の建替えを着実に推進していく。

なお、インターネット活用業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。

(1) 放送センター建替え、地域放送会館の整備

(1) 放送センター建替え、地域放送会館の整備を進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。

(2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題などを積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、東京、北京の2つのオリンピック・パラリンピックの放送を実施する。

B S 4 Kは、超高精細映像チャンネルの先導的な役割を果たすとともに、B S プレミアムと番組編成の一体化を進める。B S 8 Kは、臨場感あふれる中継や番組を編成するなど、最高水準の放送の実現に寄与する。

(3) 國際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、信頼される情報の社会的基盤としての役割を果たしていくために、インターネットならではの特性を生かして、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。

(5) 國際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。

(6) 受信料の公平負担と経費削減の両立に向けて、契約・収納活動の構造改革に着手するとともに受信料制度の理解促進を図ることで、支払率の維持及び受信料収入の確保に努める。

(7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(8) グループガバナンスの強化に向けて、子会社への株式の集約等のために必要な出資を行う。

(9) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

(10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(11) 人事制度改革を推進するとともに、受信料の価値を最大化するため、効率的な業務体制の確立や、視聴者コミュニケーション改革、グループ全体でのガバナンスの強化等を進める。

2 建設計画

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画
建設計画については、総額660億9,000万円をもって施行する。

(2) 新放送・衛星放送施設整備計画
スバルハイビジョン設備の整備を行うとともに、衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。

これらに要する経費は、1億9,732万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画
テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、127億7,000万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画
外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送

局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、77億3,000万円である。

(4) 放送会館整備計画

札幌、大津、佐賀、富山及び松江の放送会館の整備等を進める。放送センターの建替えについては、第1期の建設工事及び放送設備整備を実施する。

これらに要する経費は、182億3,000万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。

これらに要する経費は、319億5,268万円である。

(6) 研究施設・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、40億2,000万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、安全・安心を支え、正確・迅速な報道に全力をあげて取り組むとともに、公平・公正で社会の指針となるニュース・番組や娯楽、文化、スポーツ等の多彩な番組を、最新の技術も活用しながら充実させる。若者世代、現役世代をはじめとした幅広い世代への接触の拡大に取り組む。さらに、東京、北京の2つのオリンピック・パラリンピックでは、数多くの競技中継や関連番組を通じ、大会の盛り上げに寄与するとともに、幅広い視聴者の関心にこたえる。また、地域の発信力をさらに高め、地域サービスの向上を図る。放送時間は、1日24時間基本とする。

(イ) 地域放送

F M放送は、総合音楽波として、多様で多彩な音楽・芸能ジャンルの番組を編成し、聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、地域情報波としてライフラインを中心化する国際化に対応する。また、インターネットとの連携によりいつでもどこでも学べる機会を提供する。放送時間は、1日19時間基本とする。

F M放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間20分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアムの各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。

BSプレミアムは、宇宙や大自然、芸術、ドラマ、歴史、趣味など、様々なジャンルの番組を編成し、格別な満足感を得られるチャンネルを目指す。また、4K一体制作のさらなる推進、BS4K同時放送枠の拡充を取り組む。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BS4Kは、機動力と高画質の魅力を生かした幅広いジャンルの番組を提供し、超高精細映像チャンネルの先導的な役割を果たす。また、BSプレミアムと番組編成の一体化を進めることで、東京オリンピック・パラリンピック期間中は、競技中継等を通して4Kの魅力を伝えれる。放送時間は、1日18時間を基本とする。

BS8Kは、世界最先端メディアとして、未知なる映像文化を切り開く番組を提供する。

東京オリンピック・パラリンピックでは、特性を生かした臨場感あふれる中継を行い、最高水準の放送の実現に寄与する。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報を伝える。甚大化する自然災害や新型コロナウイルス等の感染症の広がりに備えて、聴取者が必要とする情報を的確に発信する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、教養番組等で多様な知識の欲求にこたえる番組を編成するとともに、多言語によるニュースを提供し、加速する国際化に対応する。また、インターネットとの連携によりいつでもどこでも学べる機会を提供する。放送時間は、1日19時間を基本とする。

ラジオ第3放送は、総合音楽波として、多様で多彩な音楽・芸能ジャンルの番組を編成し、聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、地域情報波としてライフラインを中心化する国際化に対応する。また、インターネットとの連携によりいつでもどこでも学べる機会を提供する。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

(エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。放送時間は、総合テレビジョンで1日3時間、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間20分を基本とする。

(オ) 补完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアムの各波で実施し、安全・安心情報を充実するとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。

(カ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,360億5,244万2千円、番組の編成企画等に243億3,700万円で、総額2,604億3,944万2千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額704億6,595万1千円である。

以上により、国内放送費総額は、3,309億539万3千円となる。

(2) 國際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを通じて発信し、日本とアジアを中心にして世界の情勢を幅広い人々へ伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、ニュースと番組の両面で、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越えるための手がかりとなる情報を伝えるとともに、持続可能な社会の実現に向けた取り組みや、新たな生活様式を模索する時代にふさわしい情報、日本の文化・地域の魅力を積極的に世界に発信する。また、国内放送と連携したNHKならではの良質な番組の発信を推進するとともに、災害時等の緊急報道では、総合テレビジョン放送と連携し、訪日・在留外国人に向けた安全・安心情報を発信する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び歐州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。

このほか、邦人に向けた海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。また、訪日・在留外国人に向けてラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日64時間23分を基本とする。

これらに要する経費は、総額228億4,128万5千円となる。

(3) 国内放送番組等配信

人々の命と暮らしを守るためにニュースや防災情報の発信を強化するとともに、深い番組理解

につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。

地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聞き逃し番組配信サービスを行う。

地上及びB S 1、B S プレミアム各波のハイブリッドキャストやB S 4 K及びB S 8 Kのデータサービス等を通じて、インターネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。

東京オリンピック・パラリンピックに際しては、特設サイトを中心に、放送番組や、聖火リレーなど大会に関わる番組の理解増進情報を提供する。また、最先端の技術を活用しながら字幕や手話等のユニバーサル・サービスを提供する。

さらに、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努める。これらに要する経費は、総額106億3,312万円となる。

(4) 国際放送番組等配信

外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行う。

アプリケーションやウェブサイトの改良に取り組み、災害時のインターネット発信をさらに充実させる。また、ソーシャルネットワーキングサービスを活用した発信を強化するとともに、自動翻訳技術による字幕を付与した放送番組を同時配信するなど、多言語によるサービスの充実を図る。

これらに要する経費は、総額23億8,443万4千円となる。

(5) 契約取扱

受信料の公平負担と経費削減の両立に向けて、現行の巡回訪問営業から訪問によらない営業へ業務モードを転換するなど、契約・取扱活動の抜本的な構造改革に着手するとともに受信料制度の理解促進を図り、支払率の維持及び受信料収入の確保に努める。

これらに要する経費は、総額559億6,449万9千円となる。

(6) 受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額8億6,829万6千円となる。

(7) 広報

視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。

これらに要する経費は、総額64億7,198万4千円となる。

(8) 調査研究

放送技術の研究については、新たな視聴体験ができる未来のメディア技術の研究開発を行う。

また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。

放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する評価手法を用いた調査・検証を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額80億6,161万7千円となる。

(9) 給与

給与については、業務改革を一層推進し、引き続き適正化に努める。公共メディアの役割を果たし、構造改革を実現する要体制を確保する。

これに要する経費は、総額1,134億4,751万3千円となる。

(10) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の増等により、総額538億3,910万1千円となる。

(11) 共通管理

共通管理については、リモートワークの推進による増等により、総額188億3,174万5千円となる。

(12) 有料インターネット活用業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は36億3,022万8千円、支出は22億1,492万5千円である。

(13) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は10億1,654万円、支出は8億5,271万円である。

(14) 人事制度改革及び受信料の価値を最大化するためのマネジメント施策の推進

組織の機能を最大限發揮するため改革を推進し、ダイバーシティの推進や人材の育成等に取り組むほか、新たなワークスタイルの実現に向けた取り組みを推進する。

また、経営資源を放送・サービスに集中し、合理的なコストによる効率的な業務体制を確立することも、グループ全体での「新しいNHKらしさ」の追求に向けた体制構築とガバナンスの強化を行う。あわせて、契約者との結びつきの強化や満足度を高める視聴者コミュニケーション改革に取り組む。経営計画について客観的なデータに基づいた改革・改善の進捗管理を行う。さらに、放送・サービスの維持継続等のためサイバーセキュリティーを確保するとともに、コンプライアンスの徹底やリスク対策の強化に取り組む。

4 受信契約件数

(1) 地上契約

ア 有料契約見込件数

区	分	令和3年度	令和2年度	増減
年 度 初	頭 契 約 件 数	19,425,000	19,885,000	△ 460,000
年 度 内	新 規 契 約 件 数	1,130,000	790,000	340,000
年 度 内	解 約 件 数	1,480,000	1,250,000	230,000
年 度 内	増 加 契 約 件 数	350,000	460,000	110,000
年 度 未	契 約 件 数	19,075,000	19,425,000	△ 350,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	令和3年度	令和2年度	増減
年 度 初	頭 免 除 件 数	2,507,000	2,450,000	57,000
年 度 内	新 規 免 除 件 数	333,000	338,000	△ 5,000
年 度 内	解 約 件 数	272,000	281,000	△ 9,000
年 度 内	增 加 免 除 件 数	61,000	57,000	4,000
年 度 未	免 除 件 数	2,568,000	2,507,000	61,000

(2) 衛星契約

ア 有料契約見込件数

区	分	令和3年度	令和2年度	増減
年 度 初	頭 契 約 件 数	22,103,000	22,223,000	△ 120,000
年 度 内	新 規 契 約 件 数	960,000	700,000	260,000
年 度 内	解 約 件 数	860,000	820,000	40,000
年 度 内	增 加 契 約 件 数	100,000	120,000	220,000
年 度 末	契 約 件 数	22,203,000	22,103,000	10,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	令和3年度	令和2年度	増減
年 度 初	頭 免 除 件 数	682,000	653,000	29,000
年 度 内	新 規 免 除 件 数	108,000	107,000	1,000
年 度 内	解 約 件 数	74,000	78,000	△ 4,000
年 度 内	增 加 免 除 件 数	34,000	29,000	5,000
年 度 末	免 除 件 数	716,000	682,000	34,000

(3) 特別契約
有料契約見込件数

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	14,000	14,000	0
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	0	0
年 度 内 解 約 件 数	0	0	0
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	0	0
年 度 未 契 約 件 数	14,000	14,000	0

(参考1)
有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数	19,425,000	22,103,000	14,000	41,542,000
年度内増加契約件数	△ 350,000	100,000	0	△ 250,000
年度未契約件数	19,075,000	22,203,000	14,000	41,292,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年度初頭契約件数	202,000	148,000	350,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	2,000	1,000
年度未契約件数	201,000	150,000	351,000

(参考2)
支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続支払	継続振込	その他の合計
年度初頭契約件数	76,000	23,000	42,000	7,000
年度内増加契約件数	0	1,000	1,000	0
年度未契約件数	76,000	24,000	43,000	7,000

(3) 特別契約

区 分 口座振替 クレジットカード等継続支払 継続振込 合 計

区 分	口座振替	クレジットカード等継続支払	継続振込	その他の合計
年度初頭契約件数	12,694,000	3,465,000	2,456,000	810,000
年度内増加契約件数	△ 500,000	50,000	20,000	80,000
年度未契約件数	12,194,000	3,515,000	2,476,000	890,000

5 要員計画

区 分	事 業 設 建	運 営 関 係	要 員 数
合 计			10,164人
合 计			10,343

令和3年度資金計画

1 資金計画の概要

令和3年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金額8,184億2,619万7千円、事業経費、建設経費等による出金額8,604億6,500万6千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,714億175万9千円から年度内に収納に至らないものを控除了した受信料収納額6,663億1,839万5千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金51億2,363万7千円、国際放送関係など交付金収入38億5,055万円、有価証券の償還585億円、受取利息その他の入金846億3,361万5千円を見込む。

3 出金の部

事業経費6,401億8,734万4千円、建設経費860億9,000万円、出資10億円、有価証券の購入600億円、納付消費税その他の出金731億8,766万2千円を合わせ出金額は、総額8,604億6,500万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	79,087,034	90,540,646	62,952,227	63,902,478	—
2 入 金	244,738,148	180,735,838	219,417,484	173,534,727	818,426,197
受 信 料	192,856,672	142,280,411	183,162,274	148,019,038	666,318,395
固定資産売却代金	1,330,544	430,792	606,560	2,746,741	5,123,637
交 付 金 収 入	2,201	1,800,228	247,893	1,800,228	3,850,550
有 価 証 券 債 還	24,100,000	18,200,000	13,900,000	2,300,000	58,500,000
受取利息その他の入金	26,448,731	18,015,407	21,500,757	18,668,720	84,633,615
3 出 事 業 経 費	233,284,536	208,324,257	218,467,233	200,388,980	860,465,006
建 設 経 費	26,486,641	10,012,081	19,597,937	29,993,341	86,090,000
出 有 価 証 券 購 入	—	—	1,000,000	—	1,000,000
納付消費税その他の出金	16,889,644	19,266,005	18,098,339	18,933,674	73,187,662
4 期 末 資 金 有 高	90,540,646	62,952,227	63,902,478	37,048,225	—

日本放送協会令和3年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第32号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会令和3年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

令和3年2月

総務大臣

日本放送協会令和3年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見
放送法(昭和25年法律第32号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会令和3年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

日本放送協会(以下「協会」という。)は、「公共の福祉のため、あまく日本全国において受信できる

ように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、スリムで強靭な組織となることを目指し、徹底的な取組を行うことが求められている。

協会の令和3年度収支予算、事業計画及び資金計画については、230億円の事業収支差金の赤字を見込んでいるところ、引き続き経営のスリム化に徹底的に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を進めることにより、収支均衡を早期に確保することが求められる。

「NHK経営計画(2021-2023年度)」(以下「中期経営計画」という。)で示された「事業規模の一割」にある700億円程度を還元の原資として、「衛星波の削減を行う2023年度に受信料の値下げを行ふ方針」については、衛星附加受信料を含め、受信料引下げの内容を早期に具体化することが望まれる。

さらに、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革に不断に取り組むことが求められる。

また、特に下記の点について配意すべきである。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。

○ 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細やかな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びこれを補完するインターネットを適切に使用すること。

○ 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に一層努めること。

○ 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が平成30年2月に策定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道や国会中継、地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者向け放送サービスの普及に関する研究を一

肩を担うこと。

- 第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の放送に当たっては、民間放送事業者と十分に意思疎通を図りながら実施し、国民・視聴者の関心に的確に応えるとともに、我が国及び地域の魅力を世界に発信することにより、大会の成功に貢献するよう努めること。

2. 國際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。とりわけ、国が費用を負担して行う国際放送については、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に留意しつつ、これら諸点の発信の充実に努めることが期待される。今後、東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控え、我が国に注目・関心が一層集まることも踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。

- 特に、「NHKワールド JAPAN」に関し、認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的な指標を早期に設定し、当該指標に基づいたP D C A サイクルの強化に努めるとともに、海外の既存送信網の見直しに伴い我が国的情報発信力が低下することのないよう留意すること。また、国内外においても、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を関係者と連携しながら進めること。

- 地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めるとともに、地上デジタル放送日本方式の採用国における円滑なデジタル放送への移行に向けた支援等に取り組むこと。

3. 関係者間連携等

- 平成30年12月に開始された新4 K 8 K衛星放送については、その早期かつ円滑な普及に向けて、引き続き、コンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を行うこと。具体的には、4 K放送については、東京2020大会の機会を捉え、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者との連携の下、視聴方法やサービス内容に関する国民・視聴者への情報提供を適切に行うことにより、その飛躍的な拡大に向けて、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。また、8 K技術については、医療、教育等放送以外の分野での利活用等に努めること。
- インターネット活用業務については、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、令和3年1月に認可した実施基準に従って、認可条件を踏まえ、適正な規模の下で節度をもって事業を運営すること。
- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 地方向け番組の配信について、効率的な配信方法の検討・検証を踏まえて具体的な計画を明らかにすること。

(六) 放送法第70条第1項の規定による報告書

にし、当該配信の充実に努めるとともに、災害情報の多元的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に引き続き努めること。

- 「NHKオンデマンド」を含む有料インターネット活用業務勘定については、令和元年度末時点でも約67億円の繰越次損金が計上されていることから、引き続き収支の改善に努めること。

4. 経営改革の推進

- 衛星波については、中期経営計画で示された「2023年度中に2 Kのうち1波を削減」するという点を着実に実施すること。また、音声波についても、中期経営計画で示された「2025年度に現在の3波から2波へ整理・削減する方向で検討する」という点に関し、その具体的な計画を早期に明らかにし、国民・視聴者への丁寧な周知に努めること。
- 子会社の利益剰余金が令和元年度末時点で958億円になっていることを踏まえ、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(令和元年9月6日公表)等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されること。
- 子会社等の在り方をゼロベースで見直す抜本的な改革については、中期経営計画で示された「子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減」するという点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、高止まりしている「随意契約比率」の引下げに向けて徹底的に取り組むこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務団体への業務委託についての透明性・適正性の向上、外部制作事業者の活用等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めること。なお、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月30日公表)に従つて、適正な製作取引の確保に努めること。
- これまで、不正経理・着服や受信契約者の個人情報の漏えい等の不祥事が発生したことは、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであると言わざるを得ない。引き続き、再発防止に向けて、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に努めるとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなられたことを重く受け止め、引き続き、適正な労務管理や不断の「働き方改革」に徹底して取り組むこと。とりわけ、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるよう、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ。)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実・女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、必要に応じて新たな目標を設定しつつ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。

（改）第5章 受信料の適正化

- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等
- 営業経費について、引き続き見直しを実施し、削減を図っていくこと。また、「訪問によらぬい営業」への転換については、その効果について検証を着実に実施し、検証結果を踏まえて不斷に見直しを行うとともに、営業活動の一層の合理化・効率化に向けて、日本郵便との連携等、新たな方策に積極的かつ早期に取り組むこと。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた苦情等も踏まえ、引き続き、委託先の業務の実態を適切に把握し、必要に応じて是正を指導するなど、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制について、不斷に点検及び見直しを行うこと。
- 令和3年度は支払率が80%に低下することが見込まれているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けて、未契約者及び未払者対策を着実に実施し、支払率の向上に全力を挙げること。
- 6 大規模災害に対応するための公共放送の機能の強靭化等
- 令和2年7月豪雨等の大規模災害が引き続き発生していることも踏まえ、引き続き、ニュースや番組の充実等を通じて、被災地の復旧・復興への取組を支援すること。
- 大阪拠点放送局をはじめ、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の地方分散と強靭化を図ることとともに、災害対策基本法等に定める指定公共機関として、国民の安全・安心を守るため、その役割を十分に果たすよう努めること。
- 東京2020大会、2025年日本国際博覧会等を控える中、サイバーセキュリティ基本法に定める重要な社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。
- 地域の放送ネットワークの維持・管理に当たっては、民間放送事業者との連携・協力について具体化を促すための適切な協議の場を設けることも含め、一層積極的に実施していくこと。
- 7 放送センターの建替
- 放送センターの建替については、中期経営計画で示された「新放送センターの建設計画の抜本的な見直し」という点に関し、その具体的な内容を早期に明らかにするとともに、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。
- 投資削減は総資産、減価償却費の圧縮に寄与することに重々留意し、新放送センター、各地の地域放送会館その他全般にわたり、中期経営計画で示された「設備のシンプル化・集約化・クラウド化」による「保有設備の削減」を着実に実施すること。
- 新放送センター及び地域放送会館その他の建設費の圧縮に徹底的に取り組み、その成果を受信料引下げの原資に充てること。
- 8 新型コロナウイルスの感染拡大への対応
- 協会が自ら令和2年3月24日に公表した行動指針等に基づき、引き続き、国民・視聴者への正確かつ迅速な情報の提供や国内の正しい情報を世界へ発信すること等に努めるとともに、協会自身が公共放送としての社会的使命を十全に果たしていくため徹底した対策を講じること。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を見極め、受信料の引下げを実現することにより、家計の負担軽減に資するよう努めること。また、受信料の支払いが困難になつた者への対応について、引き続き、適切に検討すること。
- NHK経営計画(2021—2023年度)
- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行や相次ぐ大規模災害、経済格差の拡大など、日本と世界の社会・経済の先行きについて不透明感が増し、インターネットには不確かであいまいな情報があふれています。一方、若者を中心にテレビの保有率が低下し、幅広い世代でインターネットの利用時間が増えてテレビの視聴時間との「逆転」が予想されるなど、メディア環境や視聴者行動が大きく変化しています。
- NHKは、受信料で成り立つ公共メディアとして、こうした時代の変化に向き合い、視聴者・国民のみなさまからの信頼に応えるとともに、合理的なコストでの運営に努めます。経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、正確、公平公正で、豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な媒体を通じてお届けし続ける、「新しいNHKらしさの追求」を進めます。
- これにあわせて既存業務を抜本的に見直し、放送波を整理・削減するとともに550億円規模の支出削減を行い、効率的で持続可能な組織に変わります。経費を700億円規模で削減する一方、150億円程度を以下の5つの取り組みに重点投資し、スリムで強靭(じん)な「新しいNHK」となることを目指します。
- <5つの重点項目>
1. 安全・安心を支える―「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靭なネットワークを構築
 2. 新時代へのチャレンジ―最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
 3. あまねく伝える―確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ
 4. 社会への貢献―地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献
 5. 人事制度改革―組織の機能を最大限發揮するための「人財」改革を推進
- NHKがこれまで大切にしてきた公共的価値は、「新しいNHKらしさの追求」にあたつても、しっかりと守っていきます。
- NHKが基本と考える公共的価値
- ▼不偏不党、自主自律を堅持、正確で公平公正な情報を発信し、知る権利を充足して、健全な民主主義の発展に貢献▼一人ひとりの生活の安全、豊かさ、教育、福祉、文化創造に貢献▼地域社会やメディア業界の維持・発展に貢献▼日本と国際社会の相互理解に貢献▼NHKの価値の最大化を図り、視聴者・国民のみなさまから信頼され必要とされる存在となる
- 受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなかにあっても、NHKと関連団体が一体となって「NHKでしか創り出せないこと」に注力するとともに、効率的な経営を徹底し、受信料の価値

の最大化を進めます。全国津々浦々にネットワークを持つ、信頼される「情報の社会的基盤」として、SDGs（国連が定めた持続可能な開発目標）の考え方も踏まえながら、地域や文化を守り、次の世代も安心して豊かに暮らせる日本の未来に貢献してまいります。

◆ 5つの重点項目の具体施策

1. 安全・安心を支える

● 「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靭なネットワークを構築

- 相次ぐ大規模災害や深刻化する環境問題、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、さまざまな脅威から一人ひとりの「命と暮らしを守る」ため、専門知識を生かした取材に基づく信頼できるコンテンツを、放送ヒンターネットを連動させてこれまで以上にきめ細かくお届けします。地域の自治体やメディアとの連携も充実させ、日頃からの災害への備えの強化に貢献します。

- 大規模災害の発生時でも確実に放送・サービスをお届けするため、東京の放送センターの代替として大阪拠点放送局の機能を強化するとともに、老朽化した各地の放送会館の建て替えを計画的に進め、いかなる時も確かな情報を届けることができる強靭な体制を構築します。

2. 新時代へのチャレンジ

● 最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供

- コンテンツを報道やドラマといったジャンル別に管理することで、重複する内容の番組を整理・削減して経営資源を集中させ、見ごたえのある大型シリーズ番組など、視聴者のみなさまの期待を上回る質の高いコンテンツを、合理的なコストで、最適な媒体を通じて提供します。
- 最新の映像技術を活用して、デジタル化が進むこれからの中社会に求められる教育・教養コンテンツを開拓し、さまざまな世代の人たちの暮らしや学習を幅広く支援します。
- 出演者と視聴者が同じ仮想空間に参加できる「バーチャル・プラットフォーム」など、空間拡張技術を活用した、これまでにない視聴体験ができる技術の研究開発を進めます。

3. あまねく伝える

● 確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ

- 新型コロナウイルス感染症の流行で、人と人との距離がますます離れつあるなか、正確な情報をさまざまな媒体で一人ひとりに届けるだけでなく、世代や地域を超えて個人をつなぐ番組などを制作し、社会が連携するきっかけとなる役割を果たします。
- A-I技術などを駆使した最先端のユニバーサル・サービスの提供を拡充します。
- 訪日・在留外国人に対し、災害情報や生活中に必要な情報などを、放送だけでなく、インターネット配信を効果的に活用してきめ細かく提供します。

4. 社会への貢献

● 地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献

- 地域情報の全国・海外への発信を大幅にやすとともに、地域の課題を取り上げ、全国ネットワークを最大限に活用して情報を共有することで解決につなげるなど、各地域の発展にさまざまな形で貢献します。NHKが収集した情報やデータを公共財として広く活用していくため、オープン化の取り組みを進めます。

- 4K・8Kの技術を使って、日本各地に残る伝統的な文化や芸術、歴史遺産などを記録して未来に伝えるなど、NHKグループの持つ知見・技術を広く社会に提供します。
- 民間放送との二元体制を堅持し、培ってきた放送文化の発展のため、NHKが開発した技術や知見の共有など、放送・メディア業界の未来を支える取り組みを進めます。

5. 人事制度改革

● 組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進

- 人事制度を抜本的に改革し、NHKで働く一人ひとりの創造性を最大化します。多様な人々がそれぞれの働き方で力を発揮できるよう、ダイバーシティを推進することも、地域に根ざす人材がいっそう活躍する環境を整えつつ、「新しいNHKらしさの追求」を実現する“人財”を育成します。

◆ スリムで強靭な「新しいNHK」を目指す構造改革

● 保有するメディアの整理・削減

- 放送波の整理・削減にあたっては、現在提供しているコンテンツに対するニーズを踏まえ、視聴者のみなさまの利便性を損なわないことに留意しながら進めます。

● 衛星波は2Kのうち1波を削減、将来的に右旋は1波化を視野に検討

- 衛星波のうち、右旋の3波(BS1・BSP・BS4K)の見直しを行い、2023年度中に2Kのうち1波を削減します。削減にあたっては、番組の一部を他の放送波に移すなど編成上の工夫に努めます。さらに、将来的には4Kの普及状況を見極めて、1波への整理・削減も視野に入れて検討を進めます。

● 音声波は2波(AM・FM)への整理・削減に向けた検討

● 音声波について、民間放送のAMからFMへの転換の動きや聴取者への利用実態調査の結果などを考慮しつつ、インターネットの活用や編成上の工夫をしながら、2025年度に現在の3波(R1・R2・FM)から2波(AM、FM)へ整理・削減する方向で検討を進めます。

● インターネット活用業務

- NHKのコンテンツにいつでもどこでも触れられるようインターネットを適切に活用
- 日本への理解促進のため、海外向けコンテンツを、衛星放送だけでなくインターネット配信も活用して、きめ細かく、効率的・効果的に世界に発信します。
- インターネットでの地方向け放送番組の提供は、必要な設備を整備し、段階的に進めます。
- インターネット活用業務実施費用の抑制的な管理に向けた体制を整備します。
- 「受信料の価値を最大化」するためのマネジメント施策
- 効率的な業務体制の確立と保有設備の削減
- 経営資源を放送・サービスに集中させるため、管理間接部門を削減するなど、グループ全体で業務や要員などの全面的な見直しを行い、効率的なコストによる効率的な業務体制を確立させます。

- 老朽化した東京・渋谷の放送センターや各地の放送会館の建て替えを進める一方、設備のシンプリ化・集約化・クラウド化を推進して保有設備の削減を進めます。
 - 営業経費の削減と視聴者の満足度を高める視聴者コミュニケーション改革
 - ポストコロナ時代を見据え、訪問によらない効率的な営業活動への移行で経費を削減するとともに、営業経費のさらなる抑制を図るため、新たな制度の導入を国に求めていきます。
 - 契約いただいているみなさまとの結びつきの強化や、満足度を高める取り組みを推進し、視聴者のみなさにより信頼され、より必要とされるNHKとなるために努力を重ねます。
 - グループ全体での「新しいNHKらしさの追求」に向けた体制構築とガバナンスの強化
 - NHKの関連団体については、「新しいNHKらしさの追求」に向けて機能・役割を見直し、子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに団体の数を削減してスリムで強靭な体制を構築します。
 - 子会社については、改革をよりスピーディーに進めるため、中間持株会社の導入を視野に業務・要員の効率化や管理機能の集約など、ガバナンスの強化を進めます。
 - 財團については、社会貢献事業を強化するため業務のあり方を見直し、2023年度の統合に向けて検討を進めます。
 - 経営計画の進捗状況の評価・管理の明確化
 - 決算と業績の評価を重視し、客観的なデータに基づいて改革・改善の進捗管理を行い、目標達成につなげる仕組みを明確化します。代表的な指標等は公表し、説明責任を果たします。
 - NHKグループ全体として、経営委員会が定めた「内部統制関係議決」に基づき整備した体制（「関連団体運営基準」等）を適切に運用し、コンプライアンスの徹底など業務の適正性を確保します。
- ◆計画期間中の收支と受信料の考え方
- 受信料が長期的な減収傾向となることが予測されるなか、経営資源を放送・サービスに集中させて視聴者のみなさまのニーズに応え、受信料の価値の最大化を図るため、構造改革による支出規模の圧縮に取り組みます。
- 事業収入：2021年度は、2020年度に実施した値下げ（2018年度から順次実施した奨学金受給学生への免除などとあわせて年間400億円規模の還元）が通年で影響することや、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2020年度予算比で約300億円の減収を想定しています。本経営計画期間中は厳しい経済状況が継続することを想定し、2022年度と2023年度についても毎年10億円程度の減収を想定しています。
- 事業支出：構造改革を断行して550億円規模の支出削減を行い、2023年度には支出を6,800億円規模に抑えます。3年間で700億円規模（2020年度予算比）の削減を行う一方で、150億円程度を5つの取り組みに重点投資します。新放送センター情報棟の整備や各地の放送会館の建て替えなどは、建設積立資産を充てるとともに、財政安定のための繰越金（大災害時の事業維持などに必要な額は確保）を充当することにより対応します。

区分	2020年度 予算	(億円)		
		2021年度 増減	2022年度 増減	2023年度 増減
事業収入	7,204	6,900 △ 304	6,890 △ 10	6,880 △ 10
うち受信料収入	6,974	6,714 △ 260	6,700 △ 14	6,690 △ 10
事業支出	7,354	7,130 △ 224	6,890 △ 240	6,800 △ 90
事業収支差金	△ 149	△ 230 △ 80	△ 230 0	△ 80 80

○受信料を2023年度に値下げの方針

○こうした支出の削減に加えて、さらなるコストの圧縮を進め、新放送センターの建設計画の抜本的な見直しや経営努力によって生み出した剩余金を積み立てる仕組みの導入なども行い、還元の原資として事業規模の一割にあたる700億円程度を確保します。そのうえで、新型コロナウイルス感染症の影響や放送法改正の動き、訪問によらない新たな営業施策の進捗などを見直めながら、具体的な方法などを検討し、衛星波の削減を行いう2023年度に受信料の値下げを行いう方針です。また、衛星付加受信料の見直しを含めた総合的な受信料のあり方について導入に向けた検討を進めます。値下げの詳細の決定にあわせて、本経営計画の修正を行います。

○受信料制度について、あらゆる機会を通じて視聴者のみなさまに丁寧にご説明し、ご理解いただくための活動を強化します。公平負担の徹底の観点から、支払率80%台の維持に努めるとともに衛星契約割合を向上させ、運営に必要な受信料収入を確保します。

〔受信料額〔月額：地上契約1,225円、衛星契約2,170円（口座・ケレジット）〕（消費税含む）※沖縄県は料額が異なる〕

事業収入、支払率などは現時点での想定であり、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大など、今後の社会・経済状況の変化などによっては見通しが変動する可能性があります。

放送法第71条の2第2項第1号・第3号に規定された事項について

本計画における、放送法第71条の2第2項第1号および第3号に規定された記載事項は、以下のとおりである。

第1号 中期経営計画の期間

2021年度から2023年度まで（2021年4月1日から2024年3月31日）の3か年とする。

第3号 協会が行う業務の種類及び内容

(1) 国内放送として、テレビジョン放送（総合テレビジョン、教育テレビジョン、BS1、BSプレミアム、BS4K、BS8K）、中波放送（第1放送、第2放送）、超短波放送（FM放送）を実施する。

(2) 國際放送として、邦人向け、外国人向けテレビジョン放送、ラジオ放送を実施する。

(3) インターネット活用業務として、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、放送番組、理解増進情報を提供する。

(4) 調査研究として、放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を行う。

(5) 上記のほか、放送法第20条第2項（上記(3)を除く）及び第3項の業務を実施する。

審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年三月三十日

文教科学委員長 太田 房江
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校等の学級編制の標準を改めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、令和二年度一般会計予算（文部科学省所管）に、約八十一億千七百万円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級などさらなる改善を含め検討し、学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標

準の在り方についても検討すること。

不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的にを行うこと。

六、学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。

七、質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

八、本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 令和七年三月三十一日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人（児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十人）」とする。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和三年三月十八日

参議院議長 山東 昭子殿
衆議院議長 大島 理森

2 前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この項及び次条において「標準法」という。）第四条及び第六条第一項の規定

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する法律(令和三年法律第号。次項及び第六条第二項において「改正法」という)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項の規定又は前条第三項」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「改正六条第二項中「第三条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

(義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範に関する質問主意書

國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(以下「大臣規範」という。)の「一 国務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等」のうち、「(六)関係業者との接觸等」について質問する。

大臣規範による接觸等の範囲は可か。

二　大臣規範における供應接待の定義は何か。
三　関係業者が会食の費用の全額を負担した場

二 関係業者が会食の費用の全額を負担した場合、この会食は供應接待に該当するか。

三 関係業者から供応接待を受けること 자체が大臣規範に違反するのではないか。

四 「国民の疑惑を招くような行為をしてはならないが、何よりも、大臣、閣下よりよくはて日本支那

「ない」とあるが、大臣、副大臣もしくは大臣政務官が行つた行為が疑惑を招く行為か否かを判断

幕官が行つた行為が裏見を指く行為が否かを半断するのは、当該行為を行つた大臣、副大臣もしくは大臣政務官か。

五 大臣、副大臣もしくは大臣政務官が行つた行
しくは大臣政務官か。

か。 為が疑惑を招く行為か否かを判断するのは誰

右質問する。

令和三年三月二十六日

參議院議長 山東 昭子殿 内閣總理大臣 菅義偉

参議院議員斎藤嘉隆君提出国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範に関する質問に対し、別紙答

ひ方政務官夫婦は聞いてる質問は文し
弁書を送付する。

參議院議員斎藤嘉隆君提出國務大臣、副大

臣及び大臣政務官規範に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「共感接待」については、「国務大

令和三年三月三十一日 参議院会議録第十二号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法の

七五

臣、副大臣及び大臣政務官規範（平成十三年一月六日閣議決定。以下「大臣等規範」という。）における特段の定義は定められていない。

二から五までについて

大臣等規範は、公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保する観点から、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣、内閣官房副長官及び大臣政務官（以下「国務大臣等」という。）が自らすべき規範として定められたものである。お尋ねの「会食」を含め個々の行為が大臣等規範における「供應接待」を受けること、職務に関連して贈物や便宜供与を受けること等であつて国民の疑惑を招くような行為に当たるかについては、各国務大臣等が具体的な事案に即し、大臣等規範の趣旨を踏まえ適切に判断すべきものと考えており、二及び三のお尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

（内閣参賛二〇四第二九号）の二についてにおいて、「支援金等の申請に係る事業（同法第三条及び第四条の規定により保険関係が成立した事業をいう。）のうち、当該申請が行われた際に、事業主が同法第四条の二第一項の規定に基づく届出を行つておらず、都道府県労働局において、当該事業主に対して確認や指導等を行つた上で、審査を行つた結果、支援金等の支給要件のうち「必要な労働保険の適用手続がなされている」ことを満たすと判断されたものの数は、令和二年十一月三十一日時点において、千二百七十六である」と答弁している。

以上を踏まえ、以下質問する。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の二第一項の規定に基づく届出を行つておらず、都道府県労働局において、当該事業主に対して確認

や指導等を行つた数を明らかにされたい。また、当該事業主に対して確認や指導等を行つた数を把握していないのであれば、その数を把握すべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和三年三月十七日

塩村あやか

参議院議長 山東 昭子殿

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年三月十七日

塩村あやか

令和三年三月二十六日

塩村あやか

参議院議長 山東 昭子殿

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する第三回質問主意書

今国会に提出した「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する第三回質問主意書」（第二百四回国会質問第二十九号）に対する答弁書

参議院議員塩村あやか君提出新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する第三回質問に対する答弁書

は、「確認や指導等」は、同一の事業主に対して複数回にわたり行う場合も含め、個々の事案に応じて、様々な方法により行うものであり、御指摘のお尋ねの「確認や指導等を行つた数」について

お尋ねの「確認や指導等を行つた数」について

は、「確認や指導等」は、同一の事業主に対して複数回にわたり行う場合も含め、個々の事案に応じて、様々な方法により行うものであり、御指摘の

お尋ねの「確認や指導等を行つた数」について

右質問する。

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣 菅 義偉

は、「確認や指導等」は、同一の事業主に対して複数回にわたり行う場合も含め、個々の事案に応じて、様々な方法により行うものであり、御指摘の「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の令和三年三月二十二日時点の申請が百三十万件を超えている現状においては、網羅的に把握することは、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

令和三年三月二十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議員松沢成文君提出戦時中の中国人労務者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣 菅 義偉

は、「多くの中国人が日本に徴用され、鉱山や工場などで過酷な条件の下での労働を強いられたと政府は認識しているのか、明らかにされたい。」

る。

参議院議員松沢成文君提出戦時中の中国人労務者に関する質問に対する答弁書

御指摘の「多くの中国人が日本に徴用され」の意味するところが必ずしも明らかではないが、戦時中の中国人労務者の移入、配置、処遇、送還等に

戦時中の中国人労務者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年三月十七日

松沢 成文

参議院議長 山東 昭子殿

松沢 成文

戦時中の中国人労務者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議長 山東 昭子殿

内閣総理大臣 菅 義偉

は、「戦時中の国内労働力の不足を補うため、「華人労務者内地移入ニ関スル件」（昭和十七年十一月二十七日閣議決定）に基づき、昭和十八年から昭和二十年までの間、華北を中心とした地域の中国人合計三万八千九百三十五人を労働に従事させたものとされている。この件について

御指摘の「多くの中国人が日本に徴用され」の意味するところが必ずしも明らかではないが、戦時中の中国人労務者の移入、配置、処遇、送還等に

関わる事情を記述した「華人労務者就労事情調査報告書」（昭和二十一年三月外務省管理局作成）によれば、政府は、戦時中の国内労働力の不足を補うため、「華人労務者内地移入ニ関スル件」（昭和十七年十一月二十七日閣議決定）に基づき、昭和十八年から昭和二十年までの間、華北を中心とした地域の中国人合計三万八千九百三十五人を労働に従事させたものとされている。この件について

の政府の見解は、御指摘の答弁書（平成十五年八月二十六日内閣衆質一五六第一四九号）一についてでお答えしたとおりである。

官僚の働き方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年三月十九日

伊藤 孝恵

参議院議長 山東 昭子殿

官僚の働き方に関する質問主意書

昨今の質問主意書や国会審議の答弁において明らかになっている、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(以下「コロナ室」という)や厚生労働省における過酷な勤務実態について、働き方改革にも反すると考え、以下質問する。

一 全ての府省庁(地方支分部局は含めない。以下同じ)における、職員(一般職の職員の給与に関する法律の規定による超過勤務手当及び休日給の支給対象となる職員。以下同じ)の、時間外在勤時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に規定する正規の勤務時間以外に在勤した時間として、職員からの報告に基づき把握している時間。以下同じ)と、超過勤務時間(一般職の職員の給与に関する法律の規定による超過勤務手当及び休日給が支給された時間。以下同じ)について、全ての府省庁ごとに、平均の時間と最も多かった職員の時間を、直近三か月(昨年十二月～今年二月)の月毎にそれぞれお示しいただきたい。

二 全ての府省庁における職員の超過勤務時間について、過労死ラインを超える月八十時間以上百時間未満であった職員の数は何人か。また、民間であれば特別な事情があつたとしても労働基準法違反となる、月百時間以上であつた職員の数は何人か。さらに、それぞれの人数について、府省庁の職員数に占める割合は何パーセントか。全ての府省庁ごとの数字を、直近三か月(昨年十二月～今年二月)の月毎にそれぞれ

お示しいただきたい。

三 前記一及び二で示された全府省庁の結果や、府省間における結果の差や偏りについて、政

は、各府省庁が所掌する行政分野の重要性・緊急性や、真に対応が求められている業務量に応じて、府省庁の枠を超えた定員調整が行われる必要がある。

この点、政府は、平成二十六年に「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を閣議決定しており、この中で、「内閣人事局は、内閣の重要政策に対応した戦略的な定員配置を実現する観点から、府省の枠を超えて、大胆に定員の再配置を推進する。」としている。

一方、同閣議決定において、「府省全体で、対基準年度未定員比で毎年2%（五年十%）以上を合理化することを基本とする。」ともしており、これに基づく内閣人事局長通知「令和二年度から令和六年度までの定員合理化目標数について」では、各府省庁の定員合理化目標を示している。

さらに、同閣議決定において、「新規増員は、政府の新たな重要な課題に適切に対処するため、政府全体の人的資源の戦略的な再配置を実現することとする。各府省は、既存業務の増大への対応に当たっては、自律的な組織内の再配置によることを原則とし、新規増員は厳に抑制する。」とされていることや、同内閣人事局長通知において、各府省庁の定員合理化目標をほぼ一律に、五年間で一割削減とされていることによることを原則とし、新規増員は厳に抑制する。」ともされている。

1 前述のとおり、同閣議決定において、「内閣人事局は、内閣の重要政策に対応した戦略的

的な定員配置を実現する観点から、府省の枠を超えて、大胆に定員の再配置を推進する。」とされているが、直近の「内閣の重要政策」をどう捉え、どのように「大胆な定員の再配置」を行っているのか、具体的にお示しいただきたい。

2 昨今、質問主意書や国会審議の答弁において、「コロナ室や厚生労働省における過酷な勤務実態が明らかになっているが、こうした現状の勤務実態を踏まえ、内閣人事局は、「大胆な定員の再配置」によって、現在、府省庁の超過勤務実態の偏りが十分に是正され、「国の行政が適切に運営される」人員配置になつていると考へているのか、政府の見解をお示しいただきたい。

3 前述の過酷な勤務実態を踏まえれば、各府省庁における勤務時間短縮の努力だけでは限界があり、府省間の超過勤務実態の偏りの是正のためには政府全体で、早急に具体的な改善策を講じる必要がある。

(1) 前述のとおり、同閣議決定において、「新規増員は・・・特に必要が認められる場合に限ることとする。各府省は、既存業務の増大への対応に当たっては、自律的な組織内の再配置によることを原則とし、新規増員は厳に抑制する。」とされ

る場合に限ることとする。各府省は、既存業務の増大への対応に当たっては、自律的な組織内の再配置によることを原則とし、新規増員は厳に抑制する。」とされていることや、同内閣人事局長通知において、各府省庁の定員合理化目標をほぼ一律に、五年間で一割削減とされていることが、過酷な勤務実態にある省庁が業務量に見合った定員に増員し、人員配置を是正することができず、各府省間で超過勤務時間の偏りが起きないよう、府省間の人員配置の偏りを是正する対策をとる必要があると考えるが、政府の見解をお示しいただきたい。

(4) 特に、昨今の質問主意書や国会審議の答弁で明らかになっている、コロナ室や厚生労働省における過酷な勤務実態については、職員の健康を守り、職員の家族

一つだと考える。このようなルールは、まさに人員配置における行政の縦割りそ

のものであると考えるが、行政の縦割り打破を掲げている菅内閣としての見解をお示しいただきたい。

(2) 国民の税金が国家公務員の人事費に充てられることを踏まえれば、国家公務員の人事費は効率的に、かつ、重要施策に重点的に活用されるべきであり、この観点から政府全体として超過勤務時間を削減し、特に、賃金割増率の高い深夜残業や休日労働は徹底的に削減すべきである。前述の過酷な勤務実態を踏まれば、そのような過酷な勤務実態にある省

府においては、前記四の3の(1)で挙げたようなルールを杓子定規的に当てはめるべきではないと考えるが、政府の見解をお示しいただきたい。また、政府として、こうした考え方に基づき、同閣議決定及び同内閣人事局長通知を見直す考えはあるか、お示しいただきたい。

(3) 前述の過酷な勤務実態は一刻も早く是正する必要がある。同閣議決定及び同内閣人事局長通知の見直しに時間を要するのであれば、緊急的に、府省間で超過勤務時間の偏りが起きないよう、府省間の人員配置の偏りを是正する対策をとる必要があると考えるが、政府の見解をお示しいただきたい。

にも安心していただけるよう、また、国民にとつて重要な対策が円滑に進むよう、一刻も早く是正する必要があるが、政府は、いつどのような対策を講じるのか、人員配置の是正も含めて具体的にお示しいただきたい。

右質問する。

令和三年三月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉
参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方に関する質問に対する答弁書

参議院議員伊藤孝恵君提出官僚の働き方に

一及び二について
お尋ねのうち、「全ての府省庁(地方支分部局

は含めない。・・・」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和二年十二月から令和三年二月までの期間において、各府省本府省及び外局の内部部局(以下「各府省内部部局」という)における、「職員(一般職の職員の給与に関する法律の規定による超過勤務手当及び休日給の支給対象となる職員。・・・)(以下「一及び二について及び三についてにおいて「職員」という)における、「職員(一般職の職員の給与に関する法律の規定による超過勤務手当及び休日給の支給対象となる職員。・・・)(以下「一及び二について及び三についてにおいて「職員」という)の「時間外在勤時間(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に規定する正規の勤務時間以外に在勤した時間として、職員からの報告に基づき把握している時間。・・・)にあつては統一的に把握していないため、「一般職の職員の給与に関する法律の規定による」「休日給が支給された時間」にあつてはこれを把握

し、「超過勤務手当」が支給された時間に通算すること等に膨大な作業をするため、いずれもお答えすることは困難である。

また、お尋ねのうち、同期間ににおいて、各府省内部部局における職員の「一般職の職員の給与に関する法律の規定による超過勤務手当」が支給された時間については、各府省の「平均の時間」及び「それぞれの人数について、府省庁の時間」及び「それぞれの人数について、府省庁の

職員数に占める割合」にあつては調査に膨大な作業を要するためお答えすることは困難であるが、人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)第二十二条の二の規定により直接指導を行わなければならない職員等に関して、各府省

内部部局における、①令和二年十二月において、超過勤務時間(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十六条の規定による超過勤務手当が支給された時間ををいう。以下同じ。)が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であった職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であった職員の数、②令和三年一月において、超過勤務時間が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であった職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であった職員の数並びに③同年二月において、超過勤務時間が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であった職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であつた職員の数並びに④同年二月において、超過勤務時間が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であつた職員の数を、各府省ごとに

支給された時間については、各府省の「平均の時間」及び「それぞれの人数について、府省庁の

職員数に占める割合」にあつては調査に膨大な作業を要するためお答えすることは困難であるが、人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)第二十二条の二の規定により直接指導を行わなければならない職員等に関して、各府省

内部部局における、①令和二年十二月において、超過勤務時間(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十六条の規定による超過勤務手当が支給された時間ををいう。以下同じ。)が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であった職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であった職員の数、②令和三年一月において、超過勤務時間が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であった職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であった職員の数並びに③同年二月において、超過勤務時間が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であつた職員の数を、各府省ごとに

支給された時間については、各府省の「平均の時間」及び「それぞれの人数について、府省庁の

職員数に占める割合」にあつては調査に膨大な作業を要するためお答えすることは困難であるが、人事院規則一〇一四(職員の保健及び安全保持)第二十二条の二の規定により直接指導を行わなければならない職員等に関して、各府省

内部部局における、①令和二年十二月において、超過勤務時間(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十六条の規定による超過勤務手当が支給された時間ををいう。以下同じ。)が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であった職員の数及び超過勤務時間が百時間以上であった職員の数、②令和三年一月において、超過勤務時間が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超え百時間未満であつた職員の数を、各府省ごとに

内閣官房 ①三百五時間、二十八人、二十人 ②三百六十四時間、十八人、四十九人 ③二百八十三時間、三十人、五十七人

内閣法制局 ①百八十六時間、一人、六人 ②二百三十六時間、四人、十人 ③百八十五時間、四人、五人

人事院 ①九十二時間、三人、零人 ②六十六時間、零人、零人 ③百二十時間、百十三人、六十九人

公害等調整委員会 ①四十一時間、零人、零人 ②三十五時間、零人、零人 ③四十四時間、零人、零人

消防庁 ①九十九時間、三人、零人 ②六十八時間、零人、零人 ③六十八時間、零人、零人

法務省 ①百三十五時間、七人、七人 ②百十二時間、十七人、二人 ③百九時間、十人、一人

出入国在留管理庁 ①百九時間、六人、二人 ②百二時間、十人、一人 ③百四時間、十人、二人

公安部審査委員会 ①十二時間、零人、零人 ②九時間、零人、零人 ③五時間、零人、零人

公安調査庁 ①三十時間、零人、零人 ②四十二時間、零人、零人 ③七十一時間、零人、零人

外務省 ①二百十七時間、七十九人、六十八人 ②二百四十六時間、七十八人、六十九人

財務省 ①二百三十六時間、九十七人、二百八十七人 ②二百六十六時間、八十五人、百五十八人 ③百九十三時間、七十六人、七十二人

金融厅 ①百四十六時間、三十四人、十五人 ②百七十六時間、四十二人、二十八人 ③二百一時間、五十一人、三十八人

カジノ管理委員会 ①六十七時間、零人、零人 ②六十四時間、零人、零人 ③九十八時間、一人、一人

個人情報保護委員会 ①百五十一時間、九人、一人 ②百三十六時間、二人、一人 ③九十九時間、六人、零人

警察庁 ①百七時間、五人、一人 ②百九十四時間、三人、五人 ③百九十四時間、五十人、二十五人

公正取引委員会 ①百十一時間、九人、一人 ②百七時間、一人、一人 ③百四十一時間、四人、一人

人間科学研究所 ①百七時間、一人、一人 ②百三十六時間、二人、一人 ③百四十一時間、八人、一人

人間環境研究所 ①百三十六時間、一人、一人 ②百三十六時間、一人、一人 ③百三十六時間、九人、一人

消費者庁 ①百二十四時間、十五人、二人 ②百三十八時間、八人、三人 ③九十四時間、九人、四人

文部科学省 ①百七時間、十三人、一人 ②百八時間、十一人、一人 ③九十四時間、九人、七人

復興庁 ①百五十五時間、七人、四人 ②百四十時間、三人、二人 ③二百五十七時間、十人、十六人

総務省 ①百八十七時間、五十人、三十二人 ②二百三十一時間、四十人、十七人 ③二百一時間、百十三人、六十九人

公害等調整委員会 ①四十一時間、零人、零人 ②三十五時間、零人、零人 ③四十四時間、零人、零人

消防庁 ①九十九時間、三人、零人 ②六十八時間、零人、零人 ③六十八時間、零人、零人

法務省 ①百三十五時間、七人、七人 ②百十二時間、十七人、二人 ③百九時間、十人、一人

出入国在留管理庁 ①百九時間、六人、二人 ②百二時間、十人、一人 ③百四時間、十人、二人

公安部審査委員会 ①十二時間、零人、零人 ②九時間、零人、零人 ③五時間、零人、零人

公安調査庁 ①三十時間、零人、零人 ②四十二時間、零人、零人 ③七十一時間、零人、零人

外務省 ①二百十七時間、七十九人、六十八人 ②二百四十六時間、七十八人、六十九人

財務省 ①二百三十六時間、九十七人、二百八十七人 ②二百六十六時間、八十五人、百五十八人 ③百九十三時間、七十六人、七十二人

金融厅 ①百四十六時間、三十四人、十五人 ②百七十六時間、四十二人、二十八人 ③二百一時間、五十一人、三十八人

カジノ管理委員会 ①六十七時間、零人、零人 ②六十四時間、零人、零人 ③九十八時間、一人、一人

個人情報保護委員会 ①百五十一時間、九人、一人 ②百三十六時間、二人、一人 ③九十九時間、六人、零人

警察庁 ①百七時間、五人、一人 ②百三十六時間、一人、一人 ③百四十一時間、八人、一人

公正取引委員会 ①百三十六時間、九人、一人 ②百三十六時間、一人、一人 ③百三十六時間、九人、一人

人間科学研究所 ①百三十六時間、一人、一人 ②百三十六時間、一人、一人 ③百三十六時間、九人、一人

人間環境研究所 ①百三十六時間、一人、一人 ②百三十六時間、一人、一人 ③百三十六時間、九人、一人

消費者庁 ①百二十四時間、十五人、二人 ②百三十八時間、八人、三人 ③九十四時間、九人、四人

文部科学省 ①百七時間、十三人、一人 ②百八時間、十一人、一人 ③九十四時間、九人、七人

百六十六時間、十三人、三人	③百五十七時間、四十七人、二十二人
スポーツ庁	①九十五時間、八人、零人
九十五時間、五人、零人	③百五十三時間、六人、五人
文化庁	①六十九時間、零人、零人
時間、四人、零人	③百三十二時間、三人、三
厚生労働省	①百八十三時間、百四十五人、百七人
中央労働委員会	①四十二時間、零人、零人
農林水産省	①百八十七時間、百八十六人、百七十六人
海上保安庁	①百四十八時間、三人、十人
林野庁	①百三十時間、十六人、三人
十時間、零人、零人	②八十五時間、六十一人、六十人
水産庁	①百四十三時間、十二人、十二人
五人	②百二十九時間、三人、一人
環境省	①百六十二時間、十三人、十人
原子力規制委員会	①百四十四時間、五人、一時間、五十七人、二十九人
防衛省	①四十時間、零人、零人
経済産業省	①百七十八時間、四十四人、二
三人	②二百二十時間、五十二人、五十一人
十四人	②三百二十六時間、八十七人、九十一人
人	③二百七十八時間、百七人、百六人
資源エネルギー庁	①百八時間、二十六人、
特許庁	①百四十九時間、十一人、四人
百三十九時間、四十四人、七十四人	②二百七十五時間、四十四人、七十四人
中小企業庁	①百二十九時間、十四人、六人
人、二人	百二十時間、三十四人、三十二人
百六十六時間、十三人、三人	③百五十七時間、四十七人、二十二人
国土交通省	①百八十七時間、百六十三人、六十九人
観光庁	①百二十八時間、八人、十人
時間、八人、五人	③百三十五時間、十三人、三
人、十四人	百三十三時間、八人、五人
気象庁	①百八十九時間、十一人、四人
運輸安全委員会	①八十時間、零人、零人
人、零人	②四十五時間、零人、零人
農林水産省	①百三十九時間、十三人、三人
人、零人	③百三十九時間、十九人、十三人
海上保安庁	①百四十八時間、三人、十人
林野庁	①百三十九時間、十三人、十人
十時間、零人、零人	②八十五時間、六十一人、六十人
水産庁	①百三十九時間、三人、一人
五人	②百二十九時間、零人、一人
環境省	①百六十二時間、十三人、十人
原子力規制委員会	①百四十四時間、五人、一時間、五十七人、二十九人
防衛省	①四十時間、零人、零人
経済産業省	①百七十八時間、四十四人、二
三人	②二百二十時間、五十二人、五十一人
十四人	②三百二十六時間、八十七人、九十一人
人	③二百七十八時間、百七人、百六人
資源エネルギー庁	①百八時間、二十六人、
特許庁	①百四十九時間、十一人、四人
百三十九時間、四十四人、七十四人	②二百七十五時間、四十四人、七十四人
中小企業庁	①百二十九時間、十四人、六人

百六十六時間、十三人、三人 ③百五十七時間、四十七人、二十二人

人 ②百八十時間、三十一人、三十九人 ③二

百二十時間、三十四人、三十二人

に見解をお示しすることは困難である。

四の1について

「直近の「内閣の重要な政策」については、「令和二年内閣の重要な課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」(令和二年七月二十一日内閣総理大臣決定)において、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇」(令和二年七月十七日閣議決定)及び「成長戦略実行計画」(令和二年七月十七日閣議決定)に掲げられたものとしており、政府としては、これらに係る取組を推進する体制を重点的に整備することとしている。

令和三年度予算においては、各府省において合理化された定員六千五百八十四人を原資として、内閣の重要な政策を始めとする行政に対する需要(以下「行政需要」という。)に対応できるよう、必要な定員を各府省に再配置することとしている。

社会経済情勢の変化に伴いそれぞれの行政需要やそのための業務量も変化することから、毎年度、定員合理化に取り組んだ上で、合理化された定員を原資とし、その時の行政需要に対応できるよう政府全体で定員の再配置を行つていい。その際、定員合理化の要求は全ての部局・課室において一律に行うのではなく、具体的にどの部局・課室において当該要求を行うかについては、それぞれの業務の状況を見て、各府省の判断において決定できることとしている。また、「既存業務」であつても、その時の行政需要に対応できるよう定員の再配置を行つており、これらを通じて行政の適切な運営の確保を図つ

超過勤務の縮減については、従来の業務のやり方のまま単に定員配置を行うのではなく、各府省において、超過勤務の発生要因に応じて、廃止も含めた業務の徹底した見直しや効率化、管理職員による部下職員の超過勤務状況の把握や業務分担の見直し等、管理職員による業務運営の改善を推進するとともに、政府においては、業務量に応じた必要な定員の措置についても、限られた財源の中で優先順位を考慮しながら、引き続き適切に対応してまいりたい。

四の3の(4)について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び厚生労働省には、新型コロナウイルス感染症への対応のため、多大な負担がかかってきただところであるが、これまで、必要な人員の確保による体制強化を図るほか、業務分担の見直しやテレワークの推進等により、職員の負担軽減のための対応を行つてあるところである。今後とも、職員の健康には十分配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応が円滑に遂行されるよう全力を尽くしてまいりたい。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、府省によつて人員規模、業務内容等が様々であることから、一及び二についてでお示しした各府省との超過勤務時間が最も長かつた職員の超過勤務時間、超過勤務時間が八十時間を超えた百時間未満であった職員の数及び超過勤務時間百時間以上であつた職員の数について、一概

が百時間以上であつた職員の数について、一概

官 報 (号 外)

第明治二十五年三月三十日
種類便物認可日

令和三年三月三十一日 参議院会議録第十二号

発行所
二東京一番五号
独立行政法人國立印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
本体 三六〇円